| 資料6 | 令和6年8月29日<br>第32期青少年問題協議会<br>第8回専門委員会 |
|---|---|

# 「子ども・若者総合計画（令和7～11年度）」掲載予定事業

| 【現行計画目標】 | 現行計画<br>延べ掲載事業数 | うち、再掲事業数 | 次期計画<br>延べ継続掲載事業数 | うち再掲事業数 | 新規掲載事業数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 【目標1】子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する | 46 | 1 | 41 | 1 | 2 |
| 【目標2】子どもを安心して産み育てるための支援を促進する | 45 | 7 | 33 | 7 | 6 |
| 【目標3】子ども・若者に関する施設において、充実した環境を整備する | 51 | 6 | 43 | 6 | 2 |
| 【目標4】若者の自立と社会参加を支援する | 29 | 2 | 18 | 1 | 1 |
| 【目標5】それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する | 99 | 39 | 84 | 34 | 4 |
| 【目標6】子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する | 50 | 2 | 42 | 2 | 6 |
| 合計 | 320 | 57 | 261 | 51 | 21 |

「子ども･若者総合計画（令和7～11年度）」掲載予定事業（継続掲載事業）

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども･若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）[]内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども･若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| | | | | | **（記入例）重点事業** | **1** | | **「子どもの権利」の理解の普及・啓発** | **子ども若者課** | **子どもの権利に関する条例の普及を図ります。** | **小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関わる施設等に配布します。** | **普及啓発媒体の種類** | **周知用パンフレット等の修正・配付** | **紙媒体以外での広報・周知方法を充実させる** | **・子どもの権利広報・周知用の動画作成<br>・区内イベント開催時等での「子どもの権利」の普及活動の実施<br>・SNSを活用した広報** | **－** | **「とします子ども会議」に参加した子どもたちから、どのようにすればもっと多くの子どもたちに「子どもの権利」知ってもらえるか、ということに対する意見・提案を踏ま** | | | | | | | | | | | **有** | **「豊島こども大学」等、子どもの権利に関する事業に参加した子どもたちや、中高生ジャンプの利用者等から意見等を聴取している。<br>広報対象者からの意見を取り入れて、対象者の年齢等に合わせたわかりやすく親しみのある広報媒体の制作に取り組んでいる。** | **子どもの権利に関する条例のパンフレットについて、子どもからの意見や提案を反映し、従来のものから「マンガ版」へリニューアルした。** | **今後も、どのような手法で行うことが適切か、「とします子ども会議」の参加者にアンケートをとったり、中高生ジャンプの利用者に聞き取り等することで、子どもたちの意見や思いを踏まえながら広報媒体を制作していく。** |
| 目標１「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」 | （１）子ども権利に関する理解促進 | ①子どもの権利の普及啓発・情報発信 | 子どもの権利の普及啓発・理解促進を図ります。 | 子どもに分かりやすいリーフレットを作成するなど、対象者に合わせた手法を実施します。 | 重点事業 | 1 | 1 | 「子どもの権利」の理解の普及・啓発 | 子ども若者課 | 子どもの権利に関する条例の普及を図ります。 | 小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関わる施設等に配布します。 | 普及啓発媒体の種類 | 周知用パンフレット等の修正・配付 | 紙媒体以外での広報・周知方法を充実させる | ・子どもの権利広報・周知用の動画作成<br>・区内イベント開催時等での「子どもの権利」の普及活動の実施<br>・SNSを活用した広報 | — | 「とします子ども会議」に参加した子どもたちから、どのようにすればもっと多くの子どもたちに「子どもの権利」を知ってもらえるか、ということに対する意見・提案を踏まえ見直した。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 有 | 子どもの権利に関する事業に参加した子どもたちや、中高生センタージャンプの利用者等から意見等を聴取しました。<br>広報対象者からの意見を取り入れて、年齢等に合わせた分かりやすく親しみのある広報媒体の制作に取り組んでいます。 | 子どもの権利に関する条例のパンフレットについて、子どもからの意見や提案を反映し、従来のものから「マンガ版」へリニューアルしました。<br>また、「とします子どもの権利相談室」の広報物について、子どもたちが携帯しやすいようカードサイズのものを作成しました。 | 子どもの権利に関する事業参加者へのアンケートや中高生センタージャンプの利用者の聞き取り等により、子どもたちの意見や思いを踏まえながら広報媒体を制作していきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 2 | 2 | 「子ども月間」事業 | 子ども若者課 | 子どもの権利の普及啓発のために、「子ども月間」（11月）に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくります。 | 子どもの権利に関する条例に基づく「子ども月間」（11月）に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくります。青少年育成委員会においても地区ごとに運動会やお祭りなど子どもが地域活動に参加するイベントを行っています。 | 子ども月間において、子どもが様々な体験ができる機会を提供するとともに、「子ども月間」の認知度向上 | ・広報紙での「子どもの権利」に基づく事業の周知<br>・中央図書館でパネル展示開催<br>・ケーブルテレビでの周知<br>・東京音楽大学が企画する「スペシャルコンサート」を協働で実施 | 子ども月間において、子どもが様々な体験ができる機会を提供するとともに、「子ども月間」の認知度向上 | ・子どもへの様々な機会を提供する事業の実施<br>・「子どもの権利」に関する普及啓発活動の実施 | — | — | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 有 | イベントを実施した際には、子どもからアンケートをとっています。 | アンケート等の意見を踏まえ、様々な体験の機会を提供できるよう、次回開催のために活用しています。 | 今後も、アンケート等の意見を踏まえ、次回開催のために活用していきます。 |
| | | ②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援 | 子どもの権利について学ぶ機会を確保します。 | 子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。 | 重点事業 | 3 | 3 | 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施 | 子ども若者課<br>指導課 | 子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。 | 学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。 | ①職員研修実施回数<br>②出前講座実施回数<br>③区民講演会実施回数 | **子ども若者課**<br>①5回<br>【5回】<br>②3回<br>【5回】<br>③1回<br>【2回】<br>**指導課**<br>①5回<br>【5回】 | ①職員研修実施回数<br>②出前講座実施回数<br>③区民講演会実施回数 | **子ども若者課**<br>①5回<br>②7回<br>③3回<br>**指導課**<br>①5回 | — | － | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 有 | 開催後にアンケートをとっています。 | アンケート等の意見を踏まえながら、プログラムを検討しています。 | 今後もアンケート等の意見を踏まえながら、プログラムを検討していきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 4 | 4 | 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保 | 子ども若者課<br>指導課 | 学校での子どもの権利の学習機会を確保します。 | 「子どもの権利に関する条例」の学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。 | 実施校数 | **子ども若者課**<br>8校<br>【6校】<br>**指導課**<br>５校<br>【３校】 | 実施校数 | 子ども若者課<br>22校<br>指導課<br>毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施 | — | － | | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | 有 | 開催前に子どもたちから「どのようなことが聞いてみたいか」「こんな授業にしてほしい」という意見を挙げてもらい、開催後にアンケートをとっています。 | 子どもたちの意見をどのように反映されていくのかを知りたいという意見に対し、実際の事例を紹介しながら、説明している。 | 今後も、子だもたちの意見やアンケートを踏まえながら、様々な学年で開催できるようにプログラムを検討していきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 5 | 5 | 保育の質向上事業 | 保育課 | 子どもの多様な体験機会を確保しながら、子どもの権利について学び、身につけていきます。 | 企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な襲力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。 | 実施園<br>（2園/年） | レミダワークショップ2園【2園】<br>CAPプログラム2園【2園】 | 実施園<br>（2園/年） | レミダワークショップ2園<br>CAPプログラム2園 | | | | | ○ | | | | | ○ | ○ | | | 無 | | | 両事業を実施することで、今後も保育士の資質向上に努める。 |
| | （２）子どもの意見表明・参加の促進 | ①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり | 子どもが意見表明や社会参加できる機会を確保します。 | 意見表明や参加を促進するための事業を実施します。 | 重点事業 | 6 | 6 | とします子ども会議の開催 | 子ども若者課 | 子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。 | 「子どもの権利に関する条例」に基づく「とします子ども会議」として、区内の小中高校生が、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。 | ①参加者数<br>②提案採択数 | ①17人<br>【30人】<br>② 2 件<br>【1件】 | ①参加者数<br>②提案採択数 | ①30人<br>②3件 | 子どもの意見を反映しやすくなるように工夫しているため、採択数を修正しました。 | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | 有 | 子どもからの意見を取り入れやすいように、区役所内の子どもの意見を聴きたい部署からテーマを募集し、各テーマについて意見交換や調査を行い、意見発表会で子ども一人ひとりから発表してもらいました。子ども達からの意見を各部署で実現できるか検討しその結果を子どもたちに報告する報告会を実施した。 | 子ども向けにYouTubeで配信したいという意見を反映し、子どもたちが障害のある方へインタビューした動画をとしまテレビの番組で放送し、現在YouTubeで配信している。「子どもの権利」について学校で壁新聞を作りたいという意見を反映し、今年度の6年生の授業で壁新聞を作る予定になっている。 | 引き続き子どもから意見が反映しやすく、子どもが意見を発言しやすい環境となるよう工夫して実施していきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 7 | － | 子どもの参加推進事業 | 子ども若者課 | 地域の大学等と連携し、子どもの意見表明や、社会参加、参画を推進します。 | 区内の子どもを対象に、子どもの権利に関する条例の認知度の向上を図るとともに、地域団体や大学等との連携のもと、区政や地域活動の中で子どもが自分の意見を表明したり、社会参加、参画を推進する事業を実施します。 | 共催事業参加者数 | 28人<br>【30人】 | 令和5年度末で事業終了（放課後子ども教室で実施） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 8 | 7 | 利用者会議の開催 | 子ども若者課<br>放課後対策課 | 子どもが自分の意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させます。 | 子どもスキップや中高生センターにおいて、利用者会議を開催し、会議で出された意見などは、施設運営や行事に反映させます。 | 利用者会議開催数 | **＜中高生センター＞**<br>31回<br>【34回】<br>(56%)<br>**＜子どもスキップ＞**<br>139回<br>【44】 | 利用者会議開催数 | **＜中高生センター＞**<br>36回<br>**＜子どもスキップ＞**<br>44回 | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | 有 | **＜中高生センター＞**<br>利用者会議や利用者アンケート、日常会話等で中高生の希望や意見を聴き取っています。<br>**＜子どもスキップ＞**<br>一部の施設では児童の有志による自主組織が子ども会議の運営を導入しています。 | **＜中高生センター＞**<br>高校文化祭でのライブ実施支援やライブハウスでのライブ、卓球大会やゲーム大会等を実施しています。<br>**＜子どもスキップ＞**<br>一部の施設では児童自身が子ども会議の企画、進行、意見の取りまとめ、発表などを行っています。 | **＜中高生センター＞**<br>利用者会議の内容を工夫し、中高生が意見・要望を言いやすい環境を整えます。<br>**＜子どもスキップ＞**<br>児童の自主組織による子ども会議の運営を行える施設を拡大していきます。 |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）[]内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標１「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」 | （２）子どもの意見表明・参加の促進 | ②子どもの意見表明・参加の促進 | 日常における子どもの意見表明や社会参加を促進します。 | 日常の様々な場面で子どもが意見を表明でき、また子どもの意見が受け止められるよう取り組みます。 | 計画事業 | 9 | 8 | 子ども地域活動支援事業 | 子ども若者課 | 中高生が自主的に地域で活動できる機会・実践できる場を提供します。地域の中で中高生センターの取り組みを知ってもらう活動に取り組みます。 | 子どもが地域社会の大事な担い手として、おとなと一緒に地域活動に参加できるよう、委託者と連携し、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援等を行います。 | 参加者数 | 389人【250人】(243%) | 参加者数 | 350人 | | | | | | ○ | ○ | | | | | | 有 | 日常会話や利用者会議の開催により中高生の意見や要望を聴き取っています。 | 活動内容や回数も利用者の意見を尊重しつつ、地域とつなぐ活動を心掛けています。 | 引き続き、中高生の「やってみたい」と思う気持ちを尊重し活動に取り組みます。 |
| | | ②子どもの意見表明・参加の促進 | 日常における子どもの意見表明や社会参加を促進します。 | 日常の様々な場面で子どもが意見を表明でき、また子どもの意見が受け止められるよう取り組みます。 | 計画事業 | 10 | 9 | 青少年指導者養成事業 | 学習・スポーツ課 | 参加した子どもたちが、学校や地域で活動できるリーダーシップとフォロワーシップを身につけることができるよう、日常から社会参加を促進する機会を提供します。 | 小学校4年生から中学生を対象に、地域青少年活動の充実、振興を図るため、キャンプを中心にリーダー養成講座を実施します。 | ジュニアリーダー講習会の開催回数 | ８回【10回　80%】 | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | 有 | 講義形式ではなくグループワークをとおした実践が中心の活動で、子供たちの意見を随時取り入れながら行っています。年度末にはふりかえりを行い、そこでの意見を次年度に生かす工夫もしています。 | 事業対象者からの意見を生かし、活動内容を見直したり、次年度以降の運営に反映させたりしています。 | 引き続き、子どもたちの意見を取り入れながら事業実施を行うとともに、令和7年度から新たな計画期間となる生涯学習推進ビジョンにおいても、子どもたちの学校以外の学びの場の充実について記載する予定です。 |
| | （３）子どもの居場所・活動の充実 | ①子どもの居場所の充実 | 子どもの居場所を充実します。 | 施設整備の検討、既存の居場所事業の内容を充実します。 | 重点事業 | 11 | 10 | 中高生センターの運営 | 子ども若者課 | 中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。 | 中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語らいや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身が傷つけられないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。 | ①登録者数<br>②延べ利用者数 | ①2,037人【2,000人】(102%)<br>②25,040人【21,000人】(83%) | ①登録者数<br>②延べ利用者数 | ①2,500人<br>②30,000人 | | | | | | ○ | ○ | | | | | | 有 | 日常会話や利用者会議の開催により中高生の意見や要望を聴き取っています。 | 遊具や備品等の要望を取り入れ、利用者の思いが反映された居場所を維持しています。 | 引き続き、利用者会議や中高生との対話を大切にしながら施設運営します。 |
| | | | | | 重点事業 | 12 | 11 | 子どもスキップの運営・改築 | 放課後対策課 | 小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。 | 小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学童クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。 | 延べ利用者数 | 589,811人<br><br>内訳<br>学童クラブ（458,567人）<br>一般利用（131,244人）<br>【540,000】（109%） | 延べ利用者数 | 540,000人 | | | | | | ○ | | | | | ○ | | | | 有 | 利用者会議である子ども会議を定期的に実施しています。 | 子ども会議で購入する遊具や運営のルールなどを話し合い、実際の運営に取り入れています。 | 引き続き、子ども会議を開催し、児童の意見を運営に取り入れていきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 13 | 12 | 放課後子ども教室事業 | 放課後対策課 | 小学校の施設を活用した安全・安心な活動拠点づくりを進め、地域住民の参加と協力を得て、体験・交流活動の推進に取り組みます。 | 区立小学校において、放課後や週末等に、地域住民の参加と協力を得て、子どもたちを対象に学習やスポーツ・文化活動、交流活動等を行います。 | 延べ実施回数 | 対面事業：1,008回【対面事業：1,320回】 | 延べ実施回数 | 対面事業：2,300回 | | | | | | ○ | | | | | | | 有 | 利用者会議である子ども会議を定期的に実施しています。 | 子ども会議でプログラムの希望などを聴取し、児童がやりたいこと、体験したいことをプログラムに取り入れられるように調整しています。 | 引き続き、子ども会議を開催し、児童の意見を運営に取り入れていきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 14 | 13 | 子ども食堂ネットワーク | 子ども若者課 | 子ども食堂で食事の提供だけでなく、居場所としての機能を充実させます。 | 地域で活動する「子ども食堂」の連絡会「とします子ども食堂ネットワーク」への情報提供や広報の支援を行います。子ども食堂の運営方法等、運営者同士が情報交換を通して安全に支援活動の輪を広げていきます。 | 登録食堂数 | 23食堂【24食堂】 | 登録食堂数 | 30食堂 | | 子ども食堂は地域のボランティアの方が運営しているため、ネットワーク会議や補助金を充実させることで、子ども食堂を始めやすい環境を整備し、子ども食堂が多くなることを目指し食堂数を見直しました。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | 有 | 子ども食堂ネットワーク会議で困っていることや研修内容の希望を聞き次回以降の研修に反映させています。 | 昨年度の子ども食堂ネットワーク研修では防災についての希望があったため、子ども食堂開催時に地震等災害が発生した場合のことや、日頃からできる対策などについての研修を行いました。 | 子ども食堂からの希望を取りつつ、子ども食堂を運営する際に必要な、セーフガーディングや虐待の早期発見についても定期的に研修を行い、子どもたちにとって安心・安全な居場所になるようサポートしていきます。 |
| | | ②屋外遊び場の充実 | 子どもの遊び場の充実を図ります。 | 既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。 | 重点事業 | 15 | 14 | プレーパーク事業 | 子ども若者課 | 子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。 | 子どもが自由で豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク（冒険遊び場）事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。 | ①参加者数<br>②出張プレーパーク開催数 | ①28,707人【32,000人】<br>②8回【10回】 | ①参加者数<br>②出張プレーパーク開催数 | 【32,000人】【10回】 | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 有 | 冒険遊び場であるプレーパークは子どもたちが自由な発想で自分の責任で遊ぶところであることから、子どもたちの好奇心等を大切にし、やりたいことをできる限り実現できるように運営しています。 | プレーパークに来た子どもたちが「おもしろそう！」「やってみたい！」と思えるよう、工作遊びや木登り等、子どもたちの好奇心を掻き立て、自由にいきいきと遊べる空間づくりをしています。 | 引き続き子どもが自由な発想で自分の責任で遊べるよう、安心・安全な外遊び体験の機会を提供していきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 16 | 15 | 小学校開放事業 | 放課後対策課 | 生涯学習の振興、開かれた学校づくり及び地域コミュニティの形成に寄与します。 | 放課後等において、児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。 | 実施施設数（全小学校22校） | 100%【22校】 | 実施施設数（全小学校22校） | 100%【22校】 | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | | | 有 | 校庭で遊ぶ児童を見守る学校開放管理員は児童にとって身近な存在であるため、児童は何かあればその都度、学校開放管理員に声をかけてくれます。児童等から要望が出た場合、学校開放運営会等で検討のうえ反映しています。 | 遊具の補充や遊び方のルール見直し等について、児童等から要望が出た場合、学校開放運営会等で検討のうえ反映しています。 | 引き続き学校開放管理員等を通して、児童の意見を取り入れていきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 17 | 16 | 公園・児童遊園新設改良事業 | 公園緑地課 | 近くの公園対し区民満足度が増し、子どもたちが利活用したいと思う公園を整備していきます。 | 既設の区立公園・児童遊園においては、子育て世代を含めた住民ニーズ等を踏まえ、再整備を検討します。また、学校跡地等を活用して地域の活動拠点となる近隣公園等を整備します。 | 新設・改修公園数２園／年 | ３園【２園】 | 新設・改修公園数２園／年 | 検討中 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 有 | 中小規模公園活用プロジェクトと連携し、改修設計前に対象者の意見を聴収したうえで、できる限り設計に反映しています。 | １００%ではないですが、訪れたくなる公園を目指し意見等を反映しています。 | 今後も今までと同様に、中小規模公園活用プロジェクトとの連携や、保育園等への個別聴収を実施し利用者の視点に立った公園づくりを目指します。 |
| | | | | | 計画事業 | 18 | 17 | 「としまキッズパーク」の整備・運営 | 公園緑地課 | 障がいがある子もない子も安心して遊べる場の充実を図ります。 | 造幣局跡地の一部を、令和2年7月から令和6年度まで「キッズパーク」として運営します。公園内には「ミニトレイン」を走らせるとともにインクルーシブ遊具を整備し、子どもが安心して遊べる場にします。<br>(令和2年度より、「9月」に変更) | 利用者数 | 115,422人【100,000人】 | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | | | 有 | 整備時は、障害者団体などと意見交換を行い整備しました。 | インクルーシブ遊具を設置しました。 | 適宜利用者アンケートを行い、意見を反映して行きたいです。 |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）【】内は令和5年度目標値 達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標１「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」 | （３）子どもの居場所・活動の充実 | ③活動・体験機会の充実 | 子どもの体験機会の充実を図ります。 | 子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。 | 重点事業 | 19 | － | 子どものための文化体験事業（計画策定時は「子どものための文化体験プログラム」） | 文化デザイン課 保育課 | 子どもたちが多彩な文化芸術が体験できる機会を提供します。 | 区とNPO法人が協働して、次代の文化の担い手である子どもたちを対象に文化芸術に触れるワークショップ等のアートプログラムを展開します。 | ①演劇公演実施回数、延べ参加者数<br>②鑑賞教室実施回数、延べ参加者数<br>③ワークショップ実施回数、延べ参加者数<br>④保育園ワークショップ実施園数、延べ参加者数<br>⑤ぞうしがや こどもステーション実施回数、延べ参加者数 | ①事業見直しのためプログラム廃止<br>②9回 参加者数562人<br>【30人】（83%）<br>④20園、515人<br>【参加数 延べ500人】(114%)<br>⑤41回<br>参加者数1,168人<br>【1,000人】<br>（60%） | 掲載終了。なお、⑤ぞうしがや こどもステーションの事業のみの別事業へリニューアル | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ③活動・体験機会の充実 | 子どもの体験機会の充実を図ります。 | 子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。 | 計画事業 | 20 | 18 | 次世代育成事業助成 | 文化デザイン課 | 家庭や学校や習い事とは別の場所でアーティストや、同世代の仲間たちと一緒に楽しい時間を過ごす中で、創造力・表現力・発想力・コミュニケーション力を磨きながら、健やかな身体と感性豊かな心を育む。 | 区内の子どもたちが気軽に美術や音楽、ダンスなど、様々な芸術に触れ、親しむ場と機会を提供します。（としま未来文化財団助成事業） | 体験プログラム数 | 10プログラム<br>【10プログラム】 | 体験プログラム数 | 10プログラム | | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | | 有 | 子ども向け事業を実施する際は、必ずスタッフが子どもたちの生の反応を観察し、アーティスト等にフィードバックしている。また、ワークショップにおいても、終了後に振り返りを行い、子どもたち一人ひとりの反応から次回以降の内容のブラッシュアップを図っている。 | 子どもたちがより楽しめる時間を提供するため、能動的に楽しめる場づくりを行っている。（公演前のワークショップ） | 子ども向けの文化事業は、継続実施すること、文化芸術を通した大人たちとのコミュニティ形成が重要なポイントの一つである。そのため、生のダイレクトな反応とアンケート結果をまとめ、次回に活かして行くとともに、アーティストとも協働してプログラム開発していく事で、地域の特性にあった子ども向けプログラムを実施していく。 |
| | | ③活動・体験機会の充実 | 子どもの体験機会の充実を図ります。 | 子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。 | 計画事業 | 21 | － | アトカル・マジカル学園 | 文化デザイン課 | 親子や家族がアート・カルチャーに触れる機会を応援します。 | 「変身」をキーワードに演劇・ダンスの手法を使ったプログラム「マジカルへんしん教室」、親子が同級生になって授業を楽しむ「としまおやこ小学校」など、子育て世代を対象に、ワークショップや演技・演出など舞台芸術を体験する事業を実施します。また、子育て世代のアート体験をサポートする託児所と子どものアート体験が合体した「アート体験支援型託児 アートサポート児童館」を実施します。 | プログラム提供日数 | 未実施 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 22 | 19 | 図書館おはなし会・読み聞かせ事業 | 図書館課 | 子どもの読書機会の提供します。 | 子どもの読書活動を推進するため、図書館でのおはなし会をはじめ、区立保育園・幼稚園、小・中学校などを訪問、あるいは図書館に招待しての読み聞かせや、図書館利用の案内などを実施します。また、読み聞かせボランティア育成のための講習会を開催します。 | おはなし会等、読書普及企画の実施 | 143回<br>【年50回以上】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 23 | 20 | 生涯スポーツ推進事業 | 学習・スポーツ課 | 年齢や性別を問わず、スポーツに親しみ、楽しめる機会を提供し、スポーツ人口の増加を目指します。 | 子どもが体を動かすことが好きになるよう各種のスポーツを体験する機会を提供するとともに、地域のスポーツ指導者を対象として、スポーツ理論や実践の講習を行い、スポーツリーダーを育成します。 | 事業数 | 21事業<br>【24事業 86%】 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 有 | 事業内容に関する感想だけでなく、事業実施の時期や時間帯などについての意見も取り入れ、次年度以降の事業内容や周知方法などのを検討する際の参考としています。 | 事業対象者の意見を参考に、事業の実施内容や実施目的を都度アップデートするよう意識しています。 | 子どもたちのスポーツ実施については、「とします子ども会議」の議題として子どもたちから意見を聞く機会を設ける予定です。また、令和7年度から新たな計画期間となる豊島区スポーツ推進計画においても、子どもたちのスポーツ実施環境の確保について記載する予定です。 |
| | | | | | 計画事業 | 15 | 14 | プレーパーク事業【再掲】 | 子ども若者課 | 子どもたちが自由で豊かな体験ができる機会の充実を図ります。 | 子どもが自由で豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク（冒険遊び場）事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。 | 出張プレーパーク実施回数 | 8回<br>【10回】 | 出張プレーパーク実施回数 | 10回 | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | | 有 | 常設プレーパークから離れた地域にプレーパークが出張します。冒険遊び場であるプレーパークは子どもたちが自由な発想で自分の責任で遊ぶところなので、出張プレーパークでも、子どもたちの好奇心を大切にし、やりたいことをできる範囲内で実現できるよう運営しています。 | 出張プレーパークに来た子どもたちが興味を持ってもらえるような仕掛けを考え、自分から遊びに入っていけるような遊びの空間づくりをしています。シャボン玉遊び、段ボール遊びなど、子どもの「やってみたい！」を引き出すような工夫をしたり、その気持ちを実現できるように実施しています。 | 引き続き子どもたちの好奇心を揺き立て、自由にいきいきと遊べる空間づくりを進めていきます。 |
| | | ④学習支援の充実 | 学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。 | 区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。 | 重点事業 | 24 | － | コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援 | 福祉総務課 | 子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。 | コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。 | ①学習会実施回数<br>②子どもの延べ参加者数 | ①22回<br>【64回】<br>（34%）<br>②305人<br>【1,391人】<br>（22%） | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 25 | 21 | としま地域未来塾 | 放課後対策課 | 地域人材の活用により、学習支援が必要な子どもに学習機会を提供し、学力の定着や高等学校等への進学に繋げます。 | 様々な事情等により学習習慣が十分に身に付いていない、学習の仕方が分からない生徒の学習をタブレット型PCを活用して支援し、学力の定着や希望する高等学校等への進学に繋がるよう支援を図ります。 | ①開催会場数<br>②開催日数<br>③参加者数（延べ） | ①区内3か所<br>②年33日（130回）<br>夏季休業中の平日<br>３日（６回）<br>③延べ参加人数455人<br>【中学校8校の生徒を対象】 | ①開催会場数<br>②開催日数<br>③参加者数（延べ） | ①区内４か所<br>②土曜日年33日<br>水曜日年33日<br>学校夏季休業中5日<br>③延べ参加人数1000人 | | 区内大学との連携により令和6年度から開催場所が1か所増となったため | | | | | ○ | | ○ | | | | | | | 有 | 年度末に参加者へアンケートを実施 | 次年度の開催内容に反映している | 事業の周知を引き続き実施し、たくさんの生徒が利用できるよう、身近な場所での開催を検討していくことで、生徒が気兼ねなく話ができる機会を増やしていきたい。 |
| | | | | | 計画事業 | 26 | 22 | 小・中学校補習支援チューター事業 | 指導課 | 各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援します。 | 各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置します。 | 各学校に大学生等を補習支援チューターを配置する校数 | 大学生等を補習支援チューターとして配置した。<br>【小学校年間60時間、中学校年間90時間】 | 各学校に大学生等を補習支援チューターを配置する校数 | 1校平均実施時間：<br>小学校年間60時間、<br>中学校年間90時間 | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | 無 | | | |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）〔〕内は令和5年度目標値 達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見及び反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標１「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」 | （３）子どもの居場所・活動の充実 | ④学習支援の充実 | 学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。 | 区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。 | 計画事業 | 27 | 23 | ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業 | 子育て支援課 | ひとり親世帯の子どもの学力向上のみならず、世帯の生活向上につなげます。 | ひとり親世帯等の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩みの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。 | 高校への進学率100% | 100%【100%】 | 事業利用者数 | 教室型３０人 訪問型１５人 | 教室型２０人 訪問型１８人 | 高校進学率100%は当然の成果と考え、事業利用者の確保を目標にすることが妥当と考えました。 | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | 有 | 現場の委託事業者が子どもの面接を随時行っており、毎月の事業報告のなかで、子供の意見を吸い上げている。 | 学習の場としての在り方をその子どもに合った方法を常に取り入れている。 | 業者を通じての意見吸い上げだけでなく、直接アンケート実施のような形で生の声を反映させるスピード感のある対応をする。 |
| | | | | | 計画事業 | 28 | 24 | とします子ども学習支援ネットワーク「とこネット」 | 福祉総務課 | 毎月の定例会において、子ども達の学習指導における情報共有と意見交換を実施することで、効果的な支援を実施します。 | 子育て世帯を対象に、保護者へは就労体験や各種助成制度の紹介など、困窮課題解決のための支援、お子さんへは区内の無料学習支援活動を行う団体等へのご紹介をいたします。 | とこネット定例会の開催数 | 12回【12回】 | とこネット定例会の開催数 | 12回 | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | 有 | 各学習支援団体が子どもたちの声を聴き、苦手科目について重点的に講座を開催したり、学習指導以外のイベントも開催しています。 | 各学習支援団体が子どもたちの声を聴き、苦手科目について重点的に講座を開催したり、学習指導以外のイベントも開催しています。 | 今後もこの取組を継続し、本人に寄り添った学習支援環境を整備していきます。 |
| | （４）子どもの権利侵害の防止及び相談・救済 | ①児童虐待防止対策・いじめ防止対策 | 児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。 | 児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。 | 重点事業 | 29 | 25 | 子ども虐待防止ネットワーク | 子ども家庭支援センター | 児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。 | ①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。<br>②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。<br>③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。 | ①虐待防止ネットワーク研修開催数<br>②出張講座開催数 | ①2回【２回】<br>②43回【40回】 | キャラクター（なやミミ・すいトリ）を積極に使用し、啓発イベントを開催し周知するなど、相談しやすい機運を醸成する。 | ① 2回<br>② 40回 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | 有 | ○ ジャンプにおいて子どもたちと遊びながら意見交換や事業周知を実施した。 | ○ 事業周知にあたって、子どもたちからの意見により対象年齢を広げるなど子どもたちの意見を採用した。<br>○ ジャンプで子どもたちと遊びながら意見交換をし、今後のヤングケアラー施策の参考とした。 | ○ 今後も子どもや保護者の視点に立ち、意見を取り入れながら効果的な事業運営を実施していく。 |
| | | | | | 重点事業 | 30 | 26 | いじめ防止対策推進事業 | 指導課 | 児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見のための取組を推進します。 | ①学識経験者、保護者・学校・地域・関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。<br>②必要に応じ、学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会を開催します。<br>③児童・生徒に対していじめ実態調査を年3回実施し、定期的な実態把握を行います。<br>④心理検査を実施し、個々の行動面や心情面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。 | ①いじめの解消率<br>②いじめ防止のための教員研修の実施 | ①小学校80.0%<br>中学校90.9%<br>【100%】<br>（80%）<br>②職層に応じ年3回実施<br>【年３回】<br>（100%） | ①いじめの解消率<br>②いじめ防止のための教員研修の実施 | ①小学校　100%<br>中学校　100%<br>②職層に応じ年3回実施 | | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | | ○ | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 31 | 27 | 児童虐待防止の普及・啓発 | 子ども家庭支援センター | 児童虐待に関する知識を広く周知し、地域の中での気づきから早期発見につなげます。 | 児童虐待防止に関する区民への理解促進等を図るため、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止キャンペーン活動など、普及・啓発活動を実施します。 | 区民講演会参加人数 | 120名【100名】 | キャラクター（なやミミ・すいトリ）を積極的に使用し、相談しやすい機運を醸成する。 | 100人 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 有 | ○ 出張講座を積極的に実施し、子どもと関われる場を設けている。 | ○ 事業周知にあたって、グッズ配布の対象年齢を子どもからの意見に合わせた | ○ 今後も子どもの意見や要望を丁寧に拾い上げながら施策に反映していく。 |
| | | | | | 計画事業 | 32 | 28 | こんにちは赤ちゃん事業 | 健康推進課<br>長崎健康相談所 | 育児の不安を解消するとともに、把握された要支援の家庭に適切な支援を行い、虐待の未然防止と早期発見に努めます。虐待の未然防止と早期発見に努めます。 | 産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。 | 訪問率 | 96.2%【100%】 | 訪問率 | 97.0% | | | | ○ | | | | | | | | | 有 | 乳児健診時のアンケートで「安心できなかった」「満足できなかった」「役にたたなかった」と回答があった場合には、理由を確認しています。 | アンケート回答が不評だった場合には、事業担当者にフィードバックして、対象者の継続支援や次の対象者に活用しています。 | 事後アンケートを継続して、必要な改善策を図っていきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 33 | 29 | 子育て訪問相談事業 | 子ども家庭支援センター | 親子の孤立化防止のために訪問し必要な支援を提供し、児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。 | 支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。 | 訪問件数 | 4,091件【4,000件】 | 在宅支援の強化を踏まえ、気軽に訪問を依頼できる環境を作り、訪問員についても相談スキルの向上に努める。 | 4,000件 | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | 有 | ○ 家庭訪問時の意見交換やバースデーサポート事業のアンケートにより贈呈品についての意見を受け、業者選定に反映させた。 | ○ 訪問日時の設定について、対象者の都合に極力合わせることで円滑な家庭訪問を実施している。<br>○ 贈呈品などの内容について、利用者の満足度が上がるよう調整している。 | ○ 今後も対象者の意見等を事業に反映できるようアンケートを集計し、事業に反映させる。 |
| | | | | | 計画事業 | 34 | 30 | 母子一体型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業） | 子育て支援課 | 要支援家庭の母子を見守り、心身の健康回復により児童虐待防止を図ります。 | 見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。 | 母子一体型ショートケアの延利用日数 | 92日【100】<br>92% | 母子一体型ショートケアの延利用日数 | 100日 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 有 | 可能な限り母子別々に面接を行い、事業実施中においても随時思いを受け止められるよう委託事業者（母子生活支援施設職員）子ども担当の職員との関係を作っています。 | 子どもの意見をとらえ、子ども目線での支援を忘れずに取り入れるよう工夫しています。 | 子ども家庭支援センター、児童相談所と連携し、子どものケアを行いながら子ども目線での支援を忘れずに取り入れるよう工夫します。 |
| | | | | | 計画事業 | 35 | 31 | 家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業 | 子育て支援課 | 様々な理由から公的な支援の「隙間」にある家庭に寄り添う地域活動を支援し、家庭の孤立や児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。 | 親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業（未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの傾聴と、家事育児などの協働を行うボランティア活動）を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。 | 助成団体数 | 1団体【1団体】（100%） | 助成団体数 | 1団体 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 36 | 32 | スクールカウンセラー事業 | 指導課<br>教育センター | 都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。 | 都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。 | 配置校数（全小中学校30校） | **指導課**<br>30校 【30校】<br>**教育センター**<br>**３園 【３園】** | **教育センター**<br>配置園数<br>**指導課**<br>配置校数<br>（全小中学校30校） | **教育センター**<br>３園<br>**指導課**<br>30校 | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | 無 | | | |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）[]内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標１「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」 | （４）子どもの権利侵害の防止及び相談・救済 | ①児童虐待防止対策・いじめ防止対策 | 児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。 | 児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。 | 計画事業 | 37 | 33 | スクールソーシャルワーカー活用事業 | 教育センター | 学校と連携し、児童虐待やいじめを受けている児童・生徒を早期に発見し、関係機関と連携し支援を行います。 | 学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。 | （全小中学校30校） | 30校【30校】（100%） | （全小中学校30校） | 30校 | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | ②相談・救済体制の整備 | 虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。 | 子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。 | 重点事業 | 38 | 34 | とし子どもの権利相談室の運営 | 子ども若者課 | 子どもの権利侵害を予防、救済します。 | 虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。 | ①設置<br>②相談件数 | 令和5年度中の開設 | 相談件数 | 50件 | － | － | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 有 | 「とし子ども会議」参加者への聞き取りや、小中学生への愛称募集等を実施しています。 | 子どもの権利についてや相談室の役割を広く周知するため、イベントへの参加や分かりやすいホームページの作成に取組みます。。 | 「とし子ども会議」参加者へのアンケートや中高生センタージャンプの利用者に聞き取り等により、子どもたちの意見や思いを踏まえながら周知活動を実施していきます。 |
| | | | | | 重点事業 | 39 | 35 | 子どもの権利擁護委員相談事業 | 子ども若者課センター | 子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。 | 子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。 | 権利侵害に関わる活動件数 | 28件【25件】 | 権利侵害に関わる活動件数 | 50件 | － | － | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 40 | 36 | 児童相談所の運営 | 児童相談課 | 子どもの最善の利益の確保のため、児童虐待をはじめとする子どもとその家庭の抱える課題の解決に迅速に対応します。 | 子どもに関する専門的な相談を受け付け、問題の解決に向けた助言や親子関係の再構築を行います。また、虐待や非行等により児童を家庭から分離する必要がある場合、法的権限に基づき一時保護や施設入所措置を行い、児童の安全の確保を図ります。 | － | － | － | － | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | 有 | 子どもが施設入所中や一時保護中でも学校への通学を希望する場合、可能な限り実現するために、安心して通学できる環境を整えている。<br><br>一時保護所で月２回子ども会議を開催し、子どもから一時保護所での過ごし方など意見をもらい、職員と話し合う時間を設けている。 | これまで通り通学ができるよう学区内の里親への一時保護委託や里親委託を行うとともに、送迎に職員が引率し通学できたケースがある。<br><br>お風呂の時間に入浴剤を使ってリラックスしたいという意見があり、実際に入浴剤を購入し、希望する児童は入浴時に使用した。 | 今後も子どもたちと職員がコミュニケーションを取る機会を積極的に設け、多様な子どもたち一人一人に寄り添った丁寧な支援を行っていく。 |
| | | | | | 計画事業 | 41 | 37 | 人権擁護委員相談事業 | 区民相談課 | 人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施します。 | 法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子どもも対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。 | 人権擁護委員が、電話相談を24時間受け付けます。 | １７件（電話９件、対面８件）…作成者:人権相談の結果は件数しか区に報告されないため、相談者が子どもかどうか不明。 | 人権擁護委員が、電話相談を24時間受け付けます。 | － | １５件（電話７件、対面８件）…作成者:人権相談の結果は件数しか区に報告されないため、相談者が子どもかどうか不明。 | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 左記以外のすべての人 | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 42 | 38 | 子ども若者総合相談事業（アシスとしま） | 子ども若者課 | 子どもの相談へのハードルを下げ、気軽に相談体験することで将来の重篤化を予防します。 | 学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。 | 登録相談者数 | 441人【350人】 | ①登録相談者数<br>②支援回数 | ①400人<br>②2,500回 | ②2,623回 | 「相談者の状況」では、定量的な実績が出せず評価があいまいになる可能性があるため、②支援回数に変更した | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | 無 | | | 相談事業のため子ども若者から直接意見を聴取する取り組みは行わない。 |
| | | | | | 計画事業 | 43 | 39 | 子どもに関する相談事業 | 子ども家庭支援センター | 東西子ども家庭支援センターを中心に子どもに関するあらゆる相談を受け、迅速に対応・支援します。 | 0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。 | 機関連携数 | 553件【480件】 | SNSなどで情報を発信し、相談しやすい環境を整える。 | 520件 | | 虐待未然防止の取り組みを今後更に強化する方針のため。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | 有 | ○ 子どもの相談を受けながら、子どもの要望や意見について聴き取りを行っている。 | ○ 子どもの相談内容により不足する資源の開拓等施策に反映している。 | ○ 今後も子どもの相談の中で不足する施策を見出していく。 |
| | | | | | 計画事業 | 44 | 40 | 子どもからの専用電話相談 | 子ども家庭支援センター | フリーダイヤルで相談できることを周知し、子どもからの相談を受ける環境を整備することで、子どもの相談・救済を図ります。 | 18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。 | 子どもからのフリーダイヤルでの電話相談件数 | 26件【3件】 | キャラクター（なやミミ・すいトリ）を積極的に使用し、相談しやすい機運を醸成する。 | 10件 | | ヤングケアラーの周知活動を強化する方針であるため。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | 有 | ○ 子どもの相談を受けながら、子どもの要望や意見について聴き取りを行っている。 | ○ 子どもの相談内容により不足する資源の開拓等施策に反映している。 | ○ 今後も子どもの相談の中で不足する施策を見出していく。 |
| | | | | | 計画事業 | 45 | 41 | 子ども家庭女性相談事業 | 子育て支援課 | DV被害者,ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。 | 配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。 | 相談件数 | 10,442件【12,000件】87.0% | 相談件数 | 12,000件 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 有 | 可能な限り母子別々に面接を行い、事業実施中においても随時思いを受け止められるよう子ども家庭支援センターと連携をしながら思いを受け止めています。 | 子どもの意見をとらえ、子ども目線での支援を忘れずに取り入れるよう工夫しています。 | 子ども家庭支援センター、児童相談所と連携し、子どものケアを行いながら子ども目線での支援を忘れずに取り入れるよう工夫します。 |

「子ども･若者総合計画（令和7～11年度）」掲載予定事業（継続掲載事業）

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども･若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）【】内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども･若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標２「子どもを安心して産み育てるための支援を促進する」 | （１）子どもや家庭への医療・健康促進 | ①妊娠期からの切れ目ない支援 | 妊娠期から出産後まで、相談・支援体制の充実を図ります。 | 妊娠・出産の不安軽減や、子どもや保護者の状況に応じて切れ目なく支援を行います。 | 重点事業 | 46 | － | ゆりかご･としま事業 | 健康推進課<br>長崎健康相談所<br>子育て支援課 | 妊婦、乳幼児、保護者の心身の健康の保持、増進に努めるとともに、家庭の孤立化を防ぐなど、健全な育児環境の確保を図ります。 | 妊娠中から出産・子育てに関する様々な不安を軽減し、必要な支援を行うため、「ゆりかご面接（妊娠中の体や心、赤ちゃんを迎える準備等の相談）」と「おめでとう面接（初めての子育て、赤ちゃんとの接し方等の相談）」を実施するとともに、ゆりかご応援グッズや誕生お祝い品を配付します。 | ①ゆりかご面接実施率 | **健康推進課･長崎健康相談所**<br>①89.7%<br>【68%】<br>達成度131.9%<br>**子育て支援課**<br>②67.5%<br>【74%】<br>達成度91.2% | 掲載終了。なお、ゆりかご面接の事業としてリニューアル | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 47 | 42 | 妊産婦健康診査 | 健康推進課<br>長崎健康相談所<br>子育て支援課 | 妊娠から出産にかかる経済的負担を軽減し、妊産婦に対し、安心･安全で健やかな妊娠･出産、産後の支援を行います。 | 妊婦の健康保持増進を図るため、妊婦に対し妊婦健康診査･超音波検査･子宮頸がん検診の公費助成を実施する。産婦に対し、母体の回復や授乳状況の把握を行う産婦健診の、公費負担を推進します。 | 初回検査実施率 | 92.7%【95%】 | 初回検査実施率 | 95% | | ○ | | | | | | | | | | 産婦 | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 48 | － | 妊産婦歯科健康診査事業 | 健康推進課 | 妊産婦の口腔衛生の向上、安全な出産乳幼児の健やかな発育のため、歯科健診を通じかかりつけ歯科医をもつことを啓発します。 | 妊娠中から産後または妊娠終了後1年以内の女性を対象に、1回の妊娠につき、１回の歯科健診及び保健指導を実施し、妊産婦と子の歯と口腔の健康を推進します。 | 受診率（38%） | 40.3%【43%】 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 49 | － | 妊産婦･乳幼児保健指導事業 | 健康推進課<br>長崎健康相談所 | 経済的負担を軽減し、すべての妊産婦や乳幼児が健診を受けられるよう支援を行います。 | 経済的理由により保健指導（定期健診）を受け難い妊産婦･乳幼児に保健指導票を交付し、指定医療機関において保健指導を実施します。 | 保健指導票発行率 | 100%<br>【100%】 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 50 | 43 | 産後ケア事業 | 健康推進課<br>長崎健康相談所 | 育児に関する負担を軽減し、安心して育児に取り組めるよう支援します。 | おおむね産後4か月未満の、産後ケアを必要とする母子に対して、助産師等による心身のケア、育児の支援その他母子の健康及び増進に必要な支援を行います。<br>具体的取組「①子育て支援サービスの充実」へ掲載場所変更予定 | 利用延べ日数 | 806日<br>【470日】 | 利用延べ日数 | 1,500日 | | ○ | | | | | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 51 | 44 | 育児支援ヘルパー事業 | 子ども家庭支援センター | 育児支援ヘルパーの利用を勧め出産、育児の負担の軽減を目指します。 | 保護者の体調不良やストレスのために育児や家事に支障がある産前から2歳未満の子どもを養育する家庭に対し、育児支援ヘルパーを派遣し支援を行います。ひとり親家庭は要件が異なります。 | 育児支援ヘルパー派遣回数 | 3,863回<br>【3,800回】 | 調整中 | 調整中 | | ○ | ○ | ○<br>ひとり親家庭のみ | ○<br>ひとり親家庭のみ | | | | ○ | | | | 有 | ○ 初回登録時の訪問の際に、意見交換を積極的に実施<br>○ 区民の声や東部･西部センターメールにてご意見をいただく。<br>○ 区民の声にてご意見をいただく。 | ○ 初回利用前に訪問員が家庭訪問し、利用者へ説明等を行う際に、本事業への意見や質問等を受け、改善等できる点については速やかに事業運営に反映している。<br>○ 区民の声や相談メール等に本事業へのご意見をいただくこともあるので、検討材料として使用する場合もある。 | ○ 安全性･サービスの質を担保しつつ、子ども･若者の意見を柔軟に事業に反映する方針 |
| | | | | | 計画事業 | 52 | － | としま育児サポーター | 健康推進課 | 子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。 | 赤ちゃん訪問後も不安のある方へ助産師が個別訪問し、３～４か月児健診までのきめ細やかな支援を行います。 | 訪問数 | 519人<br>【270人】 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）[]内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標２「子どもを安心して産み育てるための支援を促進する」 | （１）子どもや家庭への医療・健康促進 | ①妊娠期からの切れ目ない支援 | 妊娠期から出産後まで、相談・支援体制の充実を図ります。 | 妊娠・出産の不安軽減や、子どもや保護者の状況に応じて切れ目なく支援を行います。 | 計画事業 | 53 | － | としま見る知るモバイル（令和3年度より「もっと見る知る」に変更） | 健康推進課長崎健康相談所 | 妊娠・子育て中の記録を管理することができ、必要な情報を簡単に入手することができるよう、支援体制の充実を図ります。 | 結婚・妊娠・出産・子育て支援の情報発信を行うアプリを導入し、双方向性の支援を実施します。また、予防接種スケジュール管理とお知らせメールの自動配信を行います。<br>※令和2年度より事業内容一部変更 | 新規登録者数 | 1961件<br>【1000件】<br>（196,1%） | 掲載終了。なお、母子手帳アプリ母子モの事業としてリニューアル | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 54 | － | ようこそ新米ママのひろば事業 | 健康推進課 | 子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。 | 生後4か月未満の乳児とその保護者を対象に、乳児の成長と母体の健康状態を確認し、育児に関する相談やメンテナンス体操を実施することにより、育児不安の軽減と母親のリフレッシュの機会を提供します。 | 実施回数 | 12回<br>【12回】 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 55 | － | 豊島区特定不妊治療費助成事業 | 健康推進課 | すべての人が安心して子どもを産み育てられる社会を目指し、不妊治療をうける夫婦の経済的負担の軽減を図ります。 | 不妊治療を受ける夫婦等の経済的負担の軽減を図るため、「東京都特定不妊治療費助成事業」の承認を受けている区民に対し、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精、男性不妊治療）にかかった保険適用外の治療費の一部を助成します。 | 助成件数 | 66<br>【500】<br>13.2% | 令和５年度末で事業終了 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 56 | 45 | 入院助産 | 子育て支援課 | 経済的に困難な妊産婦の自立につなげます。 | 入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦の方に、入院費用の全部または一部を補助します。 | 利用者数 | 7件<br>【10件】<br>70% | 利用者数 | 10件 | | | ○ | | | | | | | | | | 有 | 事業対象者に寄り添い、意向に沿った支援を行っています。 | 支援については常に事業対象者の思いを取り入れています。 | かかわりのある支援者と情報共有しながら寄りそい型の支援を行います。 |
| | | | | | 計画事業 | 32 | 29 | こんにちは赤ちゃん事業【再掲】 | 健康推進課長崎健康相談所 | 育児の不安を解消するとともに、把握された要支援の家庭に適切な支援を行い、虐待の未然防止と早期発見に努めます。虐待の未然防止と早期発見に努めます。 | 産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。 | 訪問率 | 96.2%【100%】 | 訪問率 | 97.0% | | | | ○ | | | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 新規事業 | － | － | 外国語版母子手帳交付事業 | 健康推進課 | 日本語の理解が難しい外国人が安心して子育てができるよう支援する。 | 妊娠届出時に希望により１０か国語版の母子手帳を交付している。 | 希望の言語の母子手帳を交付する | － | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ②子どもの健康確保のための取組 | 乳幼児の健康な育ちを支える各種事業を推進します。 | 乳幼児向けの健康診断や休日診療、健康に関する悩み相談に対応する事業を行います。 | 重点事業 | 57 | 46 | 乳幼児健康診査 | 健康推進課長崎健康相談所 | 乳幼児の健康状況を把握し、保護者の育児不安軽減や適切な育児環境となるよう支援します。 | 3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に医師、歯科医師の診察及び保健相談、栄養相談、歯科相談を行い、健康診査の結果異常が認められる児に精密健康診査を実施しています。<br>※3～4か月児及び3歳児については保健所において集団的な健診を実施しています。 | ①乳児（3～4か月児）健診受診率<br>②３歳児健診受診率 | ①96.7%<br>【95%】<br>②92.9%<br>【95%】 | ①乳児（3～4か月児）健診受診率<br>②３歳児健診受診率 | ①97.0%<br>②95.0% | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 58 | 47 | 乳幼児歯科衛生相談事業 | 健康推進課長崎健康相談所 | むし歯がなく、正しい生活習慣を身につけた子を増やします。 | 乳幼児をむし歯から守るために、1歳児、2歳児、2歳6か月、3歳6か月から4歳未満までを対象に歯科健診、歯みがき指導、予防処置（フッ化物塗布）を行います。また、希望する保育園に対し、歯みがき指導を実施します。 | ①3歳児健診時のむし歯のない子<br>②1歳児歯科健診受診率 | ①95.8%【96%】<br>②63.5%【63%】 | ①3歳児健診時のむし歯のない子<br>②1歳児歯科健診受診率 | ①97%<br>②65% | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | 無 | | | 健診事業を受診した利用者からは、概ね好評をいただくが、待ち時間が長いというご意見や、予防処置の支払いについてご意見をいただくことがある。待ち時間をなるべく少なく、効率よく安全に健診事業を実施できるようブラッシュアップを図る。 |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）【】内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標2「子どもを安心して産み育てるための支援を促進する」 | （1）子どもや家庭への医療・健康促進 | ②子どもの健康確保のための取組 | 乳幼児の健康な育ちを支える各種事業を推進します。 | 乳幼児向けの健康診断や休日診療、健康に関する悩み相談に対応する事業を行います。 | 計画事業 | 59 | － | 新生児聴覚検査事業 | 健康推進課長崎健康相談所 | 全ての新生児が聴覚検査を受診しやすくし、早期発見、早期療育につなげます。 | 聴覚障害は早期発見と適切な治療・支援が行われることにより、音声言語の発達への影響を最小限に抑えられることができます。検査費用の一部公費助成により経済的負担を軽減することで、全ての新生児が聴覚検査を受診しやすくし、医療機関との連携により、早期発見、早期療育につなげます。 | 初回検査実施率 | 91%【95%】 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 60 | － | 乳幼児健康相談 | 健康推進課長崎健康相談所 | 子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。 | 身近な区の施設等を会場として、乳幼児を対象に身長、体重の計測と栄養相談、育児相談、歯科相談等を実施します。 | 実施回数 | 48回【42回】 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 61 | 48 | 予防接種事業 | 保健予防課 | 予防接種により、感染症の重症化や死亡件数を抑え、集団感染による感染拡大を防止します。 | ワクチンで予防できる感染症の重症化や死亡を防ぎ、集団感染による感染拡大を防止するための重要な施策です。定期予防接種の接種率向上と任意予防接種の推進を図ります。※目標（接種率）に子宮頸がんワクチン定期予防接種を追加した等により、「計画の施策体系における適合箇所」の目標及び内容を変更 | 接種率 | 86.4% | 89% | 接種率（全対象者通知分） | 94.4% | 接種率に子宮頸がんワクチン定期予防接種を追加したため。（当該ワクチンの積極的勧奨が再開したことによる。） | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 62 | 49 | 先天性風しん症候群予防対策事業 | 保健予防課 | 胎児の先天性風しん症候群の発生を防止します。 | 胎児の先天性風しん症候群の発生を防止するため、妊娠を希望する女性や、妊娠を希望する女性または妊婦のパートナーや同居人を対象に風しん抗体検査費用の全額助成を行い、抗体価の低い対象者には、MR（麻しん・風しんワクチンを混合したワクチン）または風しん予防接種費用の全額助成を行います。 | 先天性風しん抗体検査実施件数 | 1020人【1000人】 | 先天性風しん抗体検査実施件数 | 【1,000人】 | | | ○ | | | | | | ○ | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 63 | 50 | 子どもの医療費助成事業 | 子育て支援課 | 子育て世帯の経済的負担を軽減し、児童の保健の向上につなげます。 | 中学校3年生までの子どもにかかる通院・入院の医療費（乳幼児は食事負担額を含む）の自己負担分を助成します。 | － | － | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 64 | 51 | 休日診療事業 | 地域保健課 | 医療機関の休診が多い休日昼間及び土曜休日の準夜間における、救急・応急診療を確保します。 | 休日診療所において、内科・小児科・歯科の休日診療（昼間）並びに内科・小児科の休日及び土曜診療（準夜間）を実施します。 | 年間開設日数 | 年間開設日数：休日74日、土曜準夜50日【年間開設日数：休日73日、土曜準夜50日】 | 年間開設日数 | 年間開設日数：休日74日、土曜準夜47日 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 65 | 52 | 平日準夜間小児初期救急診療事業 | 地域保健課 | 平日準夜間帯における、小児の救急診療の受け皿を確保します。 | 都立大塚病院内の「豊島文京平日準夜間こども救急」において、15歳以下の子どもを対象に、平日の準夜間（午後8時～11時）に週5日間、小児初期救急診療を実施します。 | 年間開設日数 | 年間開設日数：平日242日【年間開設日数：平日242日】 | 年間開設日数 | 年間開設日数：平日244日 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 66 | 53 | こどものぜん息水泳教室 | 地域保健課 | ぜん息に負けない体力づくりをする機会の提供します。 | 気管支ぜん息等の診断を受けている児童・生徒を対象に呼吸法等の訓練により健康の維持、回復を図ることを目的に水泳教室を実施します。 | 実施回数 | 20回【20回】 | 実施回数 | 17回 | | （令和6年度より変更済）対象者がぜん息児童のためインフルエンザ流行時期の開催を回避。同時に、泳力取得の効果的な実施期期間は17回が打倒と判断。 | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | 無 | | | |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）【】内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標２「子どもを安心して産み育てるための支援を促進する」 | 療・健康促進（１）子どもや家庭への医 | ②子どもの健康確保のための取組 | 乳幼児の健康な育ちを支える各種事業を推進します。 | 乳幼児向けの健康診断や休日診療、健康に関する悩み相談に対応する事業を行います。 | 計画事業 | 67 | 54 | 子どものための禁煙外来治療費助成事業 | 地域保健課 | 胎児を含む子どもを受動喫煙による健康被害から守ります。 | 胎児を含む子どもを受動喫煙による健康被害から守るため、妊婦本人及び妊婦や18歳未満の子どもと同居する者並びに20歳未満の喫煙者が、区長が指定する医療機関において禁煙外来治療を完了した場合に一定額を助成します。 | ①登録件数<br>②助成件数 | ①登録3件<br>【登録10件】<br>②助成3件<br>【助成10件】 | ①登録件数<br>②助成件数 | ①登録10件<br>②助成10件 | | | | | | | | ○ | | | 妊婦本人及び妊婦や18歳未満の子どもと同居する者並びに20歳未満の喫煙者 | 無 | | | |
| | （２）子育て家庭への支援 | ①子育て支援サービスの充実 | 子育て家庭への支援を推進します。 | 個々の状況に応じた家庭支援、子育てに関する情報提供を実施します。 | 重点事業 | 68 | 55 | 東部・西部子ども家庭支援センター事業 | 子ども家庭支援センター | 親子で楽しく遊び過ごせる居場所を提供し、安心して子育てができるようにします。 | 育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育ちを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。 | ①センター来館者<br>②センター新規登録世帯数 | ①26,864人<br>【38,000人】<br>②1,468世帯<br>【1,300世帯】 | 調整中 | 調整中 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | 有 | ○ センター利用登録時の意見交換<br>○ 親子あそび広場事業利用時に利用者と意見交換を積極的に実施<br>○ 東部・西部センターメールにてご意見をいただく<br>○ 区民の声にてご意見をいただく | ○ これまで使用済みおむつは持ち帰っていただいていたが、利用者の意見を反映し、東部・西部子ども家庭支援センターで使用済みおむつを回収することになった。感染症・臭い対策として、圧縮ラミネート（真空パック）機器を導入した。 | ○ 今後も利用者の意見を反映し、利用者視点に立った東部・西部子ども家庭支援センターの運営を継続していく。 |
| | | | | | 重点事業 | 69 | 56 | 地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設 | 地域区民ひろば課 | 地域における子育て世代の交流の場を提供します。 | 地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を小学校区単位に開設しています。また、保護者からの育児相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど地域の子育てを支援しています。 | 延べ利用者数 | 149,051人<br>【175,220人】<br>（67%） | 延べ利用者数 | 222,500人 | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 70 | 57 | 子どもショートステイ事業 | 子ども家庭支援センター | 宿泊を伴う子どもの預け先を確保し、必要とする家庭を支援します。 | 保護者の疾病、出産などにより、一時的に保育を必要とする児童に対して宿泊を伴う養育を行います。 | 利用泊数 | 587泊<br>【450泊】 | 調整中 | 調整中 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | 有 | ○ 東部・西部センター電話にてご意見をいただく<br>○ 東部・西部センターメールにてご意見をいただく<br>○ 委託事業者が聴いたご意見を共有する<br>○ 区民の声にてご意見をいただく | ○ 兄弟の受け入れについて、施設の利用枠がないため、兄弟が分かれて利用していたが、子どもの視点にたち、兄弟が同じ施設に入所できるよう枠を増やし、課題解決した。 | ○ 今後も事業を利用する子どもたちの意見等を反映できるよう事業展開していく。 |
| | | | | | 計画事業 | 71 | 58 | ファミリー・サポート・センター事業 | 子育て支援課 | 地域での子育ての相互援助を支援します。 | 生後43日から小学校修了時までの子どもを持ち、子育ての援助を必要とする方（利用会員）と子育ての援助ができる方（援助会員）からなる会員組織です。区は事務局として会員間の橋渡しを行い、地域の中での子育てを援助します。<br>※令和2年度より、事業内容一部変更 | 援助会員数 | 200<br>【200】<br>(100%) | 活動件数 | 13,000件 | 11,964件 | 援助会員の増が必ずしも活動件数の増には結びつかないため | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 72 | 59 | 子育て支援総合相談事業 | 子育て支援課 | 子育てナビゲーターが、妊娠・出産・子育てに関する相談にお応えし、また、ご家庭の状況に応じた子育て情報を提供します。 | 子育て総合相談窓口「子育てインフォメーション」に「子育てナビゲーター」を配置し、妊娠期から子育て期に関わる相談の受付や専門部署への連絡・調整を行い、子育て支援の相談機能の充実を図っています。また、子育て世帯に有益な情報の提供や、子育てサークル等に関わる地域活動支援も行います。 | 受付件数 | 4,373<br>【5,000】<br>87.5% | 受付件数 | 4,000件 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 73 | 60 | 子育てひろば事業補助 | 保育課 | 身近な地域における子育て家庭への支援を広げます。 | 身近な地域における子育て家庭への支援を広げるため、地域の団体が行う「子育てひろば事業」に対し、運営助成を行います。 | 運営助成数 | 3,358組<br>【2,000組】 | 運営助成数 | 3,358組 | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | 無 | | | |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）【】内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標２「子どもを安心して産み育てるための支援を促進する」 | （２）子育て家庭への支援 | ①子育て支援サービスの充実 | 子育て家庭への支援を推進します。 | 個々の状況に応じた家庭支援、子育てに関する情報提供を実施します。 | 計画事業 | 74 | 61 | マイほいくえん事業 | 保育課 | 「マイほいくえん」事業を通じて、安心して出産し子育てができるよう支援します。 | 出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い区立保育園、一部の私立認可保育所や地域型保育事業所を「マイほいくえん」と位置付けます（登録制）。「マイほいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実を図ります。 | 登録者数（1園あたり平均） | 9.4人【10人】 | 登録者数（1園あたり平均） | 11人 | | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | | | 無 | | | 区民ひろばでマイほいくえんPRイベントを実施することで、在宅子育て家庭とつながりを持ちながら、地域子育て支援に取り組む。 |
| | | | | | 計画事業 | 35 | 31 | 家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業【再掲】 | 子育て支援課 | 様々な理由から公的な支援の「隙間」にある家庭に寄り添う地域活動を支援します。 | 親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業（未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの傾聴と、家事育児などの協働を行うボランティア活動）を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。 | 助成団体数 | 1団体【1団体】（100%） | 助成団体数 | 1団体 | | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 51 | 44 | 育児支援ヘルパー事業【再掲】 | 子ども家庭支援センター | 育児支援ヘルパーの利用登録を促し安心して出産、育児ができることを目指します。 | 保護者の体調不良やストレスのために育児や家事に支障がある産前から2歳未満の子どもを養育する家庭に対し、育児支援ヘルパーを派遣し支援を行います。ひとり親家庭は要件が異なります。 | 育児支援ヘルパー登録数 | 412件【450件】 | | | | | ○ | ○ | ○ ひとり親家庭のみ | ○ ひとり親家庭のみ | | | | ○ | | | | 有 | ○ 初回登録時の訪問の際に、意見交換を積極的に実施<br>○ 区民の声や東部・西部センターメールにてご意見をいただく。<br>○ 区民の声にてご意見をいただく。 | ○ 初回利用前に訪問員が家庭訪問し、利用者へ説明等を行う際に、本事業への意見や質問等を受け、改善等できる点については速やかに事業運営に反映している。<br>○ 区民の声や相談メール等に本事業へのご意見をいただくこともあるので、検討材料として使用する場合もある。 | ○ 安全性・サービスの質を担保しつつ、子ども・若者の意見を柔軟に事業に反映する方針 |
| | | ②家庭教育支援 | 家庭教育を推進し、保護者の子育て力の向上を図ります。 | 子育てに関する学習機会や情報の提供を行います。 | 重点事業 | 75 | － | 家庭教育推進事業 | 庶務課 | 家庭教育の重要性を啓発します。 | 以下の取組を通じ、子どもの発達段階に応じた学習機会の充実や情報提供を行います。<br>①【家庭教育推進員】区立小学校ＰＴＡ会長から推薦を受けた家庭教育推進員が1年間活動し、2月に学習発表会を開催します。<br>②【家庭教育学級】キャリア教育や居場所としての家庭について学ぶ講座を開催します。<br>③【家庭教育講座】区立小中学校ＰＴＡ及び区立幼稚園職員と園児の保護者が企画運営する講座を支援します。 | ①【家庭教育推進員】参加者に事業開始前と終了後でアンケートをとり、「家庭教育に主体的に働きかけたい」と思う人の増加率<br>②【家庭教育学級】延べ参加者数<br>③【家庭教育講座】実施校数 | ①32%上昇【18%上昇】<br>②0名【300名】<br>③11講座【17講座】 | 掲載終了。③のみの事業としてリニューアル | | | | | | | | | | ○ | | | | 有 | 対象は子どもではなく保護者ですが、アンケートをとっています。またPTA会長や実務担当の成人教育担当者へ直接説明し、質問を受ける場を設けています。 | アンケート等でいただいた意見については、次年度以降の事業に反映しているものもあります。 | 今後も、スムーズな事業実施のため保護者の意見を聞く機会を設けます。 |
| | | | | | 計画事業 | 76 | 62 | 母親学級、パパママ準備教室 | 健康推進課 長崎健康相談所 | 安心して出産・育児を迎えられるよう支援します。 | 妊婦及びそのパートナーを対象に、妊娠中の過ごし方、お産の準備、産後の摂生、保育方法について助産師等による講義・実技及び指導を行います。 | 実施回数<br>①母親学級<br>②パパママ準備教室 | ①18回（平日コース6回、休日コース12回）【18回（平日コース6回、休日コース12回）】<br>②36回【24回】 | 実施回数<br>①母親学級<br>②パパママ準備教室 | ①18回<br>②36回 | ①母親学級の実施回数の考え方<br>健康推進課（土曜日）（平日）１２回<br>長崎２日制 × ６回 | | | | | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 77 | － | 母乳教室事業 | 健康推進課 長崎健康相談所 | 子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。 | 母乳で育てたいと考えている母親のために、母乳相談を実施します。 | 実施回数<br>①母乳教室<br>②卒乳教室 | ①21回【21回】<br>②15回【15回】 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 78 | 63 | 母親の子育て講座の開催 | 子ども家庭支援センター | 母親向けの講座を開催し、母親の子育て力の向上・仲間づくりを支援します。 | 子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や食育、遊びなど、広く子育てに関する学習を行います。また、他機関との連携や民間（NPO）との共催も視野に入れた講座なども行います。 | 講座参加者数（スマイル講座・NP） | 466人【500人】 | 調整中 | 調整中 | | | | | | | | | ○ | | | | 有 | ○ 講座実施後のアンケートにて今後の希望講座も含めご意見をいただく<br>○ 区民の声や東部・西部センターメールにてご意見をいただく<br>○ 区民の声にてご意見をいただく | ○ アンケートでのご意見を参考に、次の講座のテーマや新しい講座の企画へ反映している。 | ○ 今後も参加者の意見を講座に反映させ、有意義な講座を提供できるよう努める。 |
| | | | | | 計画事業 | 79 | 64 | 父親の子育て講座の開催 | 子ども家庭支援センター | 父親向けの講座を開催し、父親の子育て力の向上・育児参加・仲間づくりを支援します。 | 子ども家庭支援センターにおいて、父親対象で「親子ふれあい遊び」「親子音楽あそび」等の子育て講座や、子どもとのかかわり方等について、父親同士意見交換などを行います。また、父親の初めての育児を支援するため、子どもと遊ぶツールとしての絵本の読み聞かせ方・身体を使った遊びなどの講座を実施や、親子で楽しめる音楽会・コンサート等を開催しています。 | 講座参加者数（スマイル講座・父親向け講座） | 176人【200人】 | 調整中 | 調整中 | | | | ○ | | | | | | ○ | | | | 有 | ○ 講座実施後のアンケートにて今後の希望講座も含めご意見をいただく<br>○ 区民の声や東部・西部センターメールにてご意見をいただく<br>○ 区民の声にてご意見をいただく | ○ アンケートでのご意見を参考に、次の講座のテーマや新しい講座の企画へ反映している。 | ○ 今後も参加者の意見を講座に反映させ、有意義な講座を提供できるよう努める。 |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）【】内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標2「子どもを安心して産み育てるための支援を促進する」 | （2）子育て家庭への支援 | ②家庭教育支援 | 家庭教育を推進し、保護者の子育て力の向上を図ります。 | 子育てに関する学習機会や情報の提供を行います。 | 計画事業 | 80 | 65 | 親の子育て力向上支援事業 | 子ども家庭支援センター | 親が子どもの発達について理解し、対応スキルを身につけられるよう支援します。 | 子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や養育に関して不安を感じている親が、グループで意見交換し、自らの力で問題を解決していく親支援プログラムを実施します。 | 講座参加者数（PT・PD） | 344人【300人】 | 調整中 | 調整中 | | | | | | | | | ○ | | | | 有 | ○ 講座実施後のアンケートにて今後の希望講座も含めご意見をいただく<br>○ 区民の声や東部・西部センターメールにてご意見をいただく<br>○ 区民の声にてご意見をいただく | ○ アンケートでのご意見を参考に、次の講座のテーマや新しい講座の企画へ反映している。 | ○ 今後も参加者の意見を講座に反映させ、有意義な講座を提供できるよう努める。 |
| | | | | | 計画事業 | 81 | 66 | 保護者向け就学前教育に関する啓発 | 庶務課(教育施策推進担当課長) | 保護者向けに就学前教育に関する啓発をいます。 | 保幼小連携推進プログラムを踏まえ、保護者向けパンフレットを作成し、各家庭へ配布します。また、既存の子育て支援施策を活用しつつ、家庭教育施策の充実を図ります。 | 保護者向けパンフレットの配布回数/年 | 0回【0回（令和5年度は作成準備)】 | 保護者向けパンフレットの配布回数/年 | 1回 | | | | | | | | | | ○ | | | | 無 | | | |
| | | | | ③相談支援 | 重点事業 | 68 | 55 | 東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】 | 子ども家庭支援センター | 子どもと家庭に関するあらゆる悩みに総合的に対応し、育児不安や子育ての悩みの軽減を図ります。 | 育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育ちを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。 | 相談件数 | 16,102件【14,000件】 | 調整中 | 調整中 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | 有 | ○ センター利用登録時の意見交換<br>○ 親子あそび広場事業利用時<br>○ 東部・西部センターメール<br>○ 区民の声 | ○ これまで使用済みおむつは持ち帰っていただいていたが、利用者の意見を反映し、東部・西部子ども家庭支援センターで使用済みおむつを回収することになった。感染症・臭い対策として、圧縮ラミネート（真空パック）機器を導入した。 | ○ 今後も利用者の意見を反映し、利用者視点に立った東部・西部子ども家庭支援センターの運営を継続していく。 |
| | | | | | 計画事業 | 82 | 67 | 乳幼児健全育成相談事業 | 保育課 | 育児相談事業やふれあい体験保育事業の実施を通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援の充実を図ります。 | 育児情報の提供、子育て不安の解消を目的に、保育園においてふれあい体験保育、育児相談を実施します。 | ①育児相談件数<br>②ふれあい体験保育件数 | ①304件【600件】<br>②19件【36件】 | ①育児相談件数<br>②ふれあい体験保育件数 | ①600件<br>②36件 | | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 33 | 29 | 子育て訪問相談事業【再掲】 | 子ども家庭支援センター | 保護者が適切な支援を受け子育てに取り組めるように相談対応します。 | 支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。 | 訪問件数 | 4,091件【4,000件】 | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | 有 | ○ 初回登録時の家庭訪問の際に意見交換を行う<br>○ 区民の声や東部・西部センターメールにてご意見をいただく<br>○ 区民の声にてご意見をいただく | ○ 相談対応において必要な資源の開拓等は行っている。<br>○ 訪問日程の調整などスムーズにできるよう対応している。 | ○ 気軽に訪問を依頼できるよう、事業の情報発信を積極的に行い、相談者目線を重視した事業展開に努める。 |
| | | | | | 計画事業 | 72 | 59 | 子育て支援総合相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | 妊娠・出産・子育てに関する心配事や様々な悩みに、子育てナビゲーターがお応えします。 | 子育て総合相談窓口「子育てインフォメーション」に「子育てナビゲーター」を配置し、妊娠期から子育て期に関わる相談の受付や専門部署への連絡・調整を行い、子育て支援の相談機能の充実を図っています。また、子育て世帯に有益な情報の提供や、子育てサークル等に関わる地域活動支援も行います。 | 受付件数 | 4,373【5,000】87.5% | 受付件数 | 4,000件 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 無 | | | 子どもが当事者として来庁した際は、子どもを保護するための支援になるようにしています。 |
| | | | | | 計画事業 | 74 | 61 | マイほいくえん事業【再掲】 | 保育課 | 「マイほいくえん」事業を通じて、安心して出産し子育てができるよう支援します。 | 出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い区立保育園、一部の私立認可保育所や地域型保育事業所を「マイほいくえん」と位置付けます（登録制）。「マイほいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実を図ります。 | 登録者数（1園あたり平均） | 9.4人【10人】 | 登録者数（1園あたり平均） | 11人 | | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | | | 無 | | | |

「子ども･若者総合計画（令和7～11年度）」掲載予定事業（継続掲載事業）

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | | 子ども･若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）【】内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども･若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標３「子ども・若者に関する施設において、充実した環境を整備する」 | （１）幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実 | ①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実 | 多様な子育て世帯のニーズに対応するため、幼児教育・保育サービスの充実を図ります。 | 保育施設や病児保育、一時保育など、ニーズに対応するための供給量を確保します。 | 重点事業 | 83 | 68 | 私立保育所施設整備助成 | 保育課 | 待機児童ゼロを達成し、維持します。 | 老朽化した私立保育所の施設改修等に補助金を交付します。また、多数の待機児童の発生が見込まれる地域における認可保育所の設置への助成も行います。 | 私立保育園の受入定員 | 5,055人【5,055人】 | 私立保育園の受入定員 | 調整中 | | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 84 | 69 | 通常保育事業 | 保育課 | 多様な子育て世帯のニーズや保育需要を把握し、必要な保育を提供します。 | 保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児を保育します。 | 在籍児童数(4月1日) | 6,200人 | 在籍児童数(4月1日) | 6,200人 | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 85 | － | 区立保育園の民営化 | 保育課 | 区立保育園3園の民営化を進めます。 | 多様化し、複雑化した保育需要や新たな子育て支援需要に公私協働で対応していくため、区立保育園の民営化を進めます。 | 公立保育園3園の民営化 | 1園 | 令和4年度末（令和5年4月1日民営化）で事業終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 86 | 70 | 家庭的保育事業 | 保育課 | 家庭的な雰囲気で少人数を対象に、保育を提供します。 | 区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。家庭的保育者が、自宅等で5人以下の児童の保育を行います。 | 少人数単位で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施 | 歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供。 | 少人数単位で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施 | 歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供。 | | | | ○ | | | | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 87 | 71 | 小規模保育事業 | 保育課 | 多様な子育て世帯のニーズに対応するため、小規模保育事業A型･B型･C型3つの事業類型により、家庭的保育事業に近い保育を提供します。 | 区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。小規模な施設で6人から19人の児童の保育を行います。 | 少人数単位で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施 | 歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供。 | 少人数単位で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施 | 歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供。 | | | | ○ | | | | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 88 | － | 事業所内保育事業 | 保育課 | 事業所の従業員の仕事と子育ての両立を支援するとともに、地域の子どもを受け入れ、保育を提供します。 | 区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。会社等の従業員用保育施設に豊島区民枠を設けています。 | 少人数単位で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施 | 事業終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 89 | 72 | 居宅訪問型保育事業 | 保育課 | 保育を必要とする世帯の自宅で保育を提供します。 | 区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。保護者の自宅で1対1で保育を行います。 | 1対1で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施 | 保育需要を把握し、保育を提供。 | 1対1で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施 | 保育需要を把握し、保育を提供。 | | | | ○ | | | | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 90 | － | 臨時保育事業 | 保育課 | 待機児童対策事業として、認可保育所等へ入園内定が出なかった世帯への保育を提供します。 | 認可保育所等の待機児童に対応するため、区有地を活用して時限的に整備した施設において保育を行います。 | 待機児童数 | 0人【0人】 | 事業終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 91 | 73 | 認証保育所運営費等補助事業 | 保育課 | 認証保育所の開設･運営を補助し、保育サービスの充実を図ります。 | 区内に設置される認証保育所の開設準備経費の補助、及び区内在住児が入所する認証保育所の運営費の補助を行います。 | 認証保育所への補助 | - | 認証保育所への補助 | - | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | 無 | | | |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）【】内は令和5年度目標値達成率（%）　（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標３「子ども・若者に関する施設において、充実した環境を整備する」 | （１）幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実 | ①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実 | 多様な子育て世帯のニーズに対応するため、幼児教育・保育サービスの充実を図ります。 | 保育施設や病児保育、一時保育など、ニーズに対応するための供給量を確保します。 | 計画事業 | 92 | 74 | 延長保育事業 | 保育課 | 必要な家庭が安全に延長保育を利用できるよう、需要に見合った利用定員数の確保とサービスの充実を図ります。 | 保護者の勤務時間などにより、通常保育の時間を超えて保育が必要な乳幼児を対象に延長保育を実施します。 | 定員数 | 1,365名<br>【1,365名】 | 定員数 | 1,365名<br>【1,365名】 | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 93 | 75 | 一時保育事業 | 子ども家庭支援センター保育課 | 必要な家庭が安全に一時保育を利用できるよう、需要に見合った利用定員数の確保とサービスの充実を図ります。 | 保護者が仕事・通院・通学・育児疲れの解消、その他の理由で家庭での育児が一時的に困難となる時に、満10か月（保育園は1歳）から就学前の子どもを時間単位で預かり、保育します。 | ①一時保育利用時間<br>②定員数 | **子ども家庭支援センター**<br>①23,021時間<br>【20,000時間】<br>②20名<br>【20名】<br>**保育課**<br>①21,855時間<br>【20,000時間】<br>②57名<br>【55名】 | ①一時保育利用時間<br>②定員数 | **保育課**<br>①21,855時間<br>②57名 | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 94 | 76 | 病児・病後児保育事業 | 保育課 | 病児・病後児の保育ニーズに対応し、保育サービスの充実を図ります。 | 認可保育所等に通っている乳幼児が、病気の回復期などで、集団保育が適当でない時期に、専用施設で一時的に保育します。 | 実施施設数 | 5施設<br>【5施設】 | 実施施設数 | 5施設 | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 95 | － | 小学生の病児保育助成事業 | 子育て支援課 | 病児保育料の助成により、子育てと就労の両立を支援します。 | 学童クラブに在籍する小学1年生から6年生の児童が、病気やけがにより登校困難になり、居宅訪問型病児保育サービスを利用した際に、利用料を助成します。<br>**「既存事業の見直し対象事業」** | 利用件数 | 3件<br>【10件】<br>30% | 掲載調整中 | 掲載調整中 | | | | | | | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 96 | 77 | 訪問型病児保育補助事業 | 保育課 | 訪問型病児保育の保育料補助を行い、保育サービスの充実を図ります。 | 病気で集団保育の困難な児童の自宅等に保育士等が訪問して保育を行った際、保育料の一部補助を行います。 | 訪問型病児保育保育料の補助 | － | 訪問型病児保育保育料の補助 | － | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 97 | 78 | 休日保育事業 | 保育課 | 休日における保育ニーズに対応し、保育サービスの充実を図ります。 | 日曜日、国民の祝日に保護者等の就労等の理由により、家庭で保育が困難となった乳幼児をお預かりします。 | 定員数 | 50人<br>【50人】 | 定員数 | 50人<br>【50人】 | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 98 | 79 | 短期特例保育 | 保育課 | 緊急に保育が必要な利用者に対し、保育サービスの充実を図ります。 | 保護者の入院・看護・葬祭等により、緊急に保育を必要とする乳幼児を一時的に（利用期間は原則1か月以内）欠員のある保育園で預かります。 | 受入人数 | 18<br>【12人】 | 緊急に保育を必要とする乳幼児に対し、保育を実施 | 緊急に保育を必要とする乳幼児に対し、保育を実施 | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 99 | 80 | 認証保育所保育料負担軽減補助事業 | 保育課 | 認証保育所利用者を対象に、保育料の補助を行い、保育サービスの充実を図ります。 | 認証保育所利用者で、かつ保育を必要とする児童の保護者を対象に、認可保育所と認証保育所の保育料差額に応じた額を補助します。また幼児教育・保育の無償化の対象者には、認証保育所の保育料から、無償化対象の費用を差し引いた額を補助します。 | 対象者への補助 | 延800人 | 対象者への補助 | 延800人 | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 100 | 81 | 保育コンシェルジュの配置 | 保育課 | 保育ニーズに応じた保育サービスの情報提供を行い、安心して保育所に入所できるよう支援します。 | 入所希望児童が年々増加傾向にある中、一人ひとりの保育ニーズにきめ細かく対応し、保育所選びや様々な保育サービスの利用を支援します。 | 相談件数<br>(申込み状況) | 2,838件<br>【具体的な相談件数を目標とするのは困難】 | 相談件数<br>(申込み状況) | － | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 101 | 82 | 学童クラブ事業 | 放課後対策課 | 放課後の保育が必要な児童を支援します。 | 保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供します。 | 待機児童数 | 0人<br>【0人】 | 0人 | 0人 | | | | | | ○ | | | | ○ | | | | 有 | 子ども会議で利用者である児童の意見を聞いています。 | 子ども会議における児童の意見を子どもスキップの運営に取り入れています。 | 引き続き、子ども会議を開催していきます。 |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）【】内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標３「子ども・若者に関する施設において、充実した環境を整備する」 | （１）幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実 | ①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実 | 多様な子育て世帯のニーズに対応するため、幼児教育・保育サービスの充実を図ります。 | 保育施設や病児保育、一時保育など、ニーズに対応するための供給量を確保します。 | 計画事業 | 102 | － | 認定こども園の整備検討 | 保育課庶務課（教育施策推進担当課長） | 区立幼稚園の認定こども園への移行を検討します。 | 区立幼稚園から認定こども園への移行の検討・準備を進めます。また、保育園や私立幼稚園については、既存園からの移行を含め、設置を検討します。 | 公立認定こども園の設置数 | 0園【0園】 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 103 | 83 | 区立幼稚園預かり保育の実施 | 庶務課（教育施策推進担当課長） | 区立幼稚園で「預かり保育」を実施します。 | 区立幼稚園の教育時間終了後、希望する在園児を対象に「預かり保育」を実施します。 | 預かり保育の実施園数 | 3園【3園】 | 預かり保育の実施園数 | 3園【3園】 | | | | | | | | ○ | | | 4～5歳 | 有 | 区立幼稚園に通わせる保護者の方からのご意見を各園から聴取。 | 預かり保育を区立幼稚園３園で実施。さらに長期休業（夏季、冬季、春季）でも預かり保育を実施。 | 共働き世代の増加に伴い、今後は、預かり保育時間の拡大（朝７：３０、夜１９：００）の検討を進める。 |
| | | | | | 計画事業 | 104 | 84 | 私立幼稚園一時預かり事業の推進 | 保育課 | 私立幼稚園の教育時間の前・後、長期休み中に在園児を保育する「一時預かり事業」を推進します。 | 私立幼稚園の教育時間の前・後、長期休み中に在園児を保育する「一時預かり事業」を推進します。教育時間を含め、8時間以上の預かり保育を「一時預かり（幼稚園型）」とし、運営費を補助して子育て環境の整備を図ります。 | 一時預かり事業の実施 | 1園【事業自体が「私立幼稚園一時預かり事業の『推進』」であり、実際に設置数を目標とするのは困難】 | 一時預かり事業の実施 | 2園 | | | | ○ | | | | ○ | | | 区内私立幼稚園 | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 105 | 85 | 私立幼稚園等園児保護者援助事業(入園時補助を含む) | 保育課 | 私立幼稚園に在園する幼児の保護者の負担軽減を図ります。 | 私立幼稚園に在園する幼児の保護者の負担軽減を図るため、補助金を交付します。 | 保護者補助金の支給 | － | 保護者補助金の支給 | － | | | | | ○ | | | | ○ | | | | 無 | | | |
| | | ②幼児教育・保育の質の向上 | 幼児教育・保育施設の保育の質の向上を図ります。 | 施設職員の研修や巡回指導、施設の環境整備を行います。 | 重点事業 | 106 | 86 | 子ども研修 | 子ども若者課 | 子ども施設職員の学びの場を確保し、支援者の質の向上を図ります。 | 子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。 | 延べ受講者数 | 1,395人【1,800人】 | 延受講者数 | 【1,800人】 | | | | | | | | | | ○ | | | 有 | 例年秋頃に公立対象施設対象に、各施設での課題や今後受講したい研修内容や講師についてのアンケートを依頼しています。 | アンケートの内容を集計し、次年度の研修計画を作成する際の資料としています。課題等のキーワードを研修内容に盛り込んでいただけるよう講師に依頼したり、課題について新しい講師をお願いするなどの参考としています。 | 子どもに直接接する施設の課題等を把握し、課題に対応する研修計画を作成します。 |
| | | | | | 計画事業 | 5 | 5 | 保育の質向上事業【再掲】 | 保育課 | 子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。 | 企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な暴力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。 | ①レミダワークショップ実施園②CAPプログラム実施園 | レミダワークショップ2園【2園】CAPプログラム2園【2園】 | ①レミダワークショップ実施園②CAPプログラム実施園 | レミダワークショップ2園CAPプログラム2園 | | | | ○ | | | | ○ | ○ | | | 無 | | | 両事業を実施することで、今後も保育士の資質向上に努める。 |
| | | | | | 計画事業 | 107 | － | 区内保育施設イケバス活用事業 | 保育課 | 子ども達が健康的に伸び伸びと遊べる環境の充実を図ります。 | 区内公立及び私立保育園、希望する幼稚園に在籍する5歳児をIKEBUSに乗せ、猛暑日を除く10月～3月にキッズパーク及びサンシャイン水族館への送迎を実施することで、子ども達が健康的に伸び伸びと遊べる環境の充実を図ります。<br>※令和2年度より事業内容一部変更<br>区内公立・私立の認可保育所及び幼稚園において、卒園を控えた５歳児等の園外活動を支援するため、イケバスを活用して区内周遊や「としまキッズパーク」、「サンシャイン水族館」を訪れ、遊び・体験するツアーを実施します。 | 延べ参加園数 | 115園【95園】 | 【6年度末で事業終了予定】 | | | | | ○ | | | | ○ | | | 有 | 毎年度、保育施設に利用後アンケートを実施し、満足度や意見を確認している。 | アンケート結果を関係者で共有・検討し、事業内容を見直している。令和5年度には保育施設からの意見により5歳児だけでなく、4歳児もコースによって参加可能とした。 | 引き続き保育施設のアンケートを実施し、意見の反映に努めていく。 |
| | | | | | 計画事業 | 108 | 87 | 保育指導事業 | 保育課 | 区内のどの保育施設に通っていても、一定水準以上の質の高い保育を受けることができるよう保育の質を向上を図ります。 | 豊島区が認可・確認している保育施設に対して、巡回による指導・助言や訪問による指導検査を実施します。 | ①巡回支援回数<br>②検査実施施設数 | ①302回【138回】<br>②79施設【77施設】 | ①巡回支援回数<br>②検査実施施設数 | | | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | 有 | 巡回訪問・電話相談 | 施設の思いも傾聴しながら、どの保育園も一定水準以上の保育の質が保てるよう巡回訪問していく。 | 引き続き巡回を行い、不適切保育を未然に防ぎ保育の質向上を目指す。 |
| | | | | | 計画事業 | 109 | 88 | 保育の質ガイドライン関係事業 | 保育課 | 保育の質ガイドラインの普及・啓発を通し、豊島区全体の保育の質向上を図ります。 | 豊島区における「保育の質ガイドライン」の区内保育施設の保育士への配布や、普及版の窓口等での配布により、「豊島区保育の質ガイドライン」の普及・啓発を図るとともに、必要に応じた改定を行います。 | ①新設園への「保育の質ガイドライン」の配付数<br>②普及版の配布数 | ①2園　35部<br>②普及版増刷　3000部【目標が「新設園への「保育の質ガイドライン」の配付」であり、本事業のみで目標数を明示するのは困難】 | ①新設園への「保育の質ガイドライン」の配付数<br>②普及版の配布数 | | | | | | | | | | ○ | | | 無 | | | |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | | | | |
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）[]内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| 目標３「子ども・若者に関する施設において、充実した環境を整備する」 | （１）幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実 | ②幼児教育・保育の質の向上 | 幼児教育・保育施設の保育の質の向上を図ります。 | 施設職員の研修や巡回指導、施設の環境整備を行います。 | 計画事業 | 110 | 89 | 保育の質向上のための研修委託事業 | 保育課 | 民間保育施設の保育士等を対象とした研修を実施し、保育の質向上を図ります。 | 民間保育施設の保育士等を対象としたコミュニケーションの向上及び職種・職層に応じた専門的な研修を実施し、保育の質向上を図ります。 | 民間保育施設の保育士等を対象とした研修<br>①実施数<br>②人数 | ①７回<br>【６回】<br>②921人<br>【300人】 | 民間保育施設の保育士等を対象とした研修<br>①実施数<br>②人数 | ①６回<br>②700人 | | | | | | | | | ○ | | | | 無 | | | 研修の実施により保育の質の向上を図る |
| | | | | | 計画事業 | 111 | 90 | 私立幼稚園教育環境整備事業 | 保育課 | 私立幼稚園の経営の安定と教育の充実及び心身障害児教育の教育条件の維持・向上を図ります。 | 私立幼稚園の経営の安定と教育の充実及び心身障害児教育の教育条件の維持・向上を図るため、補助金を交付します。 | 教育環境整備補助金の支給園数 | 13園<br>【13園】 | 教育環境整備補助金の支給園数 | 13園 | | | | ○ | | | | ○ | | | 区内私立幼稚園 | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 112 | － | 区立幼稚園児幼児期道徳性育成事業 | 指導課 | 区立幼稚園に道徳性育成指導員を配置します。 | 幼児期の道徳性を育成し、小学校への円滑な接続につなげるため、区立幼稚園に園児の道徳性育成等を担当する専任教諭を配置します。 | 区立幼稚園の道徳性育成指導員を配置した園数 | 3園<br>【3園】 | 令和6年度に新形態に移行 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 113 | 91 | 保育施設間の連携協力事業 | 保育課 | 保育施設の情報共有や連携を通じて、区内保育施設全体の保育の質向上を図ります。 | 区内の認可保育施設がエリアごとに連携し、勉強会等を通じて、保育内容や地域の情報共有を図ることで、地域のネットワーク強化を図っていきます。 | 良好な連携協力を実施 | - | 良好な連携協力を実施 | - | | | ○ | ○ | | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 114 | 92 | 地域型保育施設への連携協力事業 | 保育課 | 連携協定に基づく交流や合同保育等を通じて、園児たちの遊び場や体験の機会の確保を図ります。 | 公立・私立保育園と地域型保育施設が連携協定を結び、行事を通じた交流、合同保育の実施、施設・園庭の開放等の取組を行います。 | 連携協力事業の実施 | - | 連携協力事業の実施 | - | | | ○ | | | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 115 | 93 | 保育施設の園外活動支援 | 保育課 | 園庭のない保育施設等の園外活動を支援するため、園児の遊び場確保を図ります。 | 園庭のない保育施設等の園外活動を支援するため、教育委員会の協力のもと区立小学校の校庭の活用など、園児の遊び場確保を図ります。 | 利用回数等<br>①小学校校庭開放<br>②区民ひろば | ①延132回2,591名<br>【延100回1,000名】<br>②延29か所<br>【延13か所】 | 利用回数等<br>①小学校校庭開放<br>②区民ひろば | ①延100回1,000名<br>②延13か所 | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | | | 無 | | | 保育施設や小学校等に事業の課題等を確認しながら、事業内容を検討し実施していく。 |
| | | | | | 計画事業 | 116 | 94 | 保育施設の運営充実助成 | 保育課 | 保育施設における保育サービスの推進や保育環境の充実、保育士の人材確保等を支援します。 | 保育施設における保育サービスの推進や保育環境の充実、保育士の人材確保等を支援するため、補助金を交付します。 | 保育施設への補助 | - | 保育施設への補助 | - | | | ○ | ○ | | | | | | | | 無 | | | |
| | | ③幼稚園・保育所と小学校の連携 | 幼稚園・保育園・小学校の連携を促進します。 | 職員間の交流機会の提供や、連携促進を目的としたプログラムを開発していきます。 | 計画事業 | 117 | 95 | 保幼小連携推進プログラムの作成 | 保育課庶務課（教育施策推進担当課長）指導課 | 「保幼小連携推進プログラム」を作成・検証します。 | 就学前期のそれぞれの時期にふさわしい指導を積み重ね、小学校への円滑な接続が図られるよう、０～５歳児の就学前プログラム、小学校入学後のスタートプログラムをまとめた「保幼小連携推進プログラム」を作成します。また、区立幼稚園を中心にプログラムの検証等の研究を行い、関係機関への情報発信を行います。 | ・０～５歳児の就学前プログラムの作成<br>・小学校入学後のスタートプログラムの作成 | 就学前教育（特別支援教育、保幼小連携）の研究・実践を行い、保幼小連携推進プログラムを検討します。 | ・０～５歳児の就学前プログラムの実施<br>・小学校入学後のスタートプログラムの実施 | 就学前教育（特別支援教育、保幼小連携）の研究・実践を行い、保幼小連携推進プログラムを検討します。 | | | | ○ | | | | ○ | ○ | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 118 | 96 | 保幼小連絡会（仮称）の設置 | 庶務課（教育施策推進担当課長） | 保幼小連絡会（仮称）を設置します。 | 幼稚園・保育所・小学校の教職員間における定期的な交流と情報交換を行うための場を設置します。 | 保幼小連絡会（仮称）の開催回数/年 | 3回<br>【3回】 | 保幼小連絡会（仮称）の開催回数/年 | 3回<br>【3回】 | | | | | | | | | | ○ | | | 有 | 教育大綱2024策定に伴い調査した「教育施策に関する意識調査」で、（豊島区内の区立・私立幼稚園、保育園の保護者の方対象）通園先の小学校との交流の必要性の有無について問う設問を設け、「思う」「やや思う」と回答した人が68%である。 | 幼稚園、保育園、小学校の関係者が集まる会を池袋幼稚園を中心に開催。 | 今後は、池袋幼稚園ブロックだけでなく、区内全体で関係者が集まる連絡会の開催を検討していく。 |
| | （２）子どもの主体性を尊重した学校環境の整備 | ①子どもの権利に関する学びの支援 | 学校において、子どもが権利を学ぶ機会を確保します。 | リーフレットや子どもの権利を学ぶプログラムを活用し、学校での学びを支援します。 | 重点事業 | 4 | 4 | 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】 | 子ども若者課指導課 | 学校での子どもの権利の学習機会を確保します。 | 「子どもの権利に関する条例」について、学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。 | 実施校数 | **子ども若者課**<br>8校<br>**指導課**<br>５校<br>【３校】 | 実施校数 | **子ども若者課**<br>22校<br><br>**指導課**<br>毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施 | | | | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | | | 有 | 開催前に子どもたちから「どのようなことが聞いてみたいか」「こんな授業にしてほしい」という意見を挙げてもらい、開催後にアンケートをとっています。 | 子どもたちの意見をどのように反映されていくのかを知りたいという意見に対し、実際の事例を紹介しながら、説明している。 | 今後も、子どもたちの意見やアンケートを踏まえながら、様々な学年で開催できるようにプログラムを検討していきます。 |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）【】内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標３「子ども・若者に関する施設において、充実した環境を整備する」 | （２）子どもの主体性を尊重した学校環境の整備 | ①子どもの権利に関する学びの支援 | 学校において、子どもが権利を学ぶ機会を確保します。 | リーフレットや子どもの権利を学ぶプログラムを活用し、学校での学びを支援します。 | 計画事業 | 119 | 97 | 人権課題に対する教育の充実 | 指導課 | 道徳の時間や特別活動における授業、弁護士会等と連携した法教育、都委託事業を活用した人権尊重教育推進校事業を実施します。 | 東京都教育委員会が作成している「人権教育プログラム」に基づき、人権にかかわる様々な題材を取り上げた指導事例等を活用し、人権尊重や「生命の大切さ」を学ぶ取組を推進します。 | 都のプログラムを活用した授業の実施数 | 年3回<br>【年3回以上】 | 都のプログラムを活用した授業の実施数 | 年3回以上 | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 120 | 98 | 道徳教育の充実 | 指導課 | 学校において、児童・生徒の道徳性を一層充実させる研究や取組を推進します。 | 学校における全ての教育活動を通して、児童・生徒の道徳性を一層充実します。特に、「特別の教科 道徳」においては、「考える道徳」「議論する道徳」を実現するため、指導方法や指導計画等の改善を図ります。 | 道徳に関連した研修の実施数 | 年3回<br>【年3回以上】 | 道徳に関連した研修の実施数 | 年3回以上 | | | | | | | | ○ | | | | 無 | | | |
| | | ②意見表明と参加の促進 | 学校の日常の中において、子どもの主体的な活動を推進していきます。 | 学校において子どもが文化や芸術、スポーツなどを体験できる機会を提供します。 | 重点事業 | 121 | 99 | 子どもの主体的活動への支援の推進 | 指導課 | 子どもが自らの意見を発信し、主体的な活動することを目指します。 | 学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等、子どもの主体的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう支援します。 | 活動の周知、充実 | ISSの取組―区内小中学校10校<br>人権尊重教育推進校発表―　小学校１校<br>小中学校における生活に関するきまりの見直し | 活動の周知、充実 | 各学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等における子ども の意見を反映した好事例を周知し、充実させる。 | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | 無 | | | |
| | | ③学校における体験機会の提供 | 学校における、子どもの体験機会を確保します。 | 学校において子どもが文化や芸術、スポーツなどを体験できる機会を提供します。 | 計画事業 | 122 | － | 小中高等学校へのアーティスト派遣プログラム | 文化デザイン課 | 子どもたちに質の高いアート体験を提供します。 | 区内の小、中、高等学校に様々なジャンルの芸術家を派遣し、作品制作、演奏会、ワークショップ等をNPO等との協働により実施し、子どもたちの豊かな感性を育みます。 | プログラム提供日数 | 未実施 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 123 | 100 | 伝統・文化の継承 | 指導課 | 日本の伝統・文化理解を推進します。 | 日本の伝統・文化理解を推進するために、区内外にある教育資源（藍染め、落語、邦楽、和太鼓、江戸凧づくり、菊づくり等）を積極的に学習活動に取り入れ、伝統・文化の継承を図ります。 | ・SDＧｓ推進研修の実施数<br>・区の文化施策についての研修の実施数<br>・区の地域教材への理解を深める研修の実施数 | 年1回<br>【年1回以上】 | ・ＳＤＧｓ推進研修の実施数<br>・区の地域教材への理解を深める研修の実施数 | 年1回以上伝統文化に関する研修の実施 | | | | | | | | | ○ | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 124 | 101 | 次世代文化の担い手育成事業 | 指導課 | 幼児・児童・生徒の創造力、表現力、コミュニケーション能力を高める取組を推進します。 | 幼児・児童・生徒の創造力、表現力、コミュニケーション能力を高めるため、プロの芸術家や専門家を学校に招き、本物の芸術・文化に触れる機会の充実を図ります。 | 事業の実施数 | 幼稚園2園、小学校4校で実施<br>【幼稚園3園、小学校4校程度】 | 事業の実施数 | 幼稚園3園、小学校4校 | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 125 | － | オリンピック・パラリンピック教育の推進 | 指導課 | 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会以降も、長く続けられる「学校レガシー2020」を設定した教育活動を行います。 | 各教科等の学習内容と関連付けてオリンピック・パラリンピック学習を全校で実施します。豊かな国際感覚、ボランティアマインドの醸成、障害者理解、体力向上を推進します。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会以降も、長く続けられる「学校レガシー2020」を設定した教育活動を行います。 | オリパラ学習の実施校数<br>（指定小中学校において、先進的なオリパラ推進事業に取り組む。） | ３０校<br>【30校】 | 令和5年度末で事業終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）[]内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標３「子ども・若者に関する施設において、充実した環境を整備する」 | （３）子ども・若者支援に関わる人への支援 | ①子ども・若者支援に関わる人への支援 | 子どもに関わる施設職員や地域団体に対して子どもの権利や支援に必要な知識を学ぶ機会を提供します。 | 子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。 | 重点事業 | 3 | 3 | 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】 | 子ども若者課<br>指導課 | 子どもに関わる施設や地域でおとなが子どもの権利を学ぶ機会を提供します。 | 学校教諭や保育士等、子ども施設の職員に対して、子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する出前講座や講演会を実施します。 | ①職員研修実施回数<br>②出前講座実施回数<br>③講演会実施回数 | **子ども若者課**<br>①5回<br>【5回】<br>②3回<br>【5回】<br>③1回<br>【2回】<br>**指導課**<br>①5回<br>【5回】 | ①職員研修実施回数 | 子ども若者課<br>①5回<br>②7回<br>③3回<br>指導課<br>①5回 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 有 | 開催後にアンケートをとっています。 | アンケート等の意見を踏まえながら、プログラムを検討しています。 | 今後もアンケート等の意見を踏まえながら、プログラムを検討していきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 106 | 86 | 子ども研修【再掲】 | 子ども若者課 | 子ども施設職員の学びの場を確保し、支援者の質の向上を図ります。 | 子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。 | 延べ受講者数 | 1,395人<br>【1,800人】 | 子どもの権利に関する研修受講者数 | 【70人】 | 63人 | 子ども研修全体の延べ受講者数になっていたが、子ども研修の中の子どもの権利に関する研修年2回の受講者数に見直しました。 | | | | | | | | ○ | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 110 | 89 | 保育の質向上のための研修委託事業【再掲】 | 保育課 | 民間保育施設の保育士等を対象とした研修を実施し、保育の質向上を図ります。 | 民間保育施設の保育士等を対象としたコミュニケーションの向上及び職種・職層に応じた専門的な研修を実施し、保育の質向上を図ります。 | 民間保育施設の保育士等を対象とした研修<br>①実施数<br>②受講人数 | ①7回<br>【6回】<br>②921人<br>【300人】 | 民間保育施設の保育士等を対象とした研修<br>①実施数<br>②受講人数 | ①６回<br>②700人 | | | | | | | | | | ○ | | | 無 | | | 研修の実施により保育の質向上を図る |
| | | ②子ども・若者支援に関わる人のための環境整備 | 子ども・若者に関わるおとなを支援する仕組みを整備します。 | 子ども・若者支援に関わる人が安心して働き、活動するための環境を整備します。 | 重点事業 | 126 | 102 | 教員の働き方改革推進事業 | 指導課 | 学校の教員が働きやすい環境を整備し、教員の負担軽減を図ります。 | 「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく以下の取組を推進します。①【区立学校法律相談事業】学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等について法的アドバイスを受けることや、管理職とともに保護者等と対面相談をするために弁護士を学校に派遣します。②【スクール・サポート・スタッフ配置事業】スクール・サポート・スタッフとして臨時職員を雇用し、教員の補助業務を行います。また、区独自で交通費を支給し、適切な人員確保に努めます。③【部活動における指導員・外部指導員の活用促進】地域の大学やスポーツ団体等と連携し、部活動における指導員制度の導入・外部指導員のさらなる活用促進を図っていきます。 | ①区立学校法律相談事業<br>②スクール・サポート・スタッフ配置事業<br>③部活動における指導員・外部指導員の活用促進 | ①研修2回、相談41日<br>【スクールロイヤー配置、年1回以上研修実施】（200%）<br>②30校<br>【30校】（100%）<br>③2校に配置<br>【4校に配置】（50%） | ①区立学校法律相談事業<br>②スクール・サポート・スタッフ配置事業<br>③部活動における指導員・外部指導員の活用促進 | ①豊島区教育委員会専属のスクールロイヤーを配置、校園長を対象にした研修を年1回以上実施<br>②全区立小中学校30校に配置<br>③全区立中学校４校に配置 | | | | | | ○ | ○ | | | | ○ | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 127 | 103 | 外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実 | 学務課 | 外国にルーツを持つ園児・児童・生徒と保護者を支援します。 | 外国籍の児童・生徒及びその保護者とのコミュニケーションを確保するため、タブレットを用いたテレビ電話での通訳サービスや、教育センターから各学校への通訳派遣の充実を図っていきます。 | 通訳サービスの周知 | － | 通訳サービスの周知 | － | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 37 | 33 | スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】 | 教育センター | 学校と連携し、児童虐待やいじめを受けている児童・生徒を早期に発見し、関係機関と連携し支援を行います。 | 学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。 | 関与した学校数 | 30校<br>【30校】（100%） | 関与した学校数 | 30校 | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | 無 | | | |

「子ども･若者総合計画（令和7～11年度）」掲載予定事業（継続掲載事業）

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | | 子ども･若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）〔〕内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | | 子ども･若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標４「若者の自立と社会参加を支援する」 | （１）若者の自立支援 | ①日常生活への支援 | 若者の生活力向上や健康確保を図ります。 | 若者が心身ともに健康的な生活を送るために必要な情報提供や、健診機会を提供します。 | 計画事業 | 128 | 104 | 中高生センタージャンプにおける子ども･若者の生活力向上のための取組 | 子ども若者課 | 中高生が社会のなかで生きていく力を身に着ける機会を提供します。また困難に直面している中高生に対し、解決する一助となるよう支援します。 | 中高生センタージャンプにおいて、料理や掃除などの日常生活に関する講座や、各種若者支援団体による定期的な啓発･相談事業（都エイズ啓発事業ふぉー･てぃー/ＮＰＯピッコラーレ）により、トラブルを回避し健康的な生活を送る能力を身につける機会を提供します。<br>※令和2年度より事業内容を一部変更 | 参加者数 | 136人<br>【130人】<br>(113%) | 参加者数 | 200人 | | | | | | ○ | ○ | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 129 | 105 | 鬼子母神plus | 地域保健課 | 若年者の健康とその基礎となる生活衛生（食品、環境）及び妊娠･出産･子育てに関する情報を発信します。 | 池袋保健所1階に、女性や若年者の結婚･妊娠･出産･子育てといったライフプラン形成のための情報発信スペース「鬼子母神plus」を設け、月別に設定したテーマを中心に健康情報展示を行っています。また活動スペースとして登録団体に貸し出しています。 | 展示替えの回数 | 12回<br>【12回】 | 展示替えの回数 | 12回<br>【12回】 | | | ○ | | | | | | ○ | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 130 | 106 | 若年者向け（40歳未満）健診事業 | 健康推進課 | 健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりを支援します。 | 法的な健康診査の位置付けがない若年層の方を対象に、健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりのため、生活習慣病予防健診（男性）、女性の骨太健診を実施しています。 | 実施回数 | 24回<br>【24回】 | 実施回数 | 24回 | | | | | | | | | ○ | | | | 対象は、「若者」ですが、18～19歳は対象外。 | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 131 | － | AIDS知ろう館 | 保健予防課 | エイズの正確な知識を提供し、予防行動を啓発します。 | エイズについて、「正しく知り」「考え」そして「行動」できるよう学習するためのスペースです。館内には東京都エイズ啓発拠点（ふぉー･てぃー）が開設され、同年代のスタッフによる若者への正しい知識、予防行動についての情報提供が行われています。 | 来館者数 | 208人 | 掲載終了（保健所移転に伴い終了予定） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 132 | － | エイズ予防教育 | 健康推進課 | エイズや性感染症の予防に関する正しい知識の普及を図ります。 | HIV感染者･エイズ患者が急増する中、思春期の保健対策の強化が重要な課題になっています。区内公立中学校と連携し、エイズや性感染症に関する健康教室を実施しています。 | 実施回数 | ３回<br>【７回】 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 133 | 107 | 子宮頸がん検診 | 地域保健課 | 子宮頸がん検診の受診率向上させます。 | 子宮頸がんの早期発見･早期治療のため、年度末時点で20歳以上偶数年齢の女性を対象に、子宮頸がん検診を実施します。本検診は、２年に１回の定期的な受診を推奨しています。 | 子宮頸がん検診の受診率 | 27.8%<br>【30.0%】 | 子宮頸がん検診の受診率 | 令和7年度中に豊島区がん対策推進計画（第４次）の中で策定予定のため未定 | | | | | | | ○ | ○ | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 134 | 108 | 自殺･うつ病の予防対策 | 保健予防課 | 差別偏見をなくし、誰もが生きやすい地域を目指します。 | 若者向けのメッセージカード、相談窓口一覧の作成による普及啓発や、ゲートキーパーの養成とネットワーク化による地域連携体制の構築を行います。若者の自殺対策として大学院生と協働したハートプロジェクトの実施、自殺･うつ病の予防対策委員会によるデータの分析や活動の評価、改善策を検討します。 | ①意識的にストレスを解消している人の割合数<br>②ゲートキーパー養成数（累積） | ①79.6%<br>※3年に1回の調査であり、5年度は未実施のため最新の数値を掲載しています。<br>【70%】<br>②3,592人<br>【3,430人】 | ①意識的にストレスを解消している人の割合数<br>②相談窓口リーフレットの配布数 | ①【70%】<br>②【34,700部】 | ②34,414部 | ②ゲートキーパー養成事業は縮小するため、相談窓口の情報を得る機会を提供し、相談へのアクセスを高めることを新たな目標設定としたい | | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | 有 | 大学院生とのワークショップやディスカッションを通して意見を取り入れている。 | 若者に届きやすいメッセージの内容を入れた啓発カードの作成などに活かしている。 | 今後も若者当事者の意見を反映した取組を継続する |
| | | | | | 計画事業 | 135 | 109 | 青少年自殺予防対策事業 | 子ども若者課 | 「命をまもる」予防の観点から、中高生に直接届く事業を実施します。 | 子ども･若者の身近な居場所である中高生センタージャンプにて、大学院等と連携して、子ども･若者を対象とした相談支援事業を行います。またコラージュ･サンドピクチャーなどの手法を用いて、中高生が自分と向き合う時間を確保して「自己肯定感」を再獲得し自殺予防に取り組みます。 | 参加者数 | 172人<br>【170人】<br>(86%) | 参加者数 | 200人 | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | 有 | サンドピクチャー事業等に一部リピーターがいるものの、現在の利用者にとって興味関心のある事業ではなくなっている意見が多くなっている。いづれの活動もスタッフの声掛けにより参加者を確保している状況が続く。 | 継続について見直しを検討している。<br>自殺予防対策の目的としては、丁寧なコミュニケーションと専門機関と連携した相談事業により対応できると考える。 | 継続について見直しを検討している。<br>自殺予防対策の目的としては、丁寧なコミュニケーションと専門機関と連携した相談事業により対応できると考える。 |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）[]内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標４「若者の自立と社会参加を支援する」 | （１）若者の自立支援 | ①日常生活への支援 | 若者の生活力向上や健康確保を図ります。 | 若者が心身ともに健康的な生活を送るために必要な情報提供や、健診機会を提供します。 | 計画事業 | 136 | 110 | 子ども・若者への消費者教育推進事業 | 生活産業課 | 消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結び付けられるよう消費者教育を実施します。 | 消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結び付けられるよう消費者教育を実施します。 | 小中学生向け啓発パンフレットの送付数<br>①小学生用<br>②中学生用 | ①1,422部<br>【1,400部】<br>②915部<br>【880部】 | 小中学生向け啓発パンフレットの送付数<br>①小学生用<br>②中学生用 | ①1,500部<br>②1,000部 | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 137 | 111 | DV・デートDV防止のための周知啓発事業 | 男女平等推進センター | 若年層に対してデートDV防止に関する周知啓発を行うことで、若者の自己形成を支援し、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。 | DVやデートDV防止に関するリーフレットや相談カードの配布を行います。また、区立中学生等を対象とした「デートDV予防教室」の実施など、若年層に対してデートDV防止に関する周知啓発事業を行うことで、暴力によらない人間関係づくりを学び、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。 | デートDV予防教室の実施回数 | 12回<br>【８回（区立中学校数）】 | 8回（区立中学校数） | 8回（区立中学校数） | | | | | | | ○ | | | | | | | | 有 | 実施前と実施後にアンケートを行い、認識の変化を把握するとともに、自由感想欄を設けて受講者の思いをきいている。 | 終了後アンケートを学校と共有し、次年度の実施プログラムに反映している。 | 今後も、実施前・実施後アンケートを行う。 |
| | | ②経済的自立への支援 | 若者の職業的自立や就労を推進します。 | 若者の就労相談事業や、職業訓練、就業機会の紹介等の事業を行います。 | 重点事業 | 138 | － | 就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム） | 福祉総務課 | 若者の自分の将来を能動的に考えることができる環境作りを図るとともに、進路を“就職”とした者に対し、正規職の決定を促進します。 | 定時制・通信制高校在籍者、高校中退者、若年無業者に対する将来の進路に対する助言、就労支援、就職活動技術支援、居場所づくり等を行います。 | 参加者数 | 103人<br>【70人】 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 139 | － | 若者自立支援事業 | 子ども若者課 | ひきこもり等の若者の自立を支援するため、就労体験の機会を提供します。 | ひきこもり等の若者に就労体験の機会を提供するため、中高生センタージャンプの清掃業務の一部を、若者の自立支援を行う団体に委託します。 | 清掃業務委託の修了人数 | | 令和2年度で事業終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 140 | － | 子ども・若者支援事業 | 生活福祉課<br>西部生活福祉課 | 貧困の連鎖を防止し、生活保護を受給している子どもや若者が夢や希望をもって自らの人生を選択し、自立した生活を送れるようにします。 | 子どもや若者のいる生活保護受給世帯に対して、専門の支援員が訪問や面接等を重ねる中で問題点を把握し、ケースワーカーと連携して生活課題の解消や学力向上を目指した無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていけるように支援します。 | 高校在籍率 | 100%<br>【100%】 | 掲載終了。令和６年度から事業内容を改定し実施 | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | 有 | 個々の支援対象者と面談等を実施する中で意見や思いを取り入れています。 | 面談等を通じて伺った意見や思いをその後の支援方針に反映させています。 | 引き続き、面談等を通じて支援対象者の意見や思いを受け止めながら事業を推進していきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 141 | 112 | 就業支援事業 | 生活産業課 | 若年求職者を含む就労希望者と採用意欲のある企業とのマッチングの場を提供します。 | 求職者の職業相談を行うハローワーク池袋（池袋職業安定所）や東京しごと財団（東京都）と連携して、近隣区と連携して、就職フェアや就労支援セミナーなどを開催し、若年求職者を含む就労希望者の就職をサポートします。 | 参加者数 | ①就職面接会2回開催<br>1回目：参加3社、求職者28名、就職者5名<br>2回目：参加3社、求職者16名、就職者7名<br>【2回開催】<br>②東京都労働相談情報センターによる街頭労働相談（区後援）１回開催<br>【1回開催】 | 参加者数 | ①就職面接会2回開催<br>1回目：参加3社、面接定員24名<br>2回目：参加3社、面接定員24名<br><br>②東京都労働相談情報センターによる街頭労働相談（区後援）<br>１回開催 | | | | | | | | | | | | | | | ①年齢不問就労希望者対象<br>②年齢不問相談希望者 | 無 | | | 事業の企画・運営はハローワーク、しごと財団等の役割となっている。 |
| | | | | | 計画事業 | 142 | － | インターンシップの受入 | 人事課 | 公務職場を目指す学生の就労体験を支援します。 | 就業体験を通じ、学生の公務に対する理解を深めるとともに自治体行政への関心を高め、今後の就職活動等に活かします。 | 事業の継続 | 32名 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 143 | 113 | 自立相談支援事業（くらし・しごと相談支援センター） | 福祉総務課 | 就労支援を実施し、定着支援を強化します。 | 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方々が抱える様々な課題を整理し、状況に応じて適切な支援及び支援の総合調整を行います。 | 就労支援数 | 170人<br>【140人】 | 就労支援数 | 140人 | | | | | | | | | ○ | ○ | | | 生活困窮世帯に属する者 | 有 | 事業対象者の意見を聴いたうえで、本人の状況に合わせた支援を行っています。 | 事業対象者の意見を聴いたうえで、本人の状況に合わせた支援を行っています。 | 今後もこの取組を継続し、本人に寄り添った支援を行っていきます。 |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）[]内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標４「若者の自立と社会参加を支援する」 | （１）若者の自立支援 | ②経済的自立への支援 | 若者の職業的自立や就労を推進します。 | 若者の就労相談事業や、職業訓練、就業機会の紹介等の事業を行います。 | 計画事業 | 144 | 114 | 就労準備・社会参加支援事業 | 福祉総務課 | その方の状況・状態に応じた支援プランを提供します。 | 直ちに就労することや就労の継続が難しいなど就労困難者へ個々の課題に応じた支援プランを作成し、関係機関と連携したチーム支援など対象者に寄り添った支援を行います。 | 就労支援数 | 18人【50人】 | 就労支援数 | 50人 | | | | | | | | ○ | ○ | | | | 有 | 事業対象者の意見を聴いたうえで、本人の状況に合わせた支援を行っています。 | 事業対象者の意見を聴いたうえで、本人の状況に合わせた支援を行っています。 | 今後もこの取組を継続し、本人に寄り添った支援を行っていきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 145 | － | 就労支援専門員支援事業 | 生活福祉課西部生活福祉課 | 稼働能力を有する者に対し、就労支援専門員による就労支援を行うことにより、経済的自立を助長します。 | 中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して専門職の就労支援専門員が就労支援を行い、自立を支援します。 | 就労支援者数 | 367人【300人】 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 146 | － | 就労準備支援（就労意欲喚起）事業 | 生活福祉課西部生活福祉課 | 就労経験がない、長期未就労等で、就労に課題の多い者に対し、就労意欲の喚起、就労と就労後の支援を行い、自立を支援します。 | 委託支援員が中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して就労意欲の喚起を行い、就労自立を目指した支援を行います。 | 支援者数 | 72人【90人】 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | （２）若者の参加支援 | ①居場所・活動の場の充実 | 若者の居場所づくりや活動の場を充実します。 | 若者の居場所を提供し、若者の自主的な活動を支援します。 | 重点事業 | 147 | 115 | 中高生センタージャンプの若者支援 | 子ども若者課 | 18歳以上の困難を有する若者を支援します。 | 中高生センターにおいて、高校を卒業したＯＢ・OG世代への進路の変更や転職・就職に関する相談や、若者の社会貢献活動への支援を実施します。また、中高生の利用者が少ない時間帯に施設の一部に若者の居場所をつくります。 | ①登録者数<br>②延べ利用者数<br>③相談件数 | ①60人【60人】(73%)<br>②1,637人【800人】(150%)<br>③544件【544%) | ①登録者数<br>②延べ利用者数<br>③相談件数 | ①80人<br>②1,000人<br>③500件 | | | | | | | | | ○ | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 148 | 116 | 若者学びあい事業 | 学習・スポーツ課 | つどう、つながる、やってみるをコンセプトに若者が主体的に活動できる場を機会をつくります。 | 「みらい館大明」において、若者が気軽に立ち寄れる居場所として、「ブックカフェ」を週６日、NPOと協働で開館しています。コーディネーターを配置し、若者が地域で活動するきっかけづくりやサポートも行っています。 | 若者支援事業において、若者が中心となって事業を実施した回数 | 3回【5回 60%】 | 調整中 | 調整中 | | | | | | | | ○ | ○ | | | | 有 | ブックカフェを訪れた事業対象者に寄りそい、伴走するコーディネーターを配置し、普段の会話の中から、居心地の良い居場所についての意見を引き出しています。 | ブックカフェを訪れた事業対象者に寄りそい、伴走するコーディネーターを配置し、普段の会話の中から、やってみたいという気持ちを引き出し、事業対象者が当事者として事業を実現できるようサポートしています。また、みらい館大明という疑似地域のような場で、事業対象者がトライ＆エラーできる貴重な機会となっています。 | 引き続き、事業対象者の意見を反映できるような取り組みを続けるとともに、意見を引き出せるコーディネーターになるよう、研修体制の充実を図ります。 |
| | | | | | 計画事業 | 149 | 117 | としまコミュニティ大学 | 学習・スポーツ課 | 人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場をつくることで、７大学に在籍する学生をはじめ、若者世代が、地域に目を向けるきっかけとします。 | 豊島区と区内7大学（学習院大学・川村学園女子大学・女子栄養大学・大正大学・帝京平成大学・東京音楽大学・立教大学）が協働で事業展開している人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場を実施します。 | 事業実施回数 | 66回【68回 98%】 | 調整中 | 調整中 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | 無 | | | としまコミュニティ大学の一般公開講座は、大学側からの提案により実施するものではありますが、アンケートなどをとおして得た事業対象者の意見を大学側に伝えるなど、引き続き工夫をしていきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 150 | 118 | 区立図書館におけるYA向けの取組 | 図書館課 | 子ども・若者の読書機会の提供します。 | 区立図書館においてYAコーナーの図書充実や、利用者との情報交換のための掲示板設置、YA向けイベントや企画展示の実施などにより、子ども・若者の読書活動を促進します。 | 読書普及企画の実施数 | 図書館訪問対応：３回【年1回以上】 | 調整中 | 調整中 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 151 | － | としまscope | SDGs未来都市推進課 | 「わたしらしく、暮らせるまち。」をテーマに、地域と暮らしの情報や、ライフスタイル紹介などを行います。 | 主に働く世代や子育て世代を対象として、ホームページやSNSを活用し、「わたしらしく、暮らせるまち。」をテーマに、「まちの主役は、ここに住むひと、働くひと。」として、地域と暮らしの情報や、ライフスタイル紹介などを行います。 | ひと月当たりの平均ページビュー数（前年度は平均3,000） | | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 138 | － | 就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム）【再掲】 | 福祉総務課 | 子ども・若者の進路指導決定に対するサポートを行います。 | 定時制・通信制高校在籍者、高校中退者、若年無業者に対する将来の進路に対する助言、就労支援、就職活動技術支援、居場所づくり等を行います。 | 進路支援数 | 5人【25人】 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）[]内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標４「若者の自立と社会参加を支援する」 | （２）若者の参加支援 | ②社会参加の推進 | 若者の社会参加を促進します。 | 社会参加の機会を確保する事業や社会参加に関する情報提供を進めていきます。 | 計画事業 | 152 | － | としまぐらし会議プロジェクト | SDGs未来都市推進課 | 若者を含め、区在住・在勤・在学者を対象に、「わたしらしく、暮らせるまち。」を実現したいひとの一歩を踏み出す支援を行います。 | “「わたしらしく暮らせるまち。」はみんなでつくる。”をコンセプトに、区在住・在勤・在学者等によるそれぞれが主体的に地域課題を解決するための取組を支援していきます。また、新たな担い手の創出に取り組んでいきます。 | としまぐらし会議新規参加率 | | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 153 | 119 | 選挙普及啓発事業 | 選挙管理委員会事務局 | 若者の選挙に対する関心及び投票率の向上を目指す。 | 小中学校・高校・大学における選挙に関する出前講座や模擬選挙の実施及び選挙物品の貸出、マンガ家のデザインしたポスター等の普及啓発媒体の作成、若者を選挙立会人に選定することなどを通じて若者の選挙に対する関心を高め、投票率の向上につなげます。 | 各種啓発事業の適正な実施 | 主権者教育講座（年3回実施）、明るい選挙ポスターコンクール（年１回）等 | 各種啓発事業の適正な実施 | 主権者教育講座（年6回実施）、明るい選挙ポスターコンクール（年１回）等 | | 取組を拡大し、新成人の投票行動が主体的・継続的に投票する有権者としての行動につなげていくため。 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 154 | 120 | 地域防災力向上事業 | 防災危機管理課 | 新たな地域防災の担い手を創出します。 | 消防団の加入や地域での防災訓練・防災講話への若者の参加を促進し、新たな地域防災の担い手の創出に取り組みます。また、PTA等と連携し、小中学校を対象とした防災授業や地域の防災講話、防災イベントを通じて、防災意識の向上を図ります。 | 若者を対象とした防災啓発事業の実施 | 16回 | 若者を対象とした防災啓発事業の実施 | 16回 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 148 | 116 | 若者学びあい事業【再掲】 | 学習・スポーツ課 | つどう、つながる、やってみるをコンセプトに若者が主体的に活動できる場を機会をつくる。 | 「みらい館大明」において、若者が気軽に立ち寄れる居場所として、「ブックカフェ」を週６日、NPOと協働で開館しています。コーディネーターを配置し、若者が地域で活動するきっかけづくりやサポートも行っています。 | 若者支援事業において、若者が中心となって事業を実施した回数 | 3回【5回 60%】 | 調整中 | 調整中 | | | | | | | ○ | ○ | | | | | 有 | ブックカフェを訪れた事業対象者に寄りそい、伴走するコーディネーターを配置し、普段の会話の中から、やってみたいという気持ちを引き出しています。 | ブックカフェを訪れた事業対象者に寄りそい、伴走するコーディネーターを配置し、普段の会話の中から、やってみたいという気持ちを引き出し、事業として実現できるようサポートしています。 | 引き続き、事業対象者の意見を反映できるような取り組みを続けるとともに、意見を引き出せるコーディネーターになるよう、研修体制の充実を図ります。 |

「子ども･若者総合計画（令和7～11年度）」掲載予定事業（継続掲載事業）

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | | 子ども･若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）[]内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | | 子ども･若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標５「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」 | （１）状況に応じた支援 | ①虐待を受けた子どもへの支援 | 虐待を受けた子どもを早期発見し、状況の改善を図ります。 | 子どもや家庭からの相談事業や子どもを保護する事業を推進します。 | 重点事業 | 29 | 25 | 子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】 | 子ども家庭支援センター | 児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。 | ①児童虐待の予防･防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。<br>②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。<br>③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。 | 児童虐待等要支援家庭の改善率 | 66.8%<br>【66%】 | 調整中 | 調整中 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | 有 | ○ ジャンプでの意見交換の際に直接意見をいただく<br>○ 区民の声や東部･西部センターメールにてご意見をいただく | ○ 事業周知にあたって、子どもたちからの意見により対象年齢を広げるなど子どもたちの意見を採用した。<br>○ ジャンプで子どもたちと遊びながら意見交換をし、今後のヤングケアラー施策の参考とした。 | ○ 今後も子どもや保護者の視点に立ち、意見を取り入れながら効果的な事業運営を実施していく。 |
| | | | | | 計画事業 | 155 | 121 | 母子生活支援施設 | 子育て支援課 | 生活や養育に課題のある母子世帯に対し入所による生活支援により自立を目指します。 | 児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。 | 入所世帯数 | 17世帯<br>【20世帯】<br>85% | 入所世帯数 | 20世帯 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 有 | 可能な限り母子別々に面接を行い、事業実施中においても随時思いを受け止められるよう委託事業者（母子生活支援施設職員）子ども担当の職員との関係を作っています。 | 子どもの意見をとらえ、子ども目線での支援を忘れずに取り入れるよう工夫しています。 | 子ども家庭支援センター、児童相談所と連携し、子どものケアを行いながら子ども目線での支援を忘れずに取り入れるよう工夫します。 |
| | | | | | 計画事業 | 39 | 35 | 子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】 | 子ども若者課 | 子どもからの発信を受け止め、関係機関と連携して支援します。 | 子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査･調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。 | 権利侵害に関わる活動件数 | 28件<br>【25件】 | 権利侵害に関わる活動件数 | 50件 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 40 | 36 | 児童相談所の運営【再掲】 | 児童相談課 | 子どもの最善の利益の確保のため、児童虐待をはじめとする子どもとその家庭の抱える課題の解決に迅速に対応します。 | 子どもに関する専門的な相談を受け付け、問題の解決に向けた助言や親子関係の再構築を行います。また、虐待や非行等により児童を家庭から分離する必要がある場合、法的権限に基づき一時保護や施設入所措置を行い、児童の安全の確保を図ります。 | － | － | － | － | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | 有 | 子どもが施設入所中や一時保護中でも学校への通学を希望する場合、可能な限り実現するために、安心して通学できる環境を整えている。<br><br>一時保護所で月２回子ども会議を開催し、子どもから一時保護所での過ごし方など意見をもらい、職員と話し合う時間を設けている。 | これまで通り通学ができるよう学区内の里親への一時保護委託や里親委託を行うとともに、送迎に職員が引率し通学できたケースがある。<br><br>お風呂の時間に入浴剤を使ってリラックスしたいという意見があり、実際に入浴剤を購入し、希望する児童は入浴時に使用した。 | 今後も子どもたちと職員がコミュニケーションを取る機会を積極的に設け、多様な子どもたち一人一人に寄り添った丁寧な支援を行っていく。 |
| | | | | | 計画事業 | 45 | 41 | 子ども家庭女性相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | DV被害者,ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。 | 配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談･指導、援助を行います。 | 相談件数 | 10,442件<br>【12,000件】<br>87.0% | 相談件数 | 12,000件 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 有 | 可能な限り母子別々に面接を行い、事業実施中においても随時思いを受け止められるよう子ども家庭支援センターと連携をしながら思いを受け止めています。 | 子どもの意見をとらえ、子ども目線での支援を忘れずに取り入れるよう工夫しています。 | 子ども家庭支援センター、児童相談所と連携し、子どものケアを行いながら子ども目線での支援を忘れずに取り入れるよう工夫します。 |
| | | ②社会的養育の推進 | 社会的養育が必要な子どもに対して必要な支援を届けます。 | 社会的養育に関する普及啓発や里親･ショートステイ協力家庭候補者の育成を行います。 | 重点事業 | 156 | － | 社会的養育基盤構築事業 | 児童相談課 | 社会的養育が必要な児童に対する支援の基盤構築を目指します。 | 里親支援担当職員の育成、社会的養育の制度についての普及･啓発や里親やショートステイ協力家庭候補者育成等を行うとともに、児童養護施設等の誘致を検討します。 | ①里親普及啓発に関する講演、イベントの開催数<br>②里親登録数 | ①7回<br>【５回】<br>②22家庭<br>【21家庭】 | 掲載終了。社会的養育促進事業ヘリニューアル | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | 有 | 里親家庭については日々の支援を通し、里親･子の抱える悩みや要望を、新規登録者に向けては各種イベントでのご質問やアンケートを実施するなど、当事者の声を事業内容に繁栄するよう心がけている。 | 家庭訪問での様子や里親登録相談会、各種イベントに参加された方の意見を踏まえ、事業を展開している。今年度の養育体験発表会のテーマは里親登録相談会等でよく寄せられる意見を基に、里親としての生活をより具体的にイメージできるものを設定した。 | 東京都全体の広域調整の中で里親の不安や戸惑いが生じないよう、区内児相の立地を生かし速やかな対応を行う。新規里親登録活動を通し、区全体に「社会的養護」「子どものための制度」の理解者を増やし、里親子が生活しやすい環境作りへ繋げる。登録相談会や里親実践者から聞かれる意見を参考に事業内容に生かす。 |
| | | ③いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援 | いじめや不登校、ひきこもり等の悩みを抱える子ども･若者に対する支援を推進します。 | 相談体制の整備や、適応指導教室の運営等の事業を実施します。 | 重点事業 | 42 | 38 | 子ども若者総合相談事業（アシスとしま）【再掲】 | 子ども若者課 | 不登校、ひきこもりなど困難な状況にある子ども･若者に対して自立に向けた支援を行います。 | 学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども･若者やその家族等からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。<br>相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へつなげていきます。 | ①不登校に関する相談件数<br>②ひきこもりに関する相談件数 | ①31件<br>【20 件】<br>②17件<br>【30件】 | ①不登校に関する相談件数<br>②ひきこもりに関する相談件数 | ①20件<br><br>②20件 | | | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | 無 | | | 相談事業のため子ども若者から直接意見を聴取する取り組みは行わない。 |
| | | | | | 計画事業 | 157 | 122 | 柚子の木教室（適応指導教室） | 教育センター | 不登校状況にある児童･生徒のうち、適応指導教室を利用することが有効と思われる児童･生徒に対して、在籍校と連携し、学校復帰や社会的自立に向けた支援を行います。 | 不登校児童･生徒に、学習やスポーツ、宿泊教室、体験活動等を通して何度でもやり直せることを実感させ社会的自立に向けた、居場所機能、学習機能、社会への適応支援機能を充実させます。また、いじめなど何らかの理由で学校に登校することが困難な児童･生徒の一時的なシェルターとして機能します。 | 義務教育修了時点の社会復帰率 | 100%<br>【100%】 | 義務教育修了時点の社会復帰率 | 100%<br>【100%】 | | | | | | | | | | | | | | 無 | | | |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）【)内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| 目標５「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」 | （１）状況に応じた支援 | ③いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援 | いじめや不登校、ひきこもり等の悩みを抱える子ども・若者に対する支援を推進します。 | 相談体制の整備や、適応指導教室の運営等の事業を実施します。 | 計画事業 | 158 | 123 | 教育相談 | 教育センター | 養育上の悩みや不登校、いじめなどの学校不適応問題に対しての解消及び未然防止を図ります。 | 幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、臨床心理士による来所相談、電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図ります。区立幼稚園幼児教育相談では要支援の幼児とその保護者のサポートを行います。 | 教育相談取扱い件数 | 495件<br>【460件】<br>（108%） | 教育相談の利用者数 | 510件 | | 目標の内容には変更がありませんが、基本計画の成果指標に一致させるために表記を変更しました。 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 36 | 32 | スクールカウンセラー事業【再掲】 | 指導課<br>教育センター | 都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。 | 都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。 | 配置校数<br>（全小中学校30校） | **指導課**<br>30校<br>【30校】<br>**教育センター**<br>3園【3園】 | 配置校数<br>（全小中学校30校）<br>配置園数 | **指導課**<br>30校<br>**教育センター**<br>3園 | | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 37 | 33 | スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】 | 教育センター | 不登校、ひきこもりなど困難な状況にある区立小・中学校に在籍する児童・生徒に対して、学ぶ権利の確保に向けた支援を行います。 | 学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。 | 長期的な<br>支援・関与数 | 110件<br>【180件】 | 長期的な<br>支援・関与数 | 110件<br>【180件】 | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 38 | 34 | とします子どもの権利相談室の運営【再掲】 | 子ども若者課 | 子どもの権利侵害を予防、救済します。 | 虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。 | ①設置<br>②相談件数 | ①令和5年度中の開設<br>②28件 | 相談件数 | 50件 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 有 | 「とします子ども会議」参加者への聞き取りや、小中学生への愛称募集等を実施しています。 | 子どもの権利についてや相談室の役割を広く周知するため、イベントへの参加や分かりやすいホームページの作成に取組みます。 | 「とします子ども会議」参加者へのアンケートや中高生センタージャンプの利用者に聞き取り等により、子どもたちの意見や思いを踏まえながら周知活動を実施していきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 39 | 35 | 子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】 | 子ども若者課 | 子どもからの発信を受け止め、関係機関と連携して支援する。 | 子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。 | 権利侵害に関わる活動件数 | 28件<br>【25件】 | 権利侵害に関わる活動件数 | 50件 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 無 | | | |
| | | ④生活困窮家庭への支援 | 生活困窮家庭の自立を促進します。 | 経済的支援、就労支援、就学援助や子どもへの学習支援等を実施します。 | 重点事業 | 159 | 124 | 生活困窮者自立相談支援事業（子どもの学習・生活支援事業） | 福祉総務課 | 地域の無料学習団体の支援及び拡大を図ることで、学習を通した子どもの居場所作りを推進します。また、世帯全体の生活支援により困窮課題の解決を目指します。 | 子育て世帯を対象に、保護者へは就労体験や各種助成制度の紹介など、困窮課題解決のための支援、お子さんへは区内の無料学習支援活動を行う団体等へのご紹介をいたします。 | ①支援者数<br>②無料学習団体数<br>（とこネット登録団体） | ①19人<br>【30人】<br>②15団体19教室<br>【18団体18教室】 | ①支援者数<br>②無料学習団体数<br>（とこネット登録団体） | ①30人<br>②19団体23教室 | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | 有 | 各学習支援団体が子どもたちの声を聴き、苦手科目について重点的に講座を開催したり、学習指導以外のイベントも開催しています。 | 各学習支援団体が子どもたちの声を聴き、苦手科目について重点的に講座を開催したり、学習指導以外のイベントも開催しています。 | 今後もこの取組を継続し、本人に寄り添った学習支援環境を整備していきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 140 | － | 子ども・若者支援事業 | 生活福祉課<br>西部生活福祉課 | 貧困の連鎖を防止し、生活保護を受給している子どもや若者が夢や希望をもって自らの人生を選択し、自立した生活を送れるようにします。 | 子どもや若者のいる生活保護受給世帯に対して、専門の支援員が訪問や面接等を重ねる中で問題点を把握し、ケースワーカーと連携して生活課題の解消や学力向上を目指した無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていけるように支援します。 | 高校在籍率 | 100%<br>【100%】 | 掲載終了。令和６年度から事業内容を改定し実施 | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | 有 | 個々の支援対象者と面談等を実施する中で意見や思いを取り入れています。 | 面談等を通じて伺った意見や思いをその後の支援方針に反映させています。 | 引き続き、面談等を通じて支援対象者の意見や思いを受け止めながら事業を推進していきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 160 | 125 | 家計改善支援事業 | 福祉総務課 | 家計改善に対する助言等を実施します。 | 家計収支改善の見える化・アドバイス、債務整理、貸付制度のあっせんなどを通じ、相談者自らが生活再建を進めるための支援をします。 | 家計改善支援数 | 81人<br>【70人】 | 家計改善支援数 | 70人 | | | | | | | | ○ | ○ | | | | 有 | 事業対象者の意見を聴いたうえで、本人の状況に合わせた支援を行っています。 | 事業対象者の意見を聴いたうえで、本人の状況に合わせた支援を行っています。 | 今後もこの取組を継続し、本人に寄り添った支援を行っていきます。 |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）[]内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| 目標５「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」 | （１）状況に応じた支援 | ④生活困窮家庭への支援 | 生活困窮家庭の自立を促進します。 | 経済的支援、就労支援、就学援助や子どもへの学習支援等を実施します。 | 計画事業 | 161 | 126 | 学力向上・進学支援プログラム | 生活福祉課<br>西部生活福祉課 | 貧困の連鎖を防止するために、全員が高校へ進学し、希望する子どもが大学等へ進学できるよう支援します。 | 小学校4年生以上の児童のいる生活保護受給世帯に対して、ケースワーカーが家庭訪問等による面談を実施し、塾代や無料学習会の紹介、高校進学の意識付けや奨学金制度の情報提供などにより支援を行います。 | 高校在籍率 | 100%<br>【100%】 | 高校等在籍率 | 100% | | | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | 有 | 個々の支援対象者と面談等を実施する中で意見や思いを取り入れています。 | 面談等を通じて伺った意見や思いをその後の支援方針に反映させています。 | 引き続き、面談等を通じて支援対象者の意見や思いを受け止めながら事業を推進していきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 162 | 127 | 被保護者自立促進事業 | 生活福祉課<br>西部生活福祉課 | 貧困の連鎖を防止するために、生活保護受給世帯に、塾代等を支給し、世帯の自立を促進します。 | 小学4年生から高校3年生がいる生活保護受給世帯に対し、生活保護費の支給対象とならない学習塾等の受講料を、高校3年生がいる同世帯に対し、大学等の受験料を支給します。 | 支給人数 | 23人<br>【25人】 | 高校等進学率 | 100% | 100% | 貧困の連鎖を防止するために高校や大学等へ進学できるよう塾代等を支給し支援することが事業の目的であるため、高校進学率を目標とする。 | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | 有 | 個々の支援対象者と面談等を実施する中で意見や思いを取り入れています。 | 面談等を通じて伺った意見や思いを支援メニューの設定に反映させています。 | 引き続き、面談等を通じて支援対象者の意見や思いを受け止めながら事業を推進していきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 163 | 128 | 奨学基金援護事業 | 西部生活福祉課<br>子育て支援課 | 高等学校就学期の子を持つ本事業該当世帯を経済的に支援することで、子どもの高等学校就学の機会を確保し、次世代への貧困の連鎖を防止します。 | 生活保護受給世帯または、児童扶養手当受給非課税世帯で、高等学校等へ入学した方、在学中の方に対して、奨学金を支給します。 | 支給率<br>①生活保護受給世帯<br>②児童扶養手当受給世帯 | ①100%<br>【98%】<br>②85.8%<br>【85%】 | 支給率<br>①生活保護受給世帯<br>②児童扶養手当受給世帯 | ①100.0%<br>②87.0% | | | | | | | ○ | | ○ | | | | | 無 | | | 支援対象者の方の意見や思いを事業に取り入れていく方策を検討していきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 164 | 129 | 就学援助費支給 | 学務課 | 広報活動を継続し、生活困窮家庭へ経済的支援を行います。 | 区内に住所を有し、国公立小中学校に在学する児童生徒の保護者であり、生活保護受給または、これに準ずる程度に困窮している方を対象に、学用品費、学校給食費等就学に必要な経費を支給します。 | 就学援助申請者数 | 1,912名<br>【2,025名】<br>94% | 就学援助申請者数 | 1,900名 | | 例年の認定者数から目標値を見直した。<br>また、広報活動は継続して行っていく。 | | | | ○ | ○ | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 165 | 130 | 受験生チャレンジ支援貸付事業 | 福祉総務課 | 困窮する世帯に対し、塾代や受験料の貸付事業を実施します。 | 学習塾、受験対策講座、補習教室等の受講費用、高等学校・大学受験の費用を捻出できない低所得者に対する貸付事業を実施します。 | 支給決定数 | 172人<br>【150人】 | 支給決定数 | 150人 | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 166 | － | 住居確保給付金 | 福祉総務課 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、減収された方等を対象に、就職活動を支援することで就職を決定します。 | 住まいを失った方、または失うおそれのある方に３ヶ月を限度に家賃相当額（上限あり）を支給することで、就労機会の確保に向けた支援を行います。 | 支給決定数 | 43人<br>【50人】 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 167 | － | フードドライブの実施 | ごみ減量推進課 | 社会福祉協議会と連携し、ごみの減量とともに、子ども食堂や必要とする方に食料を届けます。 | 社会福祉協議会と連携して、区内で余った食品を子ども食堂や区内の必要とする方に届ける「フードドライブ」を実施します。 | 社会福祉協議会へ提供した食品数 | 約1,337.2kg<br>達成率100% | 本事業は食品ロス削減によるごみの減量を目的としており、生活困窮世帯の支援が目的ではないため、掲載を終了する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 24 | － | コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援【再掲】 | 福祉総務課 | 要支援家庭等の子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。 | コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。 | ①学習会実施回数<br>②子どもの延べ参加者数 | ①22回<br>【64回】<br>（34%）<br>②305人<br>【1,391人】<br>（22%） | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）【】内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標５「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」 | （１）状況に応じた支援 | ④生活困窮家庭への支援 | 生活困窮家庭の自立を促進します。 | 経済的支援、就労支援、就学援助や子どもへの学習支援等を実施します。 | 計画事業 | 145 | － | 就労支援専門員支援事業【再掲】 | 生活福祉課<br>西部生活福祉課 | 稼働能力を有する者に対し、就労支援専門員による就労支援を行うことにより、経済的自立を助長します。 | 中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して専門職の就労支援専門員が就労支援を行い、自立を支援します。 | 就労支援者数 | 367人<br>【300人】 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 146 | － | 就労準備支援（就労意欲喚起）事業 | 生活福祉課<br>西部生活福祉課 | 就労経験がない、長期未就労等で、就労に課題の多い者に対し、就労意欲の喚起、就労と就労後の支援を行い、自立を支援します。 | 委託支援員が中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して就労意欲の喚起を行い、就労自立を目指した支援を行います。 | 支援者数 | 72人<br>【90人】 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 重点事業 | 168 | 131 | ひとり親家庭支援センター事業 | 子育て支援課 | ひとり親家庭が抱える課題の解消を図ります。 | 「ひとり親家庭支援センター」を設置し、ひとり親家庭の総合窓口として、様々な相談に応じ、支援を提供します。 | 相談件数 | 7,224件<br>【8,000件】 | 相談件数 | 8,000件 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 有 | 可能な限り母子別々に面接を行い、事業実施中においても随時思いを受け止められるよう子ども家庭支援センターと連携をしながら思いを受け止めています。 | 子どもの意見をとらえ、子ども目線での支援を忘れずに取り入れるよう工夫しています。 | 子ども家庭支援センター、児童相談所と連携し、子どものケアを行いながら子ども目線での支援を忘れずに取り入れるよう工夫します。 |
| | | | | | 計画事業 | 169 | 132 | 養育費に関する取り決め促進事業 | 子育て支援課 | 養育費を確保することで離婚後のひとり親世帯の生活安定を目指します。 | ひとり親世帯の生活の安定を図るため、公正証書作成や養育費保証など養育費の確実な履行確保のための補助を行い、養育費についての取り決めを行うことを促進します。 | 事業利用者数 | 4件<br>【10件】<br>40% | 事業利用者数 | 10件 | | | | | | | | | ○ | | | | 無 | | | 離婚を考えていく中で、親権や離婚時の取り決めに対し子供の意見を反映できる仕組みを作ることが必要と考えます。 |
| | | | | | 計画事業 | 170 | 133 | 母子及び父子福祉資金 | 子育て支援課 | ひとり親の経済的自立の援助とその扶養する児童の福祉増進を図ります。 | 20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭等を対象に、経済的自立の援助と、生活意欲の助長を図り、合わせて扶養する児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。 | 貸付件数 | 23件<br>【40件】<br>57.5% | 貸付件数 | 40件 | | | | | | | | | | | | | 有 | 大学、高校進学の資金貸付の場合は必ず子との面接を行って、貸付の仕組みを話し、現在の困りごと、将来についてを聞きながら相談できる場所があることを伝えています。 | 子の意見を反映させた支援ができるよう努力しています。 | 子との面接を必ず行い、親支援にとり入れるよう努力します。子ども家庭支援センターとも連携していきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 171 | 134 | 母子家庭等自立支援給付事業 | 子育て支援課 | 資格取得、講座取得を促しひとり親家庭の経済的自立の促進を図ります。 | 経済的自立の促進を図ることを目的に、児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母及び父が、資格取得や就労に生かせる講座を受講するための給付金を支給します。 | 事業利用者数 | 5人<br>【15人】<br>33.3% | 事業利用者数 | 15人 | | | | | | | | | ○ | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 172 | 135 | ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業 | 子育て支援課 | ひとり親の自立促進のために転職、就職等の就労支援を行います。 | 児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母及び父に個別に面接を行い、ハローワークとの連携など個々のケースに応じた就労支援を行います。 | 就職率 | 56.2%<br>【80%】 | 就職率 | 80% | | | | | | | | | ○ | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 173 | 136 | 福祉住宅 | 福祉総務課<br>住宅課 | 住宅にお困りのひとり親世帯の方に、福祉住宅を供給します。 | 民間賃貸アパート等に住み、住宅にお困りの高齢者や障害者、ひとり親世帯の方に、福祉住宅を供給します。 | 住宅にお困りのひとり親世帯の方への福祉住宅の募集戸数 | 0戸<br>【0戸】<br>100% | 福祉住宅（ひとり親世帯用11戸）に空き家が発生した場合の募集戸数 | 1戸 | | 今後計画期間内に空き家が発生した場合に斡旋するため、ただし区内11戸しかないため空き家が発生しにくい | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 27 | 23 | ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業【再掲】 | 子育て支援課 | ひとり親世帯の子どもの学力向上のみならず、世帯の生活向上につなげます。 | ひとり親世帯等の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩みの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。 | 高校への進学率<br>100% | 100%<br>【100%】 | 事業利用者数 | 教室型３０人<br>訪問型１５人 | 教室型２０人<br>訪問型１８人 | 高校進学率100%は当然の成果と考え、事業利用者の確保を目標にすることが妥当と考えました。 | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | 有 | 現場の委託事業者が子どもの面接を随時行っており、毎月の事業報告のなかで、子供の意見を吸い上げている。 | 学習の場としての在り方をその子どもに合った方法を常に取り入れている。 | 業者を通しての意見吸い上げだけでなく、直接アンケート実施のような形で生の声を反映させるスピード感のある対応をする。 |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）【】内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標５「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」 | （１）状況に応じた支援 | ⑤ひとり親家庭への支援 | ひとり親家庭の抱える課題の解消や生活の安定を図ります。 | 相談支援や経済的支援、自立に向けた支援事業などを行います。 | 計画事業 | 34 | 30 | 母子一体型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）【再掲】 | 子育て支援課 | 要支援家庭の母子を見守り、心身の健康回復により児童虐待防止を図ります。 | 見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。 | 母子一体型ショートケアの延利用日数 | 92日【100】92% | 母子一体型ショートケアの延利用日数 | 100日 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 有 | 可能な限り母子別々に面接を行い、事業実施中においても随時思いを受け止められるよう委託事業者（母子生活支援施設職員）子ども担当の職員との関係を作っています。 | 子どもの意見をとらえ、子ども目線での支援を忘れずに取り入れるよう工夫しています。 | 子ども家庭支援センター、児童相談所と連携し、子どものケアを行いながら子ども目線での支援を忘れずに取り入れるよう工夫します。 |
| | | | | | 計画事業 | 155 | 121 | 母子生活支援施設【再掲】 | 子育て支援課 | 生活や養育に課題のある母子世帯に対し入所による生活支援により自立を目指します。 | 児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。 | 入所世帯数 | 17世帯【20世帯】85% | 入所世帯数 | 20世帯 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 有 | 可能な限り母子別々に面接を行い、事業実施中においても随時思いを受け止められるよう委託事業者（母子生活支援施設職員）子ども担当の職員との関係を作っています。 | 子どもの意見をとらえ、子ども目線での支援を忘れずに取り入れるよう工夫しています。 | 子ども家庭支援センター、児童相談所と連携し、子どものケアを行いながら子ども目線での支援を忘れずに取り入れるよう工夫します。 |
| | | ⑥障害のある子ども・若者への支援 | 心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。 | 相談支援や社会参加を促進する取組を行います。 | 重点事業 | 174 | 137 | 発達支援相談事業 | 子ども家庭支援センター | 心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。 | ・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。<br>・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います。（児童発達支援事業） | 発達相談件数 | 7,430件【6,000件】 | 調整中 | 調整中 | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | 有 | ○ アンケートにより、様々な意見をいただく<br>○ 区民の声や東部・西部センターメールにてご意見をいただく<br>○ 区民の声にてご意見をいただく | ○ アンケートで子ども及び保護者から意見をいただき、施策に反映している。<br>○ 発達相談実施前後のやり取りの中で、新規の専門相談の予約がすぐに埋まるとの意見から相談枠を拡充したこともあり、施策に反映している。 | ○ 今後も保護者や子どもの意見を施策に反映できるよう、随時意見等をいただくことに努める。 |
| | | | | | 計画事業 | 175 | 138 | 重度障害者の大学等修学支援事業 | 障害福祉課 | 重度障害者の学習する場を支援します。 | 重度障害者が大学等に修学する際に、大学等の支援体制が整うまでの間、身体介護等の提供に要する費用を支給します。 | － | － | － | － | | | | | | | | ○ | | | | 無 | | | 対象者から特定の意見の聞き取りは行っておらず、意見を取組みに反映していくことは事業の性質上難しいです。 |
| | | | | | 計画事業 | 176 | 139 | 発達支援センター（仮称）の設置検討 | 教育部保健福祉部子ども家庭部 | 発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援について、所管を越えてコーディネートする専門機関として「発達支援センター」（仮称）の設置を検討します。 | 切れ目のない支援を実現するため、発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援について、所管を越えてコーディネートする専門機関として「発達支援センター」（仮称）の設置を検討します。 | － | － | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 177 | 140 | 発達障害者相談窓口 | 障害福祉課 | 発達障害について、年齢を問わず、当事者、家族からの相談に応じ、相談内容により、適切な機関につなぎます。 | 発達障害に関し、あらゆる年齢層の当事者、家族からの相談に応じます。相談内容に応じて、適切な機関へ紹介します。 | 発達障害者相談窓口の相談者数 | 217人【190人】 | 発達障害者相談窓口の相談者数 | 250人 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 無 | | | 対象者から特定の意見の聞き取りは行っておらず、意見を取組みに反映していくことは事業の性質上難しいです。 |
| | | | | | 計画事業 | 178 | － | 区立幼稚園幼児教育相談 | 教育センター | － | 区立幼稚園に在園する特別な支援を必要とする幼児を対象に、グループ活動によるソーシャルスキルトレーニング及び個別支援を行います。 | － | 事業終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）【】内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| 目標５「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」 | （１）状況に応じた支援 | ⑥障害のある子ども・若者への支援 | 心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。 | 相談支援や社会参加を促進する取組を行います。 | 計画事業 | 179 | 141 | 固定学級や通級指導学級と通常学級の交流、共同学習の充実 | 指導課 | 障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に理解し合い、共生社会の実現に向けた取組を一層充実させます。 | 固定の特別支援学級や通級指導学級における交流や、共同学習の充実を図り、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に理解し合い、共生社会の実現に向けた取組を一層充実します。 | 全校園における交流及び共同学習の実施 | 全校が交流及び共同学習を教育課程に位置付けた。 | 全校園における交流及び共同学習の実施 | 全校園における交流及び共同学習の実施 | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 180 | 142 | 巡回子育て発達相談事業 | 子ども家庭支援センター | 施設職員が発達に課題のある子どもと適切に関わることができることを目指します。 | 東部子ども家庭支援センターでは、保育園や子どもスキップ・学童クラブを巡回し、従事する職員に対して、発達に課題のある子どもの保育に関する具体的なアドバイスを行います。また施設を利用する保護者からも、子育てや子どもの発達についての相談を受け対応します。 | 巡回施設のべ訪問件数 | 560園【540園】 | 調整中 | 調整中 | | | | | | | | | ○ | ○ | | | 有 | ○ 保育園等との意見交換の際に、ご意見をいただく | ○ 保育園等からの要請により出張する事業であるため、区民が直接の対象者ではないが、関りの中で頂いた意見等は事業に反映する方針である。 | ○ 今後も保育園等からの意見や要望を真摯に受け止め、また区民からの意見についても対応できるよう取り組んでいく。 |
| | | | | | 計画事業 | 181 | 143 | 発達障害者心理相談補助事業 | 障害福祉課 | 発達障害の当事者やその家族が、発達障害に関する問題について、区内大学の心理相談（カウンセリング）を受ける際の支援をします。 | 豊島区在住で発達障害あるいは発達障害に起因する問題について、本人またはその家族が区内大学の心理相談（カウンセリング）を受ける際の費用の一部を補助します。 | 適正な補助金の支出数 | 492件【360件】 | 適正な補助金の支出数 | 440件 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 無 | | | 対象者から特定の意見の聞き取りは行っておらず、意見を取組みに反映していくことは事業の性質上難しいです。 |
| | | | | | 計画事業 | 182 | 144 | 障害児保育事業 | 保育課 | 障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図ります。 | 障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図ります。また、集団保育が難しい場合には、自宅へ伺う障害児訪問保育を実施します。 | 必要なサポートを行いながら保育を実施 | - | 必要なサポートを行いながら保育を実施 | - | | | | ○ | ○ | | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 183 | 145 | 学童クラブでの障害児受入 | 放課後対策課 | 放課後の保育が必要な障害児を学童クラブで受け入れ、支援を行います。 | 障害のある子どもを学童クラブで受け入れ、遊びや生活を通して成長できるように、個々の子どもの状況を踏まえて支援を行います。 | 実施施設数（全学童クラブ22校） | 22施設【22施設】 | 実施施設数（全学童クラブ22校） | 22施設 | | | | | | ○ | | | | ○ | | | | 有 | 個別に保護者の意見や要望をお伺いしています。 | 保護者のご要望に応じ、施設の改修などを行っています。 | 引き続き、保護者の意見や要望をお伺いしていきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 184 | 146 | 障害児通所支援事業 | 障害福祉課 | 将来的な支援指針となる障害児支援利用計画の作成を推進します。 | 【児童発達支援】心身の発達に何らかの偏りや障害、心配のある子ども、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を受けるための受給者証を発行します。<br>【放課後等デイサービス】学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に受けるための受給者証を発行します。<br>【保育所訪問支援】保育所その他の児童が集団生活を営む施設に訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を提供します。<br>【居宅訪問型児童発達支援】重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供します。 | 適正な受給者証の発行数 | 812件（内訳）<br>・児童発達支援428件<br>・医療型児童発達支援1件<br>・放課後等デイサービス328件<br>・保育所等訪問50件<br>・居宅訪問型児童発達支援5件【812件】 | 適正な受給者証の発行数 | 1,086件（内訳）<br>・児童発達支援574件<br>・放課後等デイサービス440件<br>・保育所等訪問67件<br>・居宅訪問型児童発達支援5件 | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | 有 | 障害者等実態・意向調査をとおして、障害児の保護者からの意見を収集しています。 | 「放課後等デイサービス」が今後利用したいサービスとして挙がっており、障害児通所支援を必要とする理由として「対人関係のコミュニケーションに関すること」が多いことを把握している。こういった意見を受けて、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所を増やしています。 | 身近な地域で支援を受けられるよう、今後も障害児通所支援事業所を増やしていきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 185 | 147 | 障害者（児）日中一時支援事業 | 障害福祉課 | 施設や学校の保護者会等で事業に関する積極的な説明を行いサービス利用へつなぎます。 | 障害児を介護している方が疾病等の理由で一時的に介護できない時に、障害児に対して宿泊を伴わない短期的な施設を提供し、日常生活の援助・日中活動の支援を行います。 | 適正な受給者証の発行 | 72件【72件】 | 適正な受給者証の発行 | 75件 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 無 | | | 対象者から特定の意見の聞き取りは行っておらず、意見を取組みに反映していくことは事業の性質上難しいです。 |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）[]内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標５「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」 | （１）状況に応じた支援 | ⑥障害のある子ども・若者への支援 | 心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。 | 相談支援や社会参加を促進する取組を行います。 | 計画事業 | 186 | 148 | 発達障害者支援ネットワーク会議 | 障害福祉課 | 区内の保健、福祉、教育に関わる関係機関で発達障害者支援に係る課題の検討、情報の共有を行い、各ライフステージを通じて一環した支援ができるようにします。 | 区内の保健、福祉、教育に関わる関係機関による発達障害者支援ネットワーク会議を開催し、各ライフステージを通じて一環した支援ができるよう、発達障害者支援に係る課題の検討、情報の共有を行います。 | 発達障害者支援ネットワーク会議（専門部会含む）の開催 | 3回【2～3回】 | 発達障害者支援ネットワーク会議（専門部会含む）の開催 | 2～3回 | | | | | | | | | | | 区関係部署職員 | 無 | | | 対象者から特定の意見の聞き取りは行っておらず、意見を取組みに反映していくことは事業の性質上難しいです。 |
| | | | | | 計画事業 | 187 | 149 | 障害者サポート講座 | 障害福祉課 | 映画上映等も含めた企画の検討や、会場や時間の工夫し、区民が関心を持ち、参加しやすい講座とします。 | 各区民ひろば等を会場に、障害当事者や関係者等から、障害者への声のかけ方や手助け方法を、障害疑似体験等を交えて学ぶ講座を開催します。 | 区民ひろば等での講座開催 | 4回【4回】 | 区民ひろば等での講座開催 | 4回 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 有 | 子ども会議の参加者に障害者サポート講座のYouTube配信や差別解消パンフレットを見てもらい、子ども目線で分かりづらい点について意見をもらいました。 | 子ども達の意見を取り入れて、子どもにも分かりやすいサポート講座を実施しました。子どもたちに視覚障害のある方にインタビューしてもらった様子を収録した障害者サポート講座としてYouTubeにて配信しました。 | 子ども達の意見を取り入れながら、子ども達にとっても分かりやすい障害者サポート講座を実施していきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 188 | 150 | 障害者文化活動推進事業 | 障害福祉課 | 障害者に対して文化活動などの場を提供することにより、社会参加への意欲を高めます。 | 障害者が文化へ親しむ環境を整え、障害者美術の区民への周知を図るため、としまセンタースクエアでの豊島区障害者美術展「ときめき想造展」の開催、まるごとミュージアムを使用した展示、まちかど回遊美術館への参加や、Echika池袋ギャラリーでの障害者絵画展、障害者アート教室などを開催しています。 | 障害者アート事業実施回数 | 5回【5回】 | 障害者アート事業実施回数 | 5回 | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 有 | 障害者アート教室の参加希望者から、若い世代のうちから、芸術にふれる機会を増やし、社会参加できるようにしてほしいと要望がありました。 | 障害者アート教室の申込年齢を、18歳以上から中学生以上に引き下げを行いました。 | 障害者アート教室やときめき想造展へ子どもの参加を促していきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 189 | 151 | 余暇活動支援（ほっと・サロン事業） | 障害福祉課 | 就労している知的障害者へ交流の場を提供することにより、就労意欲の増進と就労定着を目指します。 | 主に一般就労をしている知的障害者を対象に、休日を過ごせる場を提供し、就労の定着を目指します。 | コロナ過での安全な活動 | 24回開催（登録者14名）【年24回】達成率　100% | 余暇活動支援実施回数 | 36回 | | 「コロナ禍での安全な活動」を「障害者余暇活動実施回数」に名称変更しただけで目標数値の変更はなし。 | | | | | | ○ | | ○ | | | 有 | 障害のある子どもを対象にワークショップを行い、事業に対する意見等を聴取しています。 | 聴取した意見を参考に、障害者余暇活動として実施する内容を検討し、取り組んでいます。 | 今後も、どのような手法で行うことが適切か関係団体などからアンケートをとったり、障害児の家族会等に聞き取りをしていきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 190 | 152 | 就労促進支援事業 | 障害福祉課 | 一般就労を希望する障害者の就職準備（履歴書の記入の仕方や模擬面接）や就職定着支援（企業訪問・三者面談など）を行います。就労前準備講座を開催し、企業で働くことの具体的イメージにつながる機会の提供をします。企業実習等を通して、職場体験をし適性な職業を見つけていきます。 | 一般就労を希望する障害者の就職準備（履歴書の記入の仕方や模擬面接）や就職定着支援（企業訪問・三者面談など）を行います。就労前準備講座を開催し、企業で働くことの具体的イメージにつながる機会の提供をします。企業実習等を通して、職場体験をし適性な職業を見つけていきます。 | 就労前準備講座の開催 | 0回【2～3回】 | 特別支援学校等の福祉施設訪問回数(地域開拓促進) | 7回 | 3回 | 子ども・若者に対するアプローチをより具体的にするため、地域開拓促進コーディネーターが行う活動内容に数値を見直しした。 | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 有 | 障害のある子どもを対象にワークショップを行い、事業に対する意見等を聴取しています。 | 聴取した意見を参考に、地域課題の抽出、就労希望者の掘り起こし、意識改革等のために活動する内容を検討し、取り組んでいます。 | 今後も、どのような手法で行うことが適切か関係団体などからアンケートをとったり、障害児の家族会等に聞き取りするしていきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 191 | 153 | 日曜教室（つばさCLUB） | 学習・スポーツ課 | 中軽度知的障害のある方が、仲間とともに学びあう場をつくる。 | 18歳以上の中軽度知的障害のある方が、仲間とともに学びあい交流を深めることで、生活課題の解決や余暇活動の充実を図ります。 | 日曜教室（つばさCLUB）実施回数 | 14回【15回】 | 調整中 | 調整中 | | | | | | | | ○ | | | | | 有 | 10人程度のグループの中で、毎回の活動をとおしてスタッフが事業対象者の意見を聞くよう努めています。 | 午前中の年齢別に分かれたグループ活動や午後に行うそれぞれの事業対象者の関心に応じて参加するコース別活動では、事業対象者の意見を聞き、各回の活動や次年度以降の活動に反映しています。 | 知的障がいのある方に寄り添い、意見を聞きながらともに学びをつくる機会を引き続きつくっていきます。また、年1回開催している保護者会においても、保護者の意見を聞き反映できるよう努めます。 |
| | | | | | 計画事業 | 192 | － | チャレンジ雇用 | 人事課<br>障害福祉課 | 障害者を会計年度任用職員として任用し、区の諸機関で職業体験を積ませ、民間企業への就労を容易にします。 | 障害者の自立を促進するため、豊島区役所において就労経験を積む場所を提供します。区自らが就労機会の拡大を図ることにより、区民や職員に障害者の雇用促進についての理解も深めていきます。 | ①任用人数<br>②一般企業等への就職 | 令和4年度末で事業終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 193 | 154 | マルチメディアデイジーの充実 | 図書館課 | 子ども・若者の読書機会を提供します。 | 通常の本では読書が困難な若者のために、マルチメディアデイジーの活用により、読書環境を整備します。 | マルチメディアデイジー等、発達段階に合わせた図書の提供 | 【各資料蔵書数】<br>・マルチメディアデイジー：<br>12（2タイトル増）<br>・りんごの棚：<br>333（132タイトル増）<br>・音の出る資料：<br>8,432（925タイトル増） | マルチメディアデイジー等、発達段階に合わせた図書の提供 | 【各資料蔵書数】<br>・マルチメディアデイジー：<br>22（10タイトル増）<br>・りんごの棚：<br>433（100タイトル増）<br>・音の出る資料：<br>8,932（500タイトル増） | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）【】内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標５「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」 | （１）状況に応じた支援 | ⑦外国にルーツを持つ子ども・若者への支援 | 外国にルーツを持つ子ども・若者が豊島区で生活していくための支援を推進します。 | 日本語教育の機会提供や、多言語で記載された各種情報媒体の作成・配布を進めます。 | 重点事業 | 194 | － | 多文化共生推進事業 | 企画課（多文化共生推進担当） | 外国にルーツを持つ方を支援する団体等との連携強化を図ります。 | 外国籍等区民への支援の強化に向けて、区内の日本語教室や支援団体等の間のネットワークづくりを支援するとともに連携を図ります。<br>また、外国籍等区民へのアンケート調査を行い、施策の検討につなげます。 | 連携団体数 | 20団体<br>【20団体】<br>100% | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 195 | 155 | 日本語指導教室 | 教育センター | 学校生活に適応できるようにする。 | 区立小・中学校に就学している日本語能力が不十分な児童・生徒に、日本語の習得を目的とする授業を行い、学習理解、生活習慣の習得を目指します。その際、児童・生徒の個々の状況に合わせた個別指導を行い、学校生活に適応できるようにします。 | 日本語指導の実施人数 | 36名 | 日本語指導の実施人数 | 41名 | | | | | ○ | ○ | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 196 | 156 | 日本語初期指導事業 | 教育センター | 学校生活に適応できるようにする。 | 区立幼・小・中学校に就学する帰国・外国籍園児・児童・生徒・保護者に対して通訳者を派遣し、学校生活に適応できるようにします。 | 通訳者派遣の実施人数 | 64名 | 通訳者派遣の実施人数 | 74名 | | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 197 | 157 | 外国籍の子どもへの学習支援 | 指導課 | 外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援します。 | 外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援するため、必要に応じて、区内の大学や関係機関との連携を図り、個に応じた指導や援助を行います。 | 日本語初期指導<br>日本語学級<br>日本語指導加配 | 5回 | 日本語初期指導<br>日本語学級<br>日本語指導加配 | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 198 | － | パンフレット・ホームページ等の外国語版の作成 | ①文化観光課<br>②広報課<br>③学務課<br>④土木管理課 | ①当課における「インバウンド事業の推進」については、外国人向けの魅力の創出・発信、訪区外国人旅行者を増やすための広報・イメージ戦略等を行っている。<br>②外国人の方が必要な情報をまとめたページを作成し、3言語（英語・中国語・韓国語）に翻訳したページを公開します。<br>③外国籍の方への行き届いた教育の案内<br>④交通事故予防のため、交通安全の普及啓発を行います。 | 区のパンフレットやホームページなど、各種広報媒体などについて、外国語版を作成しています。<br><br>①「インバウンド推進事業」は事業見直しのため令和６年度で事業終了予定。 | ①英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語によるインバウンド冊子の発行冊子数<br>②翻訳ページのアクセス数<br>③全てのパンフレット・通知の外国語版を作成する。<br>④総合窓口課で転入手続きをした子ども・若者を含む外国人に4言語で書かれた自転車の安全利用ガイドを配布し、自転車のルール・マナーを普及啓発します。 | ①7,700【０】<br>②38,521（翻訳ページアクセス数）<br>【50,000】<br>③－<br>④10,000枚<br>【10,000枚】 | ②翻訳ページのページビュー数<br>'④総合窓口課で転入手続きをした子ども・若者を含む外国人に4言語で書かれた自転車の安全利用ガイドを配布し、自転車のルール・マナーを普及啓発します。 | ②（翻訳ページページビュー数）【50,000】<br><br>'④10,000枚 | 掲載調整中 | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 無 | | | '④未定です。 |
| | | | | | 計画事業 | 127 | 103 | 外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実【再掲】 | 学務課 | 外国にルーツを持つ園児・児童・生徒と保護者を支援します。 | 外国籍の児童・生徒及びその保護者とのコミュニケーションを確保するため、タブレットを用いたテレビ電話での通訳サービスや、教育センターから各学校への通訳派遣の充実を図っていきます。 | 通訳サービスの周知 | － | 通訳サービスの周知 | － | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | 無 | | | |
| | | ⑧非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援 | 非行や犯罪といった経験がある子ども・若者の社会に復帰を促進します。 | 就労機会の提供や、相談事業、更生保護に対する理解促進に取り組みます。 | 計画事業 | 199 | 158 | 保護観察対象少年に対する就労支援事業 | 子ども若者課 | 社会経験の場を提供し、立ち直り支援と再犯防止を図ります。 | 保護観察を受けている区内の少年少女を会計年度任用職員として採用することで、就労の場、社会経験の場を提供し、立ち直り支援と再犯防止を図ります。 | 社会経験の場を提供し、立ち直り支援と再犯防止を図ります。 | － | 社会経験の場を提供し、立ち直り支援と再犯防止を図ります。 | － | | | | | | | | | | | 保護観察対象少年 | 有 | 東京保護観察所より対象少年が希望した場合に会計年度任用職員として採用となります。 | 保護観察官が間に入り、事前に区と対象少年と面接を行ったうえで、希望する場合に採用となります。 | 立ち直り支援と再犯防止のために、保護観察対象少年の社会経験の場の提供を引き続き行います。 |
| | | | | | 計画事業 | 200 | 159 | 社会を明るくする運動 | 子ども若者課 | 7月の強調月間を中心に運動のPRを行い、更生保護の意義について周知します。 | 犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。区はこれらの運動に対して助成金を支出するほか、事務局として運動のＰＲや会議事務等を行っています。 | 庁内放送実施回数 | － | 強調月間に区広報誌、HP、図書館展示などによる広報活動実施 | － | 強調月間に区広報誌、HP、図書館展示などによる広報活動実施 | 区民に向けて周知する活動を目標としました。 | | | | | | | | | ○ | | 無 | | | |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | | | | |
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）【】内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| 目標５「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」 | （１）状況に応じた支援 | ⑧非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援 | 非行や犯罪といった経験がある子ども・若者の社会に復帰を促進します。 | 就労機会の提供や、相談事業、更生保護に対する理解促進に取り組みます。 | 計画事業 | 201 | 160 | 更生保護サポートセンターの運営支援 | 子ども若者課 | 青少年の再犯率を低下させるためのサポートをします。 | 保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターを区施設内に開設し、運営経費に助成をしています。更生保護サポートセンターでは、保護司による青少年相談が週２回実施されています。 | 保護司会の拠点となる更生保護サポートセンターの運営経費助成数 | 週2回午後に青少年相談を実施 | 保護司会の拠点となる更生保護サポートセンターの運営経費助成 | 週2回午後に青少年相談を実施 | | | | | | | | | | | ○ | | 無 | | | |
| | | ⑨その他配慮が必要な子ども・若者（DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など）への支援 | DV、多様な性自認・性的指向の人々等の配慮が必要な子ども・若者支援を推進します。 | 相談窓口の設置や社会的な認知度向上のために啓発活動を進めていきます。 | 計画事業 | 202 | 161 | 女性の専門相談 | 男女平等推進センター | 相談窓口や暴力に対する理解を促進するための啓発活動を進め、相談を促進し被害の重度化・潜在化の防止を図ります。 | 女性を対象に、法律に関わる相談、人間関係等に関わるこころの相談、DV被害に関する相談を、それぞれの専門家が予約制にて実施しています。 | 女性の専門相談件数 | 106件【90件（20件,法律・こころ70件）】 | 女性の専門相談開設数 | 84回 | 56回 | コロナ禍等社会情勢を背景に急増した相談件数を根拠にすると件数の変動が大きいため、相談の予約があり開設した年間の回数に変更する。 | | | | | | | | | | 女性 | 有 | どのような相談が多いのか等、相談の内容及び実績から相談ニーズの把握に努めている。 | どのような相談が多いのか等、相談ニーズの把握に努め、相談業務（相談員のスキルアップ研修受講や新規拡充事業提案など）に反映している。 | 今後も、相談内容等をみながら相談ニーズの把握に努める。 |
| | | | | | 計画事業 | 203 | 162 | 緊急一時保護 | 子育て支援課 | ＤＶ等で緊急に保護の必要のある女性（子）の安全を確保します。 | DV被害にあった女性のほか、緊急で保護する必要がある女性の相談を受け、シェルター等で保護を実施し、その後の自立に向けた支援を行います。 | 保護人数（子含む） | 42人【60人】 | 保護人数（子含む） | 60人 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 有 | 可能な限り母子別々に面接を行い、事業実施中においても随時思いを受け止められるよう子ども家庭支援センターと連携をしながら思いを受け止めています。 | 子どもの意見をとらえ、子ども目線での支援を忘れずに取り入れるよう工夫しています。 | 子ども家庭支援センター、児童相談所と連携し、子どものケアを行いながら子ども目線での支援を忘れずに取り入れるよう工夫します。 |
| | | | | | 計画事業 | 204 | 163 | 多様な性自認・性的指向の人々への理解促進 | 男女平等推進センター | 多様な人々の生き方や考え方に触れ、考える機会を提供することで、多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を図ります。 | 多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を目指して、情報を掲載したパネル展示、映画の上映会、関連本の貸出しを行い、区民等に対する啓発活動に取り組みます。 | – | – | | | | | | | | | | | | | すべての区民 | 無 | | | 展示や講座等のアンケートに記載された感想や意見を反映するよう検討する。 |
| | | | | | 計画事業 | 205 | 164 | 区立小学校・幼稚園における医療的ケア児に対する教育の充実 | 学務課 | 必要な児童・幼児のいる小学校・幼稚園に看護師を配置します。 | 区立小学校・幼稚園において、医療的ケアを要する児童・幼児に医療行為を行える体制を整備することで、保護者の付添いを求めず、他の児童・園児と共に教育を受けられる環境を提供します。 | 必要な児童・幼児のいる小学校・幼稚園への看護師配置数 | ２名【２名】100% | 必要な児童・幼児のいる小学校・幼稚園への看護師配置数 | ２名 | | | | | ○ | ○ | | | | | | | 有 | 適宜、ケア内容や課題について、保護者と協議のうえ、実施している | 同左 | |
| | | | | | 計画事業 | 134 | 108 | 自殺・うつ病の予防対策【再掲】 | 保健予防課 | 差別偏見をなくし、誰もが生きやすい地域を目指します。 | 若者向けのメッセージカード、相談窓口一覧の作成による普及啓発や、ゲートキーパーの養成とネットワーク化による地域連携体制の構築を行います。若者の自殺対策として大学院生と協働したハートプロジェクトの実施、自殺・うつ病の予防対策委員会によるデータの分析や活動の評価、改善策を検討します。 | ①意識的にストレスを解消している人の割合数<br>②ゲートキーパー養成数（累積） | ①79.6%<br>※3年に1回の調査であり、5年度は未実施のため最新の数値を掲載しています。<br>【70%】<br>②3,592人<br>【3,430人】 | ①意識的にストレスを解消している人の割合数<br>②相談窓口リーフレットの配布数 | ①【70%】<br>②【34,700部】 | ②34,414部 | ②ゲートキーパー養成事業は縮小するため、相談窓口の情報を得る機会を提供し、相談へのアクセスを高めることを新たな目標設定としたい | | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | 有 | 大学院生とのワークショップやディスカッションを通して意見を取り入れている。 | 若者に届きやすいメッセージの内容を入れた啓発カードの作成などに活かしている。 | 今後も若者当事者の意見を反映した取組を継続する |
| | | | | | 計画事業 | 135 | 109 | 青少年自殺予防対策事業【再掲】 | 子ども若者課 | 「命をまもる」予防の観点から、中高生に直接届く事業を実施します。 | 子ども・若者の身近な居場所である中高生センタージャンプにて、大学院等と連携して、子ども・若者を対象とした相談支援事業を行います。またコラージュ・サンドピクチャーなどの手法を用いて、中高生が自分と向き合う時間を確保して「自己肯定感」を再獲得し自殺予防に取り組みます。<br>※令和2年度より事業内容一部変更 | 参加者数 | 172人【170人】(86%) | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | 有 | サンドピクチャー事業等に一部リピーターがいるものの、現在の利用者にとって興味関心のある事業ではなくなっている意見が多くなっている。いづれの活動もスタッフの声掛けにより参加者を確保している状況が続く。 | 継続について見直しを検討している。<br>自殺予防対策の目的としては、丁寧なコミュニケーションと専門機関と連携した相談事業により対応できると考える。 | 継続について見直しを検討している。<br>自殺予防対策の目的としては、丁寧なコミュニケーションと専門機関と連携した相談事業により対応できると考える。 |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | | | | |
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）【】内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| 目標５「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」 | （１）状況に応じた支援 | ⑨その他配慮が必要な子ども・若者（DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など）への支援 | DV、多様な性自認・性的指向の人々等の配慮が必要な子ども・若者支援を推進します。 | 相談窓口の設置や社会的な認知度向上のために啓発活動を進めていきます。 | 計画事業 | 137 | 111 | DV・デートDV防止のための周知啓発事業【再掲】 | 男女平等推進センター | 若年層に対してデートDV防止に関する周知啓発を行うことで、若者の自己形成を支援し、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。 | DVやデートDV防止に関するリーフレットや相談カードの配布を行います。また、区立中学生等を対象とした「デートDV予防教室」の実施など、若年層に対してデートDV防止に関する周知啓発事業を行うことで、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。<br>DVやデートDV防止に関するリーフレットや相談カードの配布を行います。また、区立中学生等を対象とした「デートDV予防教室」の実施など、若年層に対してデートDV防止に関する周知啓発事業を行うことで、暴力によらない人間関係づくりを学び、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。 | デートDV予防教室の実施回数 | 12回<br>【８回（区立中学校数）】 | 8回（区立中学校数） | 8回（区立中学校数） | | | | | | ○ | | | | | | | | | 有 | 実施前と実施後にアンケートを行い、認識の変化を把握するとともに、自由感想欄を設けて受講者の思いをきいている。 | 終了後アンケートを学校と共有し、次年度の実施プログラムに反映している。 | 今後も、実施前・実施後アンケートを行う。 |
| | （２）相談体制の充実と情報発信 | ①相談体制の充実と情報発信 | 困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。 | 相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。 | 重点事業 | 42 | 38 | 子ども若者総合相談事業（アシスとしま）【再掲】 | 子ども若者課 | 様々な困難を有する子ども・若者や家族への情報提供及び支援の実施により、問題の重篤化防止や状況改善を図ります。 | 学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族等からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。<br>相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。 | ①登録相談者数<br>②相談者の状況 | ①441人<br>【350人】<br>②アシスとおはなしでの相談は、全体件数のおよそ7割を占めている。 | ①登録相談者数<br>②支援回数 | ①400人<br>②2,500回 | ②2,623回 | 「相談者の状況」では、定量的な実績が出せず評価があいまいになる可能性があるため、②支援回数に変更した | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | 無 | | | 相談事業のため子ども若者から直接意見を聴取する取り組みは行わない。 |
| | | | | | 計画事業 | 206 | 165 | 福祉包括化推進会議の設置 | 福祉総務課 | 複合的な課題をもつ相談者に対する支援を複数課において一元的に実施する体制を作るための意見交換の場をつくります。 | 多様化・複雑化する福祉ニーズに対してきめ細かく対応するため、福祉・健康・子ども・住宅・教育に関する部署等に福祉包括化推進員を配置し、定期的な会議体を設けて庁内連携を推進し、包括的な支援を実施していきます。 | 福祉包括化推進員部会の開催 | 9回<br>【12回】<br>(75%) | 福祉包括化推進部会の開催 | 12回 | | 会議名称の修正<br>×→推進員部会<br>○→推進部会 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 有 | 対象者からの同意が得られている場合は、対象者の意見を聞いたうえで、希望に沿った支援プランを策定できるよう検討を行っている。 | 策定した支援プランを対象者にフィードバックし、対象者とともに支援プランのブラッシュアップを図っている。また、支援の進捗管理も会議の中で行っており、支援が終結するまで、支援プランの適切性について検討を行っている。 | 意見反映の取り組みについて各関係課と検討していく。 |
| | | | | | 計画事業 | 207 | － | 健康相談事業 | 健康推進課<br>長崎健康相談所 | 健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりを支援します。 | 「健康相談（保健・栄養）」、「女性のための専門相談」等予約制の相談のほか、電話による随時の健康相談を実施しています。 | 実施回数 | 34回<br>【34回】 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ①相談体制の充実と情報発信 | 困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。 | 相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。 | 計画事業 | 208 | 166 | 精神保健福祉相談 | 健康推進課<br>長崎健康相談所 | こころの不調や病気について、適切に対処できるよう支援します。 | こころの不調や病気で困っている方、あるいは家族の方からの相談を保健師が随時お受けしています。また、予約制で精神科医又は精神保健福祉相談士による専門相談を行っています。 | 実施回数 | 専門医相談　18回<br>精神保健福祉士相談<br>12回<br>【専門医相談　18回<br>精神保健福祉士相談<br>12回】 | 実施回数 | 専門医相談　18回<br>精神保健福祉士相談<br>12回 | | | | | | | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 209 | 167 | 消費生活相談事業 | 生活産業課 | 消費生活相談の充実を図り状況により弁護士による法律相談を実施します。 | 契約上のトラブル、悪質商法による被害等の相談を受けています。ヤミ金・サラ金などの多重債務に関することは、状況により弁護士の法律相談を案内しています。 | 相談事業の実施数<br>①相談件数<br>②ヤミサラ相談 | ①2,691件<br>【2,500件】<br>②2件<br>【10件】 | 相談事業の実施数<br>①相談件数<br>②ヤミサラ相談 | ①2,500件<br><br>②10件 | | | | | | | | | | | | 消費者全般 | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 33 | 29 | 子育て訪問相談事業【再掲】 | 子ども家庭支援センター | 1歳の誕生日に合わせて訪問し必要な支援を提供する。 | 支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。 | バースデー訪問件数 | 1,201件<br>【950件】 | 在宅支援の強化を踏まえ、気軽に訪問を依頼できる環境を作り、訪問員についても相談スキルの向上に努める。 | 4,000件 | | | | ○ | | | | | | ○ | | | | 有 | ○ 事業アンケートにてご意見をいただく<br>○ 区民の声や東部・西部センターメールにてご意見をいただく<br>○ 区民の声にてご意見をいただく | ○ 訪問日時の設定について、対象者の都合に極力合わせることで円滑な家庭訪問を実施している。<br>○ 贈呈品などの内容について、利用者の満足度が上がるよう調整している。 | ○ 今後も対象者の意見等を事業に反映できるようアンケートを集計し、事業に反映させる。 |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）【】内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| 目標５「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」 | （２）相談体制の充実と情報発信 | ①相談体制の充実と情報発信 | 困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。 | 相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。 | 計画事業 | 36 | 32 | スクールカウンセラー事業【再掲】 | 指導課教育センター | 都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。 | 都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然防止と早期発見に努めます。 | 配置校数（全小中学校３０校） | **指導課** 30校 【30校】 **教育センター** **３園 【３園】** | 配置校数（全小中学校３０校）配置園数 | **指導課** 30校 **教育センター** 3園 | | | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 38 | 34 | としま子どもの権利相談室の運営【再掲】 | 子ども若者課 | 子どもの権利侵害を予防、救済します。 | 虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。 | ①設置 ②相談件数 | ①令和5年度中の開設 ②28件 | 相談件数 | 50件 | － | － | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 有 | 「としま子ども会議」参加者への聞き取りや、小中学生への愛称募集等を実施しています。 | 子どもの権利についてや相談室の役割を広く周知するため、イベントへの参加や分かりやすいホームページの作成に取組みます。。 | 「としま子ども会議」参加者へのアンケートや中高生センタージャンプの利用者に聞き取り等により、子どもたちの意見や思いを踏まえながら周知活動を実施していきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 39 | 35 | 子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】 | 子ども若者課 | 子ども自身や家族からの相談を受け、子どもの権利を守ります。 | 子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。 | 権利侵害に関わる活動件数 | 28件 【25件】 | 権利侵害に関わる活動件数 | 50件 | － | － | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 41 | 37 | 人権擁護委員相談事業【再掲】 | 区民相談課 | 人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施します。 | 法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子ども対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。 | 人権擁護委員が、電話相談を24時間受け付けます。 | １７件（電話９件、対面８件）…作成者:人権相談の結果は件数しか区に報告されないため、相談者が子どもかどうか不明。 | 人権擁護委員が、電話相談を24時間受け付けます。 | － | １５件（電話７件、対面８件）…作成者:人権相談の結果は件数しか区に報告されないため、相談者が子どもかどうか不明。 | － | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 左記以外のすべての人 | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 43 | 39 | 子どもに関する相談事業【再掲】 | 子ども家庭支援センター | 東西子ども家庭支援センターを中心に子どもに関するあらゆる相談を受け、迅速に対応・支援します。 | 0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。 | 東西子ども家庭支援センター相談件数 | 16,102件 【14,000件】 | 調整中 | 調整中 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | 有 | ○ 区民の声や東部・西部センターメールにてご意見をいただく ○ 区民の声にてご意見をいただく | ○ 相談対応において必要な資源の開拓等は行っている。 ○ 訪問日程の調整などスムーズにできるよう対応している。 | ○ 気軽に訪問を依頼できるよう、事業の情報発信を積極的に行い、相談者目線を重視した事業展開に努める。 |
| | | | | | 計画事業 | 44 | 40 | 子どもからの専用電話相談【再掲】 | 子ども家庭支援センター | フリーダイヤルで相談できることを周知し子どもからの相談を受ける。 | 18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。 | 子どもからのフリーダイヤルでの電話相談件数 | 26件 【3件】 | キャラクター（なやミミ・すいトリ）を積極的に使用し、相談しやすい機運を醸成する。 | 10件 | | ヤングケアラーの周知活動を強化する方針であるため。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | 有 | ○ 相談内容によって、支援内容について検討材料をいただく ○ 区民の声にてご意見をいただく | ○ 子どもの相談内容により不足する資源の開拓等施策に反映している。 | ○ 今後も子どもの相談の中で不足する施策を見出していく。 |
| | | | | | 計画事業 | 45 | 41 | 子ども家庭女性相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | DV被害者,ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。 | 配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。 | 相談件数 | 10,442件 【12,000件】 87.0% | 相談件数 | 12,000件 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 有 | 可能な限り母子別々に面接を行い、事業実施中においても随時思いを受け止められるよう子ども家庭支援センターと連携をしながら思いを受け止めています。 | 子どもの意見をとらえ、子ども目線での支援を忘れずに取り入れるよう工夫しています。 | 子ども家庭支援センター、児童相談所と連携し、子どものケアを行いながら子ども目線での支援を忘れずに取り入れるよう工夫します。 |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）[]内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| 目標５「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」 | （２）相談体制の充実と情報発信 | ①相談体制の充実と情報発信 | 困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。 | 相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。 | 計画事業 | 60 | － | 乳幼児健康相談【再掲】 | 健康推進課長崎健康相談所 | 子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。 | 身近な区の施設等を会場として、乳幼児を対象に身長、体重の計測と栄養相談、育児相談、歯科相談等を実施します。 | 実施回数 | 48回【42回】 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 68 | 55 | 東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】 | 子ども家庭支援センター | 子どもと家庭に関するあらゆる悩みに総合的に対応し、育児不安や子育ての悩みの軽減をはかります。 | 育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育ちを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。 | 講座参加者数（地域組織化） | 5,565人【5,000人】 | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | 有 | ○ 講座実施後のアンケート<br>○ 初回登録時の訪問<br>○ 区民の声や東部・西部センターメール<br>○ 区民の声 | ○ これまで使用済みおむつは持ち帰っていただいていたが、利用者の意見を反映し、東部・西部子ども家庭支援センターで使用済みおむつを回収することになった。感染症・臭い対策として、圧縮ラミネート（真空パック）機器を導入した。 | ○ 今後も利用者の意見を反映し、利用者視点に立った東部・西部子ども家庭支援センターの運営を継続していく。 |
| | | | | | 計画事業 | 72 | 59 | 子育て支援総合相談事業【再掲】 | 子育て支援課 | 妊娠・出産・子育てに関する心配事や様々な悩みに、子育てナビゲーターがお応えします。 | 子育て総合相談窓口「子育てインフォメーション」に「子育てナビゲーター」を配置し、妊娠期から子育て期に関わる相談の受付や専門部署への連絡・調整を行い、子育て支援の相談機能の充実を図っています。また、子育て世帯に有益な情報の提供や、子育てサークル等に関わる地域活動支援も行います。 | 受付件数 | 4,373【5,000】87.5% | 受付件数 | 4,000件 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 無 | | | 子どもが当事者として来庁した際は、子どもを保護するための支援になるようにしています。 |
| | | | | | 計画事業 | 74 | 61 | マイほいくえん事業【再掲】 | 保育課 | 「マイほいくえん」事業を通じて、安心して出産し子育てができるよう支援します。 | 出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い区立保育園、一部の私立認可保育所や地域型保育事業所を「マイほいくえん」と位置付けます（登録制）。「マイほいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実を図ります。 | 登録者数（1園あたり平均） | 9.4人【10人】 | 登録者数（1園あたり平均） | 11人 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 82 | 67 | 乳幼児健全育成相談事業【再掲】 | 保育課 | 育児相談事業やふれあい体験保育事業の実施を通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援の充実を図ります。 | 育児情報の提供、子育て不安の解消を目的に、保育園においてふれあい体験保育、育児相談を実施します。 | ①育児相談件数<br>②ふれあい体験保育件数 | ①304件【600件】<br>②19件【36件】 | ①育児相談件数<br>②ふれあい体験保育件数 | ①600件<br>②36件 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 158 | 123 | 教育相談【再掲】 | 教育センター | 養育上の悩みや不登校、いじめなどの学校不適応問題に対しての解消及び未然防止を図ります。 | 幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、臨床心理士による来所相談、電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図ります。区立幼稚園幼児教育相談では要支援の幼児とその保護者のサポートを行います。 | 教育相談取扱い件数 | 495件【460件】（108%） | 教育相談の利用者数 | 510件 | 目標の内容には変更がありませんが、基本計画の成果指標に一致させるために表記を変更しました。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 174 | 137 | 発達支援相談事業【再掲】 | 子ども家庭支援センター | 心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。 | ・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。<br>・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います。（児童発達支援事業） | 発達相談件数 | 7,430件【6,000件】 | | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | 有 | ○ アンケート<br>○ 区民の声や東部・西部センターメール<br>○ 区民の声 | ○ アンケートで子ども及び保護者から意見をいただき、施策に反映している。<br>○ 発達相談実施前後のやり取りの中で、新規の専門相談の予約がすぐに埋まるとの意見から相談枠を拡充したこともあり、施策に反映している。 | ○ 今後も保護者や子どもの意見を施策に反映できるよう、随時意見等をいただくことに努める。 |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）【】内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標５「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」 | （２）相談体制の充実と情報発信 | ①相談体制の充実と情報発信 | 困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。 | 相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。 | 計画事業 | 177 | 140 | 発達障害者相談窓口【再掲】 | 障害福祉課 | 発達障害について、年齢を問わず、当事者、家族からの相談に応じ、相談内容により、適切な機関につなぎます。 | 発達障害に関し、あらゆる年齢層の当事者、家族からの相談に応じます。相談内容により、適切な機関へ紹介します。 | 発達障害者相談窓口の相談者数 | 217人【190人】 | 発達障害者相談窓口の相談者数 | 250人 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 無 | | | 対象者から特定の意見の聞き取りは行っておらず、意見を取組みに反映していくことは事業の性質上難しいです。 |
| | | | | | 計画事業 | 178 | － | 区立幼稚園幼児教育相談【再掲】 | 教育センター | － | 区立幼稚園に在園する特別な支援を必要とする幼児を対象に、グループ活動によるソーシャルスキルトレーニング及び個別支援を行います。 | － | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 180 | 142 | 巡回子育て発達相談事業【再掲】 | 子ども家庭支援センター | 施設職員が発達に課題のある子どもと適切に関わることができることを目指します。 | 東部子ども家庭支援センターでは、保育園や子どもスキップ・学童クラブを巡回し、従事する職員に対して、発達に課題のある子どもの保育に関する具体的なアドバイスを行います。また施設を利用する保護者からも、子育てや子どもの発達についての相談を受け対応します。 | 巡回施設のべ訪問件数 | 560園【540園】 | | | | | | | | | | ○ | ○ | | 有 | ○ 保育園等との意見交換の際に、ご意見をいただく | ○ 保育園等からの要請により出張する事業であるため、区民が直接の対象者ではないが、関りの中で頂いた意見等は事業に反映する方針である。 | ○ 今後も保育園等からの意見や要望を真摯に受け止め、また区民からの意見についても対応できるよう取り組んでいく。 |
| | | | | | 計画事業 | 201 | 160 | 更生保護サポートセンターの運営支援【再掲】 | 子ども若者課 | 保護司会の拠点となる更生保護サポートセンターの運営経費を助成します。 | 保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターを区施設内に開設し、運営経費に助成をしています。更生保護サポートセンターでは、保護司による青少年相談が週２回実施されています。 | 保護司会の拠点となる更生保護サポートセンターの運営経費助成数 | 週2回午後に青少年相談を実施 | 保護司会の拠点となる更生保護サポートセンターの運営経費助成 | 週2回午後に青少年相談を実施 | | | | | | | | | | | ○ | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 202 | 161 | 女性の専門相談【再掲】 | 男女平等推進センター | 相談窓口に関する情報発信を行い、被害等の重度化・潜在化の防止を図ります。 | 女性を対象に、法律に関わる相談、人間関係等に関わるこころの相談、DV被害に関する相談を、それぞれの専門家が予約制にて実施しています。 | 女性の専門相談件数 | 106件【90件（20件,法律・こころ70件）】 | 女性の専門相談開設数 | 84回 | 56回 | コロナ禍等社会情勢を背景に急増した相談件数を根拠にすると件数の変動が大きいため、相談の予約があり開設した年間の回数に変更する。 | | | | | | | | | | | 女性 | 有 | どのような相談が多いのか等、相談の内容及び実績から相談ニーズの把握に努めている。 | どのような相談が多いのか等、相談ニーズの把握に努め、相談業務（相談員のスキルアップ研修受講や新規拡充事業提案など）に反映している。 | 今後も、相談内容等をみながら相談ニーズの把握に努める。 |
| | | | | | 計画事業 | 210 | 168 | 子ども・若者及びその家族への支援情報の提供 | 子ども若者課 | SNSなどを活用し、支援が必要な子ども・若者に情報を届けます。 | 支援が必要な子ども・若者やその家族に対して支援に関する情報が届くよう、インターネット等も活用して情報の提供に努めます。 | 区公式ツイッターへの投稿数 | 4回【10回】 | LINEでの情報配信回数 | 12回 | 0回 | LINEでは困ったときの相談窓口の情報を掲載するなど内容が充実しており、配信機能を活用することで相乗効果が期待できるため。 | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 211 | 169 | 子ども・若者支援者への情報提供 | 子ども若者課 | ホームページやメルマガ等で情報発信します。 | 子ども・若者支援に関わる区民、関係機関や職員等に対し、困難を有する子ども・若者の構造や背景を理解するための研修や講演会を開催し、支援に必要な情報提供を行います。 | メルマガ登録者数 | 184名【500名】※LINEの友だち人数 | LINE友だち人数 | 300人 | 184名 | 現在メルマガでの情報発信は休止しており、令和6年度よりLINEによる情報配信を計画しているため | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | 無 | | | 対象者向けにLINEアンケート機能を活用し意見を募集する。 |
| | | | | | 計画事業 | 151 | － | としまscope【再掲】（令和3年度より、「「わたしらしく、暮らせるまち。」推進事業」に変更） | SDGs未来都市推進課 | 「わたしらしく、暮らせるまち。」をテーマに、地域と暮らしの情報や、公民連携情報の発信などを行います。 | 主に働く世代や子育て世代を対象として、ホームページやSNSを活用し、「わたしらしく、暮らせるまち。」をテーマに、「まちの主役は、ここに住むひと、働くひと。」として、地域と暮らしの情報や、ライフスタイル紹介などを行います。 | Facebookフォロワー数（R2.3現在1,909人） | 「としまSDGsアクション！」facebook フォロワー2,514人【2,450人】 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

「子ども･若者総合計画（令和7～11年度）」掲載予定事業（継続掲載事業）

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども･若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）【】内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども･若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標６「子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する」 | （１）地域の力の活用 | ①地域の子ども･若者支援活動、子育て支援活動への支援 | 地域の子ども･若者の支え手の育成や支援を推進します。 | 民生委員･児童委員や青少年育成委員等の子ども･若者を支援する活動を支援します。 | 計画事業 | 1 | 212 | 170 | スポーツ推進委員事業 | 学習･スポーツ課 | 子ども･若者から大人までの幅広い世代の区民に対し、各種スポーツの実技指導やスポーツに関する指導を行い、区民のスポーツやレクリエーション活動への参加を促し、健康増進の一助とする。また、スポーツを通じて、子ども･若者世代の健全な育成を図る。 | スポーツ･レクリエーションの普及･振興のため、地域におけるスポーツ活動の指導･助言と、区のスポーツ･レクリエーション関係事業「としまスポーツまつり」や「ハイキング」など子どもから高齢者まで楽しく参加できるイベントを企画･運営します。また、スポーツを通じた地域コミュニティの場として、区内1か所で総合型地域スポーツクラブの活動を展開します。 | 事業数 | 10事業<br>【11事業】91%<br>※中止1事業は「としまスポーツまつり 雨天による中止 | 調整中 | 調整中 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 2 | 213 | 171 | 民生委員･児童委員事業 | 福祉総務課 | 民生委員･児童委員が研修等で地域の現状や支援制度等を学び、子ども･若者を見守り･相談･支援活動を実施する。 | 乳幼児や児童のいる家庭の生活を常に見守り、その生活状況の把握に努めるとともに、必要に応じ相談･支援を行います。ケースによっては、区に対し的確な情報提供を行い、望ましい福祉サービスにつなげるための活動を展開します。また、児童虐待など子どもの権利が不当に侵害されているケースなどについては、関係機関との適切な連携により、その解決に協力します。 | ①四者地区連絡協議会開催数<br>②定例会の開催数<br>③相談･支援活動の実施数 | ①１回<br>【１回】<br>100%<br>②11回<br>【10回】<br>110% | ①四者地区連絡協議会開催数<br>②定例会の開催数<br>③相談･支援活動の実施数 | ①【1回】<br>②【8回】<br>③【1,332件】 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 3 | 214 | 172 | 青少年育成委員会支援事業 | 子ども若者課 | 青少年育成委員会への補助金と、資質向上のための研修会を実施します。 | 各地区青少年育成委員会は、独自に地域の実情に応じた形でイベントを開催し、青少年の健全育成と地域の親睦を深める活動をしています。区は各地区が行う健全育成事業に対する補助金の支出、連合会に対する補助金の支出、「としまのいくせい」の作成、委員の資質向上のための研修会を実施します。 | 青少年育成委員研修会等参加者数 | 255人<br>【200人】 | 青少年育成委員研修会等参加者数 | 【300人】 | 275人 | 目標値を実績値が上回ったため目標値を見直しました。 | | | | | | | | | ○ | | 有 | 研修会、講演会について、どのような内容にしたいかを育成委員連合会幹事会で意見を聞いています。 | 希望の講師や講演内容の候補を幹事会で決めていただき、講師に連絡調整しています。 | 子ども若者を取り巻く環境の変化に対応し、育成委員等の関心のある内容の研修会、講演会等実施し資質の向上を図ります。 |
| | | | | | 計画事業 | 4 | 215 | 173 | コミュニティソーシャルワーク事業 | 福祉総務課 | 制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた人々に対して、民生委員･児童委員、青少年育成委員等の関係機関と連携して支援を行っていきます。 | ･コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、地域福祉を推進するコーディネーターとして、①専門相談支援機関へのつなぎ役、②個別支援･地域支援を通じた地域づくり、③関係機関との連携支援などを行っています。<br>･CSWは、区内8か所の区民ひろばに2～3名常駐し、相談対象、相談内容に関わらず、暮らしに関わることすべてに対して、電話、訪問、来所、相談会等による個別相談支援を実施しています。<br>※令和2年度より事業内容一部変更 | ひきこもり、子育て･教育、虐待に関する個別相談支援件数 | 1,664件<br>【2,303件】 | 子育て、教育、学習に関する相談支援件数 | 1,491件 | 1,131件 | 事業対象者が子どもから高齢者までの世代も対象としており、現計画の指標では、高齢者等も含まれてしまうため、子ども･若者を対象にした相談支援件数を指標とするため、変更。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | 有 | 対象者の話を傾聴し、本人の意思を確認している。 | 対象者の話を傾聴し、本人の意思に沿った支援を行っている。 | 意見反映の取り組みについて関係団体と検討していく。 |
| | | | | | 計画事業 | 5 | 216 | 174 | 地域福祉サポーターの養成と推進 | 社会福祉協議会 | 地域住民による支えあい活動を実施することで、「おたがいさま」の地域共生社会の実現を目指します。 | 地域の中で不安や悩みを抱えた人たちに気づいた時に、声をかけたり関係機関につなげるなどの活動を行う、地域の小さなアンテナ役「地域福祉サポーター」を養成します。 | 地域福祉サポーター登録者数 | 個人　257名<br>法人　　1団体<br>（582名） | 地域福祉サポーター登録者数 | 個人登録者　500名 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 企業等 | 有 | 民生委員児童委員協議会、青少年育成委員会等の地域団体をはじめ、区内で子どもの支援に関わる団体とのネットワークを活用し、活動の対象としての子ども･若者等の課題を把握しています。 | 活動登録者向けの研修の際に活動イメージや今社会でどのようなことが課題になっているのか、その視点の持ち方を共有するようにしています。。 | 地域の小さなアンテナ役として、そのアンテナの感度を高めていけるように最新の動向を共有することを大切にしていきたいと考えています。 |
| | | | | | 計画事業 | 6 | 217 | 175 | 地域活動交流センター管理運営 | 区民活動推進課 | さまざまな地域活動団体の活動及び交流を支援･促進し、地域力の向上及び地域の課題の解決を目指します。 | ＮＰＯ法人等の公益性のある地域活動団体の活動及び交流の拠点として、地域活動交流センターを設置し、その管理運営を行います。 | 施設利用人数（延べ） | 3,570人<br>【2,900人】 | 施設利用人数（延べ） | 5,000人 | | | | | | | | | | | ○ | | 有 | 地域活動交流センター運営協議会や登録団体アンケートなどで把握した子ども･若者等にかかる地域の課題解決に取組む団体をはじめ、区内の様々な分野で活動する地域団体のニーズや意見を施設の運営に取り入れている。 | 事業対象者の意見を取り入れ、地域活動交流センターの会議室等の貸し出し、地域活動に関する相談対応、情報発信、また、定例会や交流会の開催などを実施し、子ども･若者等にかかる地域課題の解決に取組む団体等の活動及び交流･連携を支援している。 | 今後も、子どもや若者等にかかる地域課題に取組む団体等地域活動団体の活動及び交流の拠点として、団体の意見やニーズを捉えた地域活動交流センター運営を行う。 |
| | | ②区民や地域団体、大学との連携･協働及び地域ネットワークの形成 | 子ども･若者支援に地域全体で取り組むためのネットワーク形成を図ります。 | 地域団体や事業者間の支援ネットワークを構築し、情報提供や活動を支援します。 | 重点事業 | 7 | 218 | 176 | 子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」 | 子ども若者課 | 子ども･若者支援に関わる活動団体や行政で包括的･横断的な支援ネットワークを構築し、支援に関する情報交換や支援者の質の向上に取り組みます。 | 子ども･若者支援に関わる多分野の団体や区民に対して、専門知識などの研修会や情報交換の機会となるイベントなどを実施します。 | ネットワークイベント参加者数 | 127人（回数2回）<br>【200人】 | ネットワークイベント参加者数 | 80人<br>※回数を1回に変更 | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | 有 | ネットワーク会議内での意見交換やアンケートなど | していない | ネットワーク会議での意見交換やアンケートでいただいた意見を各事業に反映できるよう検討する |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | | | | |
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）〔〕内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| 目標６「子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する」 | （１（ 地域の力の活用 | ②区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成 | 子ども・若者支援に地域全体で取り組むためのネットワーク形成を図ります。 | 地域団体や事業者間の支援ネットワークを構築し、情報提供や活動を支援します。 | 計画事業 | 8 | 219 | 177 | 若者支援ネットワークの構築（子ども・若者支援地域協議会） | 子ども若者課 | 子ども若者支援地域支援協議会を実施し、支援者間のネットワーク形成に努めます。 | 社会生活を営むうえでの困難を有する子どもや若者に対し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な実施を図ることを目的に、豊島区子ども若者支援地域協議会を運営し、ネットワーク形成を行います。 | 子ども若者支援地域協議会実施回数 | 10回【4回】 | 実務者会議（居場所会議）参加団体数 | 10団体 | 6団体 | 実施回数ではなく、どれだけネットワークを構築できたかということが重要であるため | | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | 有 | どのようなネットワーク会議にするか、毎回開催前に協議、参加者全員に次第を共有している | している | 民間団体との連携において、意見交換を活発にする。 |
| | | | | | 計画事業 | 9 | 220 | － | 生活困窮者自立支援事業（支援調整会議の開催） | 福祉総務課 | 子どものいる世帯も含めた各世帯へ、具体的な支援を提供し、早期に困窮状態から脱するプランを提供するため、関係機関連携のもと支援調整会議を開催します。 | 子どものいる世帯者の相談に対し、支援に関わるくらし・しごと相談支援センター関係者や関係機関事業者等が、親と子ども両者の支援プランを策定する会議を定期的に開催しています。その他情報共有及び支援方針を調整することで最適な支援を継続できるよう関係者と検討しています。 | プラン作成数 | 360件【450件】 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 10 | 221 | 178 | 豊島区子育てネットワーク会議 | 子ども家庭支援センター | 親子の孤立化防止のために提供する地域の子育情報を正確かつ迅速に関係機関で共有し提供します。 | 同じ地区の子育てに関わる施設が情報交換を行い、地域の子育て家庭を見守っていきます。地区ごとに、定期的に会議を開催して、情報共有・意見交換を行っています。 | 出席施設数 | 201施設【190施設】 | 調整中 | 調整中 | | | | | | | | | ○ | ○ | | 無 | ○ 当該会議において意見交換を行う | | |
| | | | | | 計画事業 | 11 | 222 | 179 | 中小規模公園活用プロジェクト | 公園緑地課 | 利用者ニーズや地域・周辺環境に合わせた活用方法を地域とともに検討・検証し、活動の支援を図ります。 | 地域に点在する十分に活用されていない中小規模公園について、子育て世代をはじめとした利用者ニーズや地域・周辺環境に合わせた新たな公民連携による活用方法を地域とともに検討・検証し、地域コミュニティの場や地域課題解決の場として、まちや人と「ともに育つ公園」を目指します。 | 実施公園数 | 23園【20園】115% | 実施公園数 | 20園 | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 有 | 適宜アンケートを行い、意見を集約しています。 | 公園再構築などの事業に反映したいと考えています。 | 再構築検討と並行して事業継続していきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 12 | 223 | 180 | 地域・大学連携事業 | 指導課 | 区内大学や地域の企業等と連携し区立小・中学校の教育活動を活性化します。 | 区立小中学校の理科・数学・健康教育・食育等において、区内大学や地域の企業、特技を有する個人の支援を得て教育活動を活性化します。また、教員を志望する学生を指導補助者として受け入れ、学生が教育現場を体験する機会を創出します。 | 区内全７大学との連携 | 区内全７大学との連携 | 区内全８大学との連携 | 区内全８大学との連携を強化 | | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 13 | 224 | 181 | コミュニティ・スクール導入等促進事業 | 庶務課（教育施策推進担当課長） | 豊島区立学校にコミュニティ・スクールの導入を推進します。 | 学校、保護者、地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることのできるコミュニティ・スクールの導入を推進します。豊島区では、コミュニティ・スクールの中に子どもも位置付けて推進していきます。 | コミュニティ・スクール設置校数 | 3校【3校】 | コミュニティ・スクール設置校数 | 30校【全小中学校で実施予定】 | | | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | 有 | コミュニティ・スクール導入準備研修を各学校で開催した際に、参加者の方（学校教員、地域、保護者、町会など）から意見を聴取、学校と地域がより交流ができるような仕組みがほしいという意見あり。 | 学校、保護者、地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることのできるコミュニティ・スクールを小・中学校全30校に導入する。 | 今後、全校にコミュニティ・スクールを全校へ導入し、学校と地域の連携を進めていく。 |
| | | | | | 計画事業 | 14 | 225 | 182 | 地域子ども懇談会 | 放課後対策課 | 地域・学校・家庭・行政が連携し、子どもに関する意見交換や情報交換を行います。 | 地域・学校・家庭・行政が連携し、子どもに関する健全育成活動や見守り活動の促進、地域の子育て力や教育力の向上を図るため、小学校区ごとに「地域子ども懇談会」を開催し、子どもに関する意見交換や情報交換を行います。 | 実施施設数（全小学校22施設） | 22施設【22施設】 | 実施施設数（全小学校22施設） | 22施設 | | | | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | 有 | 22施設で実施している地域子ども懇談会の場において、学校、保護者、町会、関係施設から子どもスキップの運営についてご意見を伺っています。 | 地域子ども懇談会で伺った意見を子どもスキップの運営に取り入れています。 | 今後も継続して地域子ども懇談会を開催していきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 15 | 14 | 13 | 子ども食堂ネットワーク【再掲】 | 子ども若者課 | 「とします子ども食堂ネットワーク」連絡会で情報提供等を行い、安全な運営のための研修会を実施します。 | 地域で活動する「子ども食堂」の連絡会「とします子ども食堂ネットワーク」への情報提供や広報の支援を行います。子ども食堂の運営方法等、運営者同士が情報交換を通して安全に支援活動の輪を広げていきます。 | ①とします子ども食堂ネットワーク連絡会実施回数②研修会回数 | ①３回【3回】②2回【1回】 | ①とします子ども食堂ネットワーク連絡会実施回数②研修会回数 | ①３回②2回 | ①３回②2回 | 子ども食堂に期待されている課題や子ども食堂を実施するうえで、注意していただきたいことを地域のボランティアの方にも知っていただくためです。 | | | | | | | | | ○ | | 有 | 子ども食堂ネットワーク会議では子ども食堂同士の交流を重視しており、実施状況などの近況報告や会議終了後の交流でそれぞれ情報交換を行っています。 | 会議の際に子ども食堂から研修内容についての意見を聴き、次の研修のテーマを決めています。 | 食の確保だけでなく、子どもの居場所や支援が必要な子どもの早期発見など、子ども食堂への期待が高まっているため、安全・安心な居場所の運営など意見を取り入れながら、研修や会議を行っていきます。 |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）[]内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標６「子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する」 | （１）地域の力の活用 | ②区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成 | 子ども・若者支援に地域全体で取り組むためのネットワーク形成を図ります。 | 地域団体や事業者間の支援ネットワークを構築し、情報提供や活動を支援します。 | 計画事業 | 16 | 28 | 24 | としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」【再掲】 | 福祉総務課 | 毎月の定例会において、子ども達の学習指導における情報共有と意見交換を実施することで、効果的な支援を実施します。 | 子育て世帯を対象に、保護者へは就労体験や各種助成制度の紹介など、困窮課題解決のための支援、お子さんへは区内の無料学習支援活動を行う団体等へのご紹介をいたします。 | とこネット定例会の開催数 | 12回【12回】 | とこネット定例会の開催数 | 12回 | ①19人②18団体22教室 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | 有 | 各学習支援団体が子どもたちの声を聴き、苦手科目について重点的に講座を開催したり、学習指導以外のイベントも開催しています。 | 各学習支援団体が子どもたちの声を聴き、苦手科目について重点的に講座を開催したり、学習指導以外のイベントも開催しています。 | 今後もこの取組を継続し、本人に寄り添った学習支援環境を整備していきます。 |
| | | | | | 新規事業 | 17 | 新規 | － | SDGs達成の担い手育成事業 | 庶務課（教育施策推進担当課長） | 学校を中心とした取り組みを通じて大人も子供もともに持続発展都市を作り上げる担い手を育成します。 | 区立小中学校全30校が保護者・地域・企業・大学などが協働でSDGs目標達成に向けた取組を推進します。 | 区立小中学校全30校が保護者・地域・企業・大学などが協働でSDGs目標達成に向けた取組を継続的に実施する。 | 区立小中学校全30校で保護者、地域、企業等との連携によるSDGｓの取り組みを継続します。 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ③仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し | ワーク・ライフ・バランスへの意識を地域ぐるみで高めていきます。 | 企業や事業者に対する普及啓発や、認定制度などを実施します。 | 重点事業 | 18 | 226 | 183 | ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度 | 男女平等推進センター | 企業のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め、働きやすい職場づくりを推進します。 | 区内に本社又は主たる事業所がある企業を対象に、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進する企業を区が認定します。認定書の授与、区ホームページで取組の紹介等を行い、認定企業は、企業が発行する印刷物等に認定マークを使用できます。 | 認定企業数 | 59社【70社】（79%） | 認定企業数 | 70社 | | | | | | | | | | | 企業 | 無 | | | 事業の対象が企業（勤務先）であるため、子どもの意見を反映するのは困難であると考える。 |
| | | | | | 計画事業 | 19 | 227 | 184 | 企業・事業所への啓発事業 | 男女平等推進センター | ワーク・ライフ・バランスに関する講演や交流会を行い、区内企業に対し、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた普及啓発を図ります。 | 区内の企業・事業所に対し、働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供・普及啓発を行います。 | － | － | | | | | | | | | | | | | | 区内事業者 | 無 | | | 事業の対象が事業者（勤務先）であるため、子どもの意見を反映するのは困難であると考える。 |
| | | | | | 計画事業 | 20 | 228 | 185 | ワーク・ライフ・バランスフォーラムの開催 | 男女平等推進センター | ワーク・ライフ・バランスに関する講演会を実施し、地域全体でワーク・ライフ・バランスについて考えるきっかけを作ります。 | ワーク・ライフ・バランスの意義・重要性を区民・事業者が理解し取組むために、ワーク・ライフ・バランスに関するフォーラムを開催します。 | － | － | | | | | | | | | | | | | | ・区内事業者・働いている区民、これから働きたいと考えている区民 | 無 | | | 事業の対象が事業者（勤務先）や、働いている、または働こうと考えている区民（大人）であるため、子どもの意見を反映するのは困難であると考える。 |
| | | | | | 計画事業 | 21 | 229 | 186 | モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進 | 人事課 | すべての職員がそれぞれの生活環境に応じた、よりよい「働き方」と「キャリアプランの形成」に取り組みます。 | 職場でのワーク・ライフ・バランス及び子育て支援・両立支援を進めるために、特定事業主行動計画に基づく取組を推進していきます。 | ①年間20日の年次有給休暇の取得率②男性職員の育児休業等の取得率③管理職に占める女性の割合 | ①80.4%【80%】②70.4%【50%】③23.6%【30%】 | すべての職員がそれぞれの生活環境に応じた、よりよい「働き方」と「キャリアプランの形成」に取り組みます。 | ①80%②85%③30% | ②70.4% | 男性職員の育児休業の取得促進に向けた取組の一層の推進について（R5.6.13総務省通知）に基づき見直し | | | | | | | | | ○ | | 無 | | | 令和8年度以降の特定事業主行動計画策定に向け、令和7年度中に職員の意識調査等実施予定 |
| | （２）安全・安心な社会環境の整備 | ①子育て世帯にやさしいまちづくりの推進 | 子育て家庭に優しい住まいや生活の実現を図ります。 | ファミリー層向けの住環境施策等を実施します。 | 重点事業 | 22 | 230 | 187 | 子育てファミリー世帯への家賃助成事業 | 福祉総務課 | 子育てファミリー世帯を区内の良質な民間賃貸住宅に誘導し、居住環境の改善及び定住化を図ります。 | 区内の良質な民間賃貸住宅に転入・転居した場合に、一定の要件を満たす子育てファミリー世帯に対し、転居後の家賃と基準家賃との差額の一部を一定期間助成します。 | 新規家賃助成受給件数 | 助成件数203件 | 新規家賃助成受給件数 | 助成件数205件 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | 有 | 継続申請時に対象者から意見が出た場合、聴取しています。 | 事業の内容について、施策面を主管している住宅課と検討しています。 | 住宅マスタープランの内容に応じて、事業内容について住宅課と検討しています。 |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | | | | |
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）[]内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| 目標６「子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する」 | （２）安全・安心な社会環境の整備 | ①子育て世帯にやさしいまちづくりの推進 | 子育て家庭に優しい住まいや生活の実現を図ります。 | ファミリー層向けの住環境施策等を実施します。 | 計画事業 | 23 | 231 | 188 | 空き家利活用推進事業 | 住宅課 | 空き家の利活用の推進により、ファミリー層向けの住まい環境を提供します。 | 空き家活用と地域コミュニティの活性化を図るため、戸建て空き家を活用したいオーナーと、その建物で地域貢献活動（多世代の交流の場、子どもの居場所となる場の運営等）をしたい団体をマッチングするとともに、空き家の改修に必要な経費の一部を補助します。 | 地域貢献型空き家利活用事業の事業化件数（累計） | 2件【3件】 | 地域貢献型・共同居住型空き家利活用事業の事業化件数（累計） | 23件 | 8件 | 子育て世帯等の住宅確保要配慮者向けのシェアハウスとして、区内の空き家を利活用する共同居住型空き家利活用推進事業を追加したため。 | | | | | | | | | ○ | | 無 | | | オーナー側の空き家の活用意向はそれほど高いとは言えず、空き家を多世代の交流の場、子どもの居場所となる場の運営等として活用するにはクリアすべき様々な課題がありますが、今後、区では子育て世代の定住のための施策について、空き家の活用も視野に入れて検討していきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 24 | 232 | 189 | 近居・多世代同居の推進 | 住宅課 | 親子で支え合いながら子育てできる住まい環境を促進します。 | 親子で支え合いながら子育てできる環境を整備するため、子育て世帯が親世帯と同居・近居する場合の住み替え支援を検討します。 | 同居・近居する場合の住み替え支援制度の構築 | － | 同居・近居する場合の住み替え支援制度の実施 | 調整中 | 調整中 | | | | | | | | ○ | | | 無 | | | 各所管の調査結果や他区の実施状況等を参考にしながら、実効性のある施策内容になるよう検討を進めていきます。 |
| | | | | | 計画事業 | 25 | 233 | － | 公共施設の赤ちゃんスペース設置・周知 | 子育て支援課 | 安心して赤ちゃんと一緒にお出かけできるようサポートします。 | 安心して乳児を連れて外出ができるよう、区民ひろばや子ども家庭支援センター等の地域の公共施設に、授乳やおむつ交換ができるスペースを設置し、周知します。 | 設置済み区立施設数 | 29施設【30施設】96.7% | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ②有害環境等への対応 | 子ども・若者に有害な環境への対策を推進します。 | インターネット利用や薬物乱用防止に関する教育・普及啓発に取り組みます。 | 計画事業 | 26 | 234 | 190 | 薬物乱用防止教育 | 指導課 | 薬物乱用防止に関する学習及び教員研修を実施します。 | 医薬品の正しい使い方や危険ドラッグなどの使用防止の学習「薬物乱用防止教室」を年間指導計画に位置付け、学校薬剤師や警察と連携して年１回以上実施します。また、教員に対しても生活指導主任研修会等で、おくすり教育、薬物乱用防止教育の研修を行います。 | 小学校６年生、中学校３年生での授業の実施数 | 年１回以上、小学校６年生、中学校３年生での授業を実施【年1回以上】 | 小学校６年生、中学校３年生での授業の実施数 | 年1回以上 | | | | ○ | ○ | | | | ○ | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 27 | 235 | 191 | 情報モラル教育 | 指導課 | 情報ネットワーク社会に対応した児童・生徒の情報活用能力の育成及び情報モラル教育を充実します。 | 情報ネットワーク社会に対応するため、タブレットＰＣを活用し、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育及び情報セキュリティ意識向上のための指導の充実を図ります。 | ＳＮＳルールの年一回の見直し 情報モラル教室の全校実施 | ＳＮＳルールの年一回の見直し | ＳＮＳルールの年一回の見直し 情報モラル教室の全校実施 | ＳＮＳルールの年一回の見直し | | | | | ○ | ○ | | | | ○ | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 28 | 236 | － | PTAと連携した「SNSルール」の活用 | 庶務課 | 携帯電話やスマートフォンの使い方について、PTAと連携して、周知をする。 | 携帯電話やスマートフォンの使い方について、PTAと連携して、児童・生徒が自らの体験をもとに改善を図る「SNSルール」を周知し、家庭や学校での指導を徹底します。 | － | － | 情報モラル教育事業と統合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 29 | 237 | 192 | 不健全図書類等規制対策事業 | 子ども若者課 | 不健全図書類等の自動販売機調査を実施し、環境浄化活動を行います。 | 昭和60年10月に施行された「豊島区不健全図書類規制に関する条例」に基づき、地区の青少年育成委員会の協力のもとに不健全図書類等の自動販売機調査を行い、より一層の環境浄化活動を行います。 | 不健全図書類等の自動販売機設置数 | － | 確認中 | 確認中 | － | | | | | | | | | ○ | | 無 | | | |
| | | ③防犯・事故予防の推進 | 犯罪や事故を防ぐまちづくりを進めます。 | 道路や公園における安全な環境整備や、事故予防に関する普及啓発に取り組みます。 | 計画事業 | 30 | 238 | － | 子ども事故予防センター「キッズセーフ」の運営と事故予防の啓発 | 健康推進課 長崎健康相談所 | 子どもの事故予防について見て、触れて、学べる場を提供します。 | 子どもの死亡原因の上位を占める「不慮の事故」を減少させるため、保護者・関係者が家庭内の事故予防について見て、触れて、学べる場を提供しています。（家庭内の事故；台所でのやけど、浴槽での溺水、ベランダからの転落等） | 来所数 | 6850人【6500人】 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 31 | 239 | 193 | 安全・安心パトロールの実施 | 防災危機管理課 | 区内の治安を維持します。 | 区民の安全・安心を確保するため、区内全域を青色防犯灯付きパトロール車でパトロールします。登下校時の通学路警戒の他、小学校、保育園、子どもスキップ等の施設にも立ち寄るなど見せる防犯活動を行います。 | （区内の犯罪発生件数の減少を目標に、）区内の刑法犯認知件数 | 3,405件【3,000件】達成率：88.1% | 区内の刑法犯認知件数（減が目標） | 2,900件 | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 有 | 警察や地域団体と連携し、定期的に実施している環境浄化パトロールや各種防犯キャンペーン等において、区内の防犯上の問題点や課題を共有した上、重点警戒箇所を選定している。 | 警察や地域団体等から聴取した意見や要望等を精査した上、青色防犯灯付きパトロール車や職員による巡回ルートに反映し、安全で安心なまちづくりに寄与する実効的なパトロールを実施している。 | 今後も、環境浄化パトロール、各種防犯キャンペーンや区民大会等において、警察や地域団体等がそれぞれの視点で抽出した防犯上の問題点や課題、意見を適時共有し、課題解決に向けた効果的なパトロールを実施する等、意見等を踏まえながら安全で安心なまちづくりに取り組んでいく。 |
| | | | | | 計画事業 | 32 | 240 | 194 | 小学校児童の通学路安全対策の推進 | 学務課 | 通学路における子どもたちの安全対策として、各小学校の通学路に防犯カメラを増設していきます。 | 通学路における子どもたちの安全対策として、各小学校の通学路に防犯カメラを増設していきます。 | 通学路防犯カメラの設置数 | 210台【210台】 | 通学路防犯カメラの設置数 | 210台【210台】 | | | | | ○ | | | | | | | | 無 | | | |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）〔〕内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | | | | |
| 目標６「子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する」 | （２）安全・安心な社会環境の整備 | ③防犯・事故予防の推進 | 犯罪や事故を防ぐまちづくりを進めます。 | 道路や公園における安全な環境整備や、事故予防に関する普及啓発に取り組みます。 | 計画事業 | 33 | 241 | 195 | 学校安全安心事業 | 学務課 | 通学路合同点検の計画的に実施します。 | 各小学校の通学路を関係者と点検し、通学路等における子どもたちの安全を確保していきます。 | 3年に一度通学路合同点検の実施校数（全校） | 7校【7校】100% | 3年に一度通学路合同点検の実施校数（全校） | 7校 | | | | | | ○ | | | | | | | 有 | 通学路の合同点検時に、PTAの方などの意見を取り入れ、必要に応じて安全確保へ取り組みを行っている。 | 同左 | |
| | | | | | 計画事業 | 34 | 242 | 196 | 安全・安心な学校づくり | 庶務課（教育施策推進担当課長） | コミュニティ・スクール活動と連動し、安全・安心な学校づくりを拡大します。 | 区内のすべての小中学校で安全安心な学校づくりに取り組む活動をコミュニティ・スクールの中で推進します。また、小・中学校連携教育の視点から、各中学校ブロックで、創意工夫を生かして取組を充実させます。 | インターナショナルセーフスクール認証校数 | 10校【10校】 | コミュニティ・スクール設置校数 | 30校【全小中学校で実施予定】 | | 今後、インターナショナルセーフスクールの認証申請は行わななくなり、コミュニティ・スクールの中で取り組みを推進していくため。 | | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 35 | 243 | 197 | 区立小学校・学童クラブの入退室管理システム | 放課後対策課 | 区立小学校全校において入退室システムを導入し、児童・保護者の安全と安心を向上させます。 | 児童の安全の向上を図り、保護者の安心感担保や緊急時の迅速な対応を実現するため、区立小学校1年生から3年生及び学童クラブに、児童の入退室を保護者に通知するシステムを導入し、運用します。 | 通知配信校数 | 22校【22校】 | 通知配信校数 | 22校 | | | | | | ○ | | | | ○ | | | | 無 | | | 保護者からは大変好評をいただいていますが、必要に応じて、保護者の意見や要望をお伺いいたします。 |
| | | | | | 計画事業 | 36 | 244 | 198 | 交通安全施設整備事業 | 道路整備課 | 区道の交通安全を図るため、道路標識やガードパイプ等の交通安全施設の整備及び維持管理を行います。 | 妊産婦や子ども連れの親子が安心して外出することができるよう、また、子どもの交通事故の減少を図るため、自転車・歩行者等の安全確保と、日常生活に支障をきたさない安全対策を行う。 | － | － | － | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 有 | ・学務課が主体で実施している通学路合同点検にて、学校職員や保護者等から出た意見等を踏まえ、警察と連携しながら交通安全対策を実施している。<br>・春・秋の交通安全運動から出た意見等を踏まえ、警察と連携しながら交通安全対策を実施している。<br>・警視庁からの「交通安全施設の整備等に関する要請」を踏まえ、警察と連携しながら交通安全対策を実施している。 | 左記のとおり | 引き続き、通学路合同点検等で聴取した意見をもとに、区道の交通安全対策を図る。 |
| | | | | | 計画事業 | 37 | 245 | 199 | 交通安全対策事業 | 土木管理課 | 交通事故予防のため、交通安全の普及啓発を行います。 | 春・秋の交通安全運動を中心として、年間を通じた広報・啓発活動を実施します。各種交通安全教室・講習会の実施、交通安全ビデオ・ＤＶＤの貸出し、交通安全協会活動支援などを行います。子どもや子育て世帯に対しては、特に自転車乗用中のルールとマナーに対する啓発活動を行います。 | － | － | － | － | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 無 | | | 未定です。 |
| | | | | | 計画事業 | 38 | 246 | 200 | 中学校自転車安全教室（スケアード・ストレイト授業） | 土木管理課 | 交通事故予防のため、区立中学校で自転車安全教室を行います。 | 事故の恐ろしさと交通ルールを守ることの大切さを実感させることを目的として、区立中学校において、スタントマンによる交通事故再現の様子を目の前で見てもらう交通安全教室を警察署と協働で行います。 | － | － | － | － | | | | | | | ○ | | | | ○ | | | 無 | | | 未定です。 |
| | | | | | 計画事業 | 39 | 247 | 201 | 自転車用ヘルメット普及啓発事業 | 土木管理課 | 自転車の転倒事故による頭部の受傷を防ぐため、子育て世代及び高齢者のヘルメット購入を支援します。 | 自転車の転倒事故による頭部の受傷を防ぐため、自転車用ヘルメットの購入費を助成します。また、子育て世代の保護者を対象とした「交通安全研修会」を実施し、交通安全意識の向上を図ります。 | 幼児児童用ヘルメット購入補助数 | 1,071個【－】 | 自転車用ヘルメットの購入補助数 | 1,440個 | 1,071個 | 道路交通法の改正により、令和5年4月から自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことに伴い、令和5年7月より今までの幼児・児童や高齢者といった年齢制限を撤廃し、全区民及び区外在住で豊島区内の保育園・幼稚園・小学校・中学校に在園・在学する中学生以下の方まで対象を拡大したため。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 無 | | | 未定です。 |
| | | | | | 計画事業 | 40 | 248 | － | 高齢者安全運転支援装置設置促進事業 | 土木管理課 | 交通事故予防のため、高齢者の安全運転支援装置の購入を支援します。 | 高齢者の運転する自動車事故を防止し、区民の安全と安心を図る目的として、高齢者が安全運転支援装置新たに購入及び設置した場合に要する経費の一部を補助します。 | － | － | 令和3年度末で事業終了<br>掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 計画の施策体系における適合箇所 | | | | | 事業の概要 | | | | | | | 目標 | | | | | | 事業対象 | | | | | | | | | | 子ども・若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 事業の主な対象（K） | | | | | | | | | | | | | |
| 目標 | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 目標 | 内容 | 事業分類 | 現行事業No. | 現行事業No. | 次期計画事業No. | 事業名（A） | 担当課（B） | 事業目標（C） | 事業内容（D） | 目標（令和6年度）（E） | 現状値（令和５年度実績）[]内は令和5年度目標値達成率（%）（F） | 目標（令和11年度）（G） | 目標値（令和11年度）（H） | 現状値（令和5年度実績値）（I）（変更した場合のみ記入） | 令和6年度目標を令和11年度目標において見直した理由（J）（変更した場合のみ記入） | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無（L） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか（M）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか（N）（(L)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性（O） |
| 目標６「子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する」 | 環境の整備（２）安全・安心な社会 | ③防犯・事故予防の推進 | 犯罪や事故を防ぐまちづくりを進めます。 | 道路や公園における安全な環境整備や、事故予防に関する普及啓発に取り組みます。 | 計画事業 | 41 | 249 | 202 | 公園等防犯カメラ整備事業 | 公園緑地課 | 公園等における安全対策の強化を図ります。 | 死角の生まれやすいトイレのある公園や落書き･いたずら、不法投棄の防止等、地元の要望のある公園に優先的に防犯カメラを設置することで、子どもや女性がより安心して利用できる公園を作ります。また、確認の頻度が高い公園についてはSDカード型をクラウド型に取り換え、画像確認の迅速化を図ります。 | 8施設に設置 | 8施設【6施設に６か所新規に設置。２施設５か所をクラウド型に取り換え。】100% | 実施施設数 | 8施設 | | 必要性を精査し優先度の高い公園に設置することとしたため。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 無 | | | 防犯カメラの設置にあたっては、子どもの利用状況や地域の要望を検討する中で管理者として判断していきます。 |
| | （３）子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり | ①文化・芸術に親しむ環境づくり | アート･カルチャーによるまちづくりを推進します。 | 子ども･若者がまちの中で文化芸術に触れ、親しむことのできる環境を整備します。 | 重点事業 | 42 | 250 | 203 | トキワ荘マンガミュージアムの開設・運営 | 文化観光課 | 豊島区ゆかりのトキワ荘等のマンガ文化に触れる機会を増やすとともに、関連情報の発信によりまちの魅力を高め、マンガ･アニメを核とする地域文化の継承･発展を目指します。 | トキワ荘のあった南長崎地域に「トキワ荘マンガミュージアム」を開設し、マンガ･アニメ文化の発信やマンガによるまちづくりを地域と一体となって進めます。 | トキワ荘マンガミュージアム及び関連施設年間来館者数（後期基本計画との整合性の問題から「関連施設」に修正） | 123,447 人【160,000人】 | トキワ荘マンガミュージアム及び関連施設年間来館者数（後期基本計画との整合性の問題から「関連施設」に修正） | 280,000人 | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 43 | 251 | 204 | トキワ荘通りお休み処の運営 | 文化観光課 | トキワ荘マンガミュージアムと連携してマンガ文化に触れる機会を増やすとともに、関連情報の発信によりまちの魅力を高め、地域文化の継承･発展を目指します。 | トキワ荘のあったまちの散策拠点である「トキワ荘通りお休み処」を運営します。トキワ荘の部屋の再現等のほか、休憩スペースも設け、トキワ荘マンガミュージアムと連携してまちの魅力を発信します。 | 来館者数 | 14,386人【28,000人】 | 調整中 | 調整中 | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 無 | | | |
| | | | | | 計画事業 | 44 | 252 | 205 | 芸術文化劇場の運営と文化芸術発信事業 | 文化デザイン課 | 子どもたちに良質な芸術文化を鑑賞する機会を提供します。 | 芸術文化劇場（東京建物 Brillia HALL）の管理運営を行い、魅力的な公演を上演することで、区民に良質な芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術文化により地域のにぎわいを創出します。 | 劇場来場者数 | 261,578人【150,000人】 | 劇場来場者数 | 351,000人 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 実施される公演の対象者による | 無 | | | 現在実施されている施設アンケートにおいて、子ども･若者から意見が寄せられた際、反映を行う。 |
| | | | | | 計画事業 | 45 | 253 | 206 | 舞台芸術交流センターの運営と文化の発信事業 | 文化デザイン課 | 子どもたちに舞台芸術の創造、発信の機会を提供することで、舞台芸術の担い手の育成を図ります。 | 舞台芸術交流センター（あうるすぽっと）において、舞台芸術公演、各種講座･ワークショップ等の事業を実施し、芸術文化を通して多様な人々が集い交流する機会を提供します。 | 劇場来場者数 | 48,887人【60,000人】 | 劇場来場者数 | 81,000人 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 実施される公演･事業（ワークショップ等）の対象者による | 無 | | | 現在実施されている施設アンケートにおいて、子ども･若者から意見が寄せられた際、反映を行う。 |
| | | | | | 計画事業 | 46 | 254 | 207 | 池袋西口公園野外劇場管理運営事業 | 文化デザイン課 | 子どもたちが身近に本格的な文化芸術に触れられる機会を提供します。 | 本格的な舞台、ダンス、クラシックなどの音楽会等ができる野外劇場として池袋西口公園野外劇場（GLOBAL RING THEATRE）を整備･運営し、良質な文化の発信やまちの賑わいの創出を図ります。 | 野外劇場利用日数 | 136日【100日】 | 野外劇場利用日数 | 210日 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 実施されるイベントの対象者による | 無 | | | 現在実施されている施設アンケートにおいて、子ども･若者から意見が寄せられた際、反映を行う。 |
| | | | | | 計画事業 | 47 | 255 | 208 | 池袋モンパルナス回遊美術館事業 | 文化デザイン課 | 池袋モンパルナス回遊美術館事業により、美術作家だけではなく、子どもたちが表現する機会を提供していきます。 | 「街のどこもが美術館」をコンセプトに、かつて「池袋モンパルナス」と呼ばれた池袋西口、長崎、千早地域を中心に、池袋東口エリアの会場も加え、美術作家から小学生等までの多彩な作品を展示します。 | 子どもの作品の展示プログラム数 | 4プログラム【4プログラム】（100%） | 子ども･若者の作品の展示プログラム数 | 検討中 | | 「子ども･若者総合計画」であるので、「若者」も加えた。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | 無 | | | 作品展示であるので、対象者からそれほど意見があるわけではなく、もしあれば柔軟に考慮していくことになります。 |
| | | | | | 計画事業 | 48 | 256 | － | 東京芸術祭開催事業 | 文化デザイン課 | 子どもの頃から身近に演劇があり触れることのできる、演劇のまちとしての魅力を発信します。 | 国際アート･カルチャー都市の基幹事業として関係団体、地域と連携を図りながら、東京芸術劇場、あうるすぽっと、街なかの施設等を中心に国際的な舞台芸術祭を開催し、演劇のまちとしての魅力を発信します。 | プログラム数及び参加人数 | 未実施 | プログラム数及び参加人数 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 計画事業 | 49 | 257 | － | 庁舎まるごとミュージアム運営事業 | 文化デザイン課 | 展示空間を利用し、子どもたちに豊島区の文化芸術を紹介するとともに、各課と連携し、子どもの作品展示、また権利等についての展示を随時、実施しています。 | 本庁舎を美術館や博物館のような空間に演出し、3階から9階の通路部分の壁面を使用した展示を行い、区の文化資産の紹介や区の重点施策等の情報をわかりやすくタイムリーに掲示して、区民･来庁者に発信します。 | 子ども関連展示回数 | 8回【6回】（160%） | 子ども関連展示回数 | 掲載終了 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ①文化・芸術に親しむ環境づくり | アート･カルチャーによるまちづくりを推進します。 | 子ども･若者がまちの中で文化芸術に触れ、親しむことのできる環境を整備しま | 計画事業 | 50 | 258 | 209 | 熊谷守一美術館の運営 | 文化デザイン課 | 子どもたちが美術文化を享受することにより、文化の向上と豊かな地域社会の形成を図ります。 | 画家熊谷守一の作品を展示する区立美術館を運営し、区民等が芸術に触れる機会を提供します。 | 観覧者数(有料展示室入館者) | 9,293人【6,800人】 | 施設利用者数（有料展示室入館者数＋無料展示観覧者数） | 12,000人 | 10,832人 | 子ども向けのイベントを無料展示にて実施することもあるため。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 無 | | | 現在実施されている施設アンケートにおいて、子ども･若者から意見が寄せられた際、反映を行う。 |

「子ども･若者総合計画（令和7～11年度）」掲載予定事業（新規掲載事業）

| | 事業の概要 | | | | | | 計画の施策体系における適合箇所 | | | 事業対象 | | | | | | | | | | | 目標 | | | 子ども･若者等事業対象者の意見反映 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | 事業の主な対象（J） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 課名<br>（A） | 事業分類<br>（B） | 現行事業<br>No.<br>（C） | 事業名<br>（D） | 事業目標<br>（E） | 事業内容<br>（F） | 目標<br>（G） | 取組の方向性<br>（H） | 具体的な取組<br>（I） | 出産前 | 0～2歳 | 3～5歳 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者（18～39歳） | 保護者 | 施設・学校職員 | 地域団体 | その他（具体的に記載） | 目標<br>（令和11年度）<br>（K） | 目標値<br>（令和11年度）<br>（L） | 現状値<br>（令和5年度実績）<br>（M） | 子ども・若者等事業対象者の意見反映の取組の有無<br>（M） | 事業実施あたって、事業対象者からの意見や思いをどのように取り入れているか<br>（N）<br>（(M)で有とした場合にのみ記入） | 事業対象者の意見や思いを事業に反映しているか<br>（O）<br>（(M)で有とした場合にのみ記入） | 意見反映の取組について今後の方向性<br>（P） |
| 1 | 指導課 | 新規事業 | － | 子どもに関わる職にある者の服務の厳正 | 子どもたちが安心して学習・生活に取り組めるために、子どもに関わる職にある者の日常的な綱紀粛正を図る。 | 学校教諭や子どもに関わる施設職員に対して服務事故防止に関する研修をお行う。 | Ⅰ子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する | (4) | ① | | | | | | | | | ○ | | | 服務事故防止研修の実施。 | 2件 | 2件<br>【0件】 | | | | |
| 2 | 健康推進課<br>長崎健康相談所 | － | － | 離乳食講習会 | 乳児の健康増進をはかり、保護者が安心して育児に取り組めるよう支援します。 | 生後5か月以降に開始する離乳食のすすめ方について、口の機能の発達に合わせた調理のポイントや実演を交えた講習会を実施します。 | Ⅱ子どもを安心して産み育てるための支援を推進する | (1) | ② | | ○ | | | | | | | | | | 実施回数 | 18回 | 18回 | 無 | | | |
| 3 | 健康推進課<br>長崎健康相談所 | － | － | としま子育て応援パートナー事業 | 妊婦とその家庭の心身の健康の保持、増進に努めるとともに、家庭の孤立化を防ぐなど、健全な育児環境の確保を図ります。 | 特に支援を必要とする妊婦およびその家庭について、サポートプランを作成し継続的な支援を実施します。 | Ⅱ子どもを安心して産み育てるための支援を推進する | (1) | ① | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 健康推進課<br>長崎健康相談所 | 重点事業 | 46 | ゆりかご･としま事業 | 妊婦、乳幼児、保護者の心身の健康の保持、増進に努めるとともに、家庭の孤立化を防ぐなど、健全な育児環境の確保を図ります。 | 妊娠中から出産・子育てに関する様々な不安を軽減し、必要な支援を行うため、「ゆりかご面接（妊娠中の体や心、赤ちゃんを迎える準備等の相談）」を実施するとともに、ゆりかご応援グッズを配付します。 | Ⅱ子どもを安心して産み育てるための支援を推進する | (1) | ① | ○ | ○ | | | | | | | | | | ゆりかご面接実施率 | 92.0% | 89.7%<br>【68%】<br>達成度131.9% | 無 | | | |
| 5 | 健康推進課<br>長崎健康相談所<br>保健予防課 | 計画事業 | 53 | としま見る知るモバイル<br>(令和3年度より「もっと見る知る」に変更)<br><br>母子手帳アプリ<br>母子モ | 妊娠・子育て中の記録を管理することができ、必要な情報を簡単に入手することができるよう、支援体制の充実を図ります。<br>母子手帳アプリを活用し、健診受診・健診結果の確認など利便性の向上を目指します。 | 結婚・妊娠・出産・子育て支援の情報発信を行うアプリを導入し、双方向性の支援を実施します。また、予防接種スケジュール管理とお知らせメールの自動配信を行います。<br>※令和2年度より事業内容一部変更<br>妊娠・成長記録、子育て情報の配信、予防接種のスケジュール管理のほか、面接の予約や健診のデジタル化を推進します。 | Ⅱ子どもを安心して産み育てるための支援を推進する | (1) | ① | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | | 無 | | | |
| 6 | 健康推進課 | 新規事業 | － | 妊婦のための支援給付事業 | 妊婦期の経済的負担を軽減し、妊娠から出産・子育て期に切れ目なく相談・支援が受けられるよう相談支援を充実させます。 | 国の「出産・子育て応援交付金」、東京都の「とうきょうママパパ応援事業」の補助金を活用し、ゆりかご面接後に5万円相当、赤ちゃん訪問後に~~1~0~~万円相当の、出産・子育て応援ギフト(電子クーポン)を交付します。<br>※法改正により事業内容変更の可能性あり<br>妊娠期の経済的負担軽減のため、支援給付を実施します。あわせて妊婦等に対する相談支援を行います。 | Ⅱ子どもを安心して産み育てるための支援を推進する | (2) | ① | ○ | ○ | | | | | | | | | | | ギフトか給付数か目標調整中 | | | 無 | | | |
| 7 | 庶務課 | 重点事業 | 75 | 家庭教育推進事業 | 家庭教育の重要性を啓発します。 | 以下の取組を通じ、子どもの発達段階に応じた学習機会の充実や情報提供を行います。<br>①【家庭教育推進員】区立小学校ＰＴＡ会長から推薦を受けた家庭教育推進員が1年間活動し、2月に学習発表会を開催します。令和6年度末で終了予定<br>②【家庭教育学級】キャリア教育や居場所としての家庭について学ぶ講座を開催します。事業目的変更により掲載終了<br>③【家庭教育講座】区立小中学校ＰＴＡ及び区立幼稚園職員と園児の保護者が企画運営する講座を支援します。 | Ⅱ子どもを安心して産み育てるための支援を推進する | (2) | ② | | | | | | | | ○ | | | | | 家庭教育講座実施数 | 17講座 | 11講座 | 有 | 対象は子どもではなく保護者ですが、アンケートをとっています。またPTA会長や実務担当の成人教育担当者へ直接説明し、質問を受ける場を設けています。 | アンケート等でいただいた意見については、次年度以降の事業に反映しているものもあります。 | 今後も、スムーズな事業実施のため保護者の意見を聞く機会を設けます。 |
| 8 | 庶務課 | － | － | 幼児教育センター機能の整備 | 区内の幼児教育の支援拠点となる「幼児教育センター機能」の整備 | 区内の幼児教育の支援拠点となる「幼児教育センター機能」を整備し、各幼児教育施設へアプローチカリキュラム（就学前5歳児指導計画）に基づく研修の実施などにより、公立・私立幼稚園、保育園など施設の種類を問わず、一体的に幼児教育の質の底上げを図っていきます。 | Ⅲ子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する | (1) | ① | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | 各幼児教育施設を対象とした研修実施回数 | 年6回 | 0回 | 有 | 教育大綱2024策定に伴い調査した「教育施策に関する意識調査」で、（豊島区内の区立・私立幼稚園、保育園の保護者の方対象）通園先に求めることを問う設問を設け、「幼児教育の充実」と回答した人が49．8%である。 | 区内の幼児教育の支援拠点となる「幼児教育センター機能」の整備することで公立・私立幼稚園、保育園など施設の種類問わず一体的に幼児教育の質の向上を図る。 | まずは幼児教育センター機能を関係所管と連携し、設置する. |
| 9 | 保育課 | 新規事業 | | こどもつながる定期預かり事業 | 必要な家庭が安全に事業を利用できるよう、需要に見合った利用定員数の確保とサービスの充実を図ります。 | 保育所等に通っていない、未就学児を週１回定期的に預かり、子ども同士の触れ合いや保育士との育児相談の機会をつくる。 | Ⅲ子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する | (1) | ① | | ○ | | | | | | ○ | | | | 利用人数 | 今後、給付制度化に応じて精査・検討 | 25人 | 無 | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 10 | 生活福祉課<br>西部生活福祉課 | 計画事業 | 140 | 子ども・若者支援事業<br>被保護者次世代育成支援事業 | 貧困の連鎖を防止し、生活保護を受給している子どもや若者が夢や希望をもって自らの人生を選択し、自立した生活を送れるようにします。<br>生活保護受給世帯の子どもが自らの進路を選択し、将来的に自立した生活を送れるように支援します | 子どもや若者のいる生活保護受給世帯に対して、専門の支援員が訪問や面接等を重ねる中で問題点を把握し、ケースワーカーと連携して生活課題の解消や学力向上を目指した無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていけるように支援します。<br>【R6年度より事業改定】<br>原則として小学4年生から高校卒業年次の子どものいる生活保護受給世帯に対し、専門の支援員が面談や訪問による学習状況・生活状況の把握、課題に応じた相談支援、進学に関する情報提供、無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていけるように支援します。 | Ⅳ若者の自立と社会参加を支援する | (1) | ② | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | 高校等在籍率 | 100% | 100% | 有 | 個々の支援対象者と面談等を実施する中で意見や思いを取り入れています。 | 面談等を通じて伺った意見や思いをその後の支援方針に反映させています。 | 引き続き、面談等を通じて支援対象者の意見や思いを受け止めながら事業を推進していきます。 |
| 11 | 生活福祉課<br>西部生活福祉課 | 計画事業 | 140 | 子ども・若者支援事業<br>被保護者次世代育成支援事業【再掲】 | 貧困の連鎖を防止し、生活保護を受給している子どもや若者が夢や希望をもって自らの人生を選択し、自立した生活を送れるようにします。<br>生活保護受給世帯の子どもが自らの進路を選択し、将来的に自立した生活を送れるように支援します | 子どもや若者のいる生活保護受給世帯に対して、専門の支援員が訪問や面接等を重ねる中で問題点を把握し、ケースワーカーと連携して生活課題の解消や学力向上を目指した無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていけるように支援します。<br>【R6年度より事業改定】<br>原則として小学4年生から高校卒業年次の子どものいる生活保護受給世帯に対し、専門の支援員が面談や訪問による学習状況・生活状況の把握、課題に応じた相談支援、進学に関する情報提供、無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていけるように支援します。 | Ⅴそれぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する | (1) | ④ | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | 高校等在籍率 | 100% | 100% | 有 | 個々の支援対象者と面談等を実施する中で意見や思いを取り入れています。 | 面談等を通じて伺った意見や思いをその後の支援方針に反映させています。 | 引き続き、面談等を通じて支援対象者の意見や思いを受け止めながら事業を推進していきます。 |
| 12 | 男女平等推進センター | － | － | にじいろ相談ダイヤル | アンコンシャスバイアス（性別による無意識の思い込みや偏見）などを背景に生きづらさを抱える方々が、自分らしい生き方や自ら解決の道を探れるように電話相談を実施します。 | 性自認・性的指向に関する悩みについて専門の相談員が応じます。 | Ⅴそれぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する | | | | | | | | | | | 多様な性自認・性的指向の人及びその関係者 | 年間の開設数 | 12回 | － | 有 | 相談内容等により事業対象者（相談者）のニーズを把握予定 | 相談内容等により事業対象者（相談者）のニーズを把握予定 | 相談内容等により事業対象者（相談者）のニーズを把握予定 |
| 13 | 男女平等推進センター | － | － | 男性専門相談ダイヤル | アンコンシャスバイアス（性別による無意識の思い込みや偏見）などを背景に生きづらさを抱える方々が、自分らしい生き方や自ら解決の道を探れるように電話相談を実施します。 | 仕事や家庭のこと、人間関係や生き方など、男性の様々な悩みについてカウンセラーが応じます。 | | | | | | | | | | | | 男性 | 年間の開設数 | 12回 | － | 有 | 相談内容等により事業対象者（相談者）のニーズを把握予定 | 相談内容等により事業対象者（相談者）のニーズを把握予定 | 相談内容等により事業対象者（相談者）のニーズを把握予定 |
| 14 | 男女平等推進センター | － | － | すずらんスマイルプロジェクト | 障害者雇用の推進及び障害ある人が働きやすい環境を整備します。 | 当事者に届けるための情報発信や、職員のスキルアップに向けた研修、企業や民間支援団体等と連携・協働した取り組みを実施します。 | Ⅴそれぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する | | | | | | | | | | | 10代・20代の女性 | ターゲティング広告をクリックし、すずらんスマイルプロジェクトHPが閲覧された回数 | 6,000 | 5,822 | 有 | の | 周知用リーフレットのデザイン、や周知の実施方法について、当事者世代の若者の意見を取り入れている。 | 引き続き、当事者世代の若者と意見交換の場を作れるよう努める |
| 15 | 児童相談課 | 重点事業 | 156 | 社会的養育基盤構築事業<br>社会的養育促進事業 | 社会的養育が必要な児童に対する支援の基盤構築を目指します。 | 里親支援担当職員の育成、社会的養育の制度についての普及・啓発や里親やショートステイ協力家庭候補者育成等を行うとともに、児童養護施設等の誘致を検討します。<br><br>民間事業者（フォスタリング機関）も活用した家庭養護の普及啓発、委託促進とともに、社会的養護の担い手の１つである児童養護施設の誘致を検討する。 | Ⅴそれぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する | (1) | ① | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | ①里親普及啓発に関する講演、イベントの開催数<br>②里親登録数 | ①15回<br>②44家庭 | ①7回<br>【５回】<br>②22家庭<br>【21家庭】 | 有 | 里親家庭については日々の支援を通し、里親・子の抱える悩みや要望を、新規登録者に向けては各種イベントでのご質問やアンケートを実施するなど、当事者の声を事業内容に繁栄するよう心がけている。 | 家庭訪問での様子や里親登録相談会、各種イベントに参加された方の意見を踏まえ、事業を展開している。今年度の養育体験発表会のテーマは里親登録相談会等でよく寄せられる意見を基に、里親としての生活をより具体的にイメージできるものを設定した。 | 東京都全体の広域調整の中で里親の不安や戸惑いが生じないよう、区内児相の立地を生かし速やかな対応を行う。新規里親登録活動を通し、区全体に「社会的養護」「子どものための制度」の理解者を増やし、里親子が生活しやすい環境作りへ繋げる。登録相談会や里親実践者から聞かれる意見を参考に事業内容に生かす。 |
| 16 | 文化デザイン課 | 重点事業 | 19 | ぞうしがや こどもステーション運営事業(旧事業No.19) | 子どもたちが多彩な文化芸術が体験できる機会を提供します。 | 区とNPO法人が協働して、次代の文化の担い手である子どもたちを対象に文化芸術に触れるワークショップ等のアートプログラムを展開します。 | Ⅵ子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する | (3) | ① | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | 実施回数、延べ参加者数 | 50回、1,500人 | 41回<br>参加者数1,168人<br>【1,000人】<br>（60%） | 有 | プログラム実施後に毎回アンケートを実施し、参加者の意見を聴取している。また、参加者の反応を関係者内で共有し、課題がある場合は改善策を考え実行している。 | 参加者の意見や反応をふまえ、参加者一人一人が楽しめるようにプログラムの内容を調整している。 | 今後もアンケートの実施、参加者の反応を見ながら、プログラムの内容を調整していく。 |
| 17 | 文化観光課 | 新規事業 | － | IKE-CIRCLEによる文化・観光情報発信 | 豊島区の文化と観光などの情報を集約して発信することで、区内外に豊島区の魅力をPRする。 | 「文化」「観光」「交流都市」の3つのカテゴリに仕分けた情報をWebサイトで公開する。 | Ⅵ子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する | (3) | ① | | | | | | | | | | | アクセス数 | | 237,911<br>【100,000】 | | | | |
| 18 | 人事課 | 新規事業 | － | 障碍者雇用推進 | 障害者雇用の推進及び障害ある人が働きやすい環境を整備します。 | オフィスサポートセンター等、区自らが就労機会の拡大を図ることで、区民や職員に障害者の雇用促進についての理解も深めていきます。 | Ⅴそれぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する | (1) | ⑥ | | | | | | ○ | | | | | 障害者雇用率 | 3.00% | 2.48 | 無 | | | 令和9年度以降の豊島区障害者活躍推進計画に向け、令和８年度中に障害のある職員の満足度に関するアンケート実施予定 |
| 19 | 障害福祉課 | 新規事業 | － | 医療的ケア児等支援協議会 | 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童及びその家族を、身近な地域で支えらえるようにします。 | 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連機関が一堂に会し、医療的ケア児等への取り組みや支援について意見交換や情報共有を図ります。 | Ⅴそれぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する | | | | | | | | | | | 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連機関、及び区関係部署職員 | 豊島区医療的ケア児等支援協議会の開催 | ２回 | ２回 | 無 | | | 対象者から特定の意見の聞き取りは行っておらず、意見を取組みに反映していくことは事業の性質上難しいです。 |
| 20 | 子ども若者課 | － | － | としま子ども若応援プロジェクト | 地域の皆様や企業の皆様等“オールとしま”によるSDGsの推進として、区内の子ども・若者や子育て家庭を「支援をしたい人」と「支援が必要な人」を結び、地域全体で「支援の輪」を広げていきます。 | 地域の方々等からいただいた寄附金を活用した支援事業や、企業・団体等からの「コト・モノ支援」を通じて、子ども・若者や子育て家庭を支援します。 | Ⅵ子ども・若者の健やかな成長を地域 | (1) | ⑦ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ①寄附金を活用した支援事業数<br><br>②「コト・モノ」支援件数 | ①毎年度1事業<br>②毎年度10件 | ①2事業<br>②10件 | 有 | 支援を実施した際にはアンケートをとり、支援を受けた方からの意見や要望を聴取している。 | 物的支援については「どのような物が必要か」等、以前支援を実施した際のアンケートを通して聴取した情報をもとに、支援に活用する食料品等のラインナップの検討に活用した。また、体験型の支援についても、子ども達からの感想等をもとに次回開催するときの内容に活かしている。 | 今後も引き続きアンケート等を通じて、当事者となる子ども・若者や子育て家庭からの意見を聴取していく。 |